

総務省 平成30年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
2	B	地方に対する規制緩和	その他	国勢調査調査員選考において、税務関係者を選考する要件の廃止	<p>【支障事例】</p> <p>国勢調査では他の調査に比べて桁違いの調査員が必要で、確保対策を講じているが有効な手立てがないまま苦慮している。</p> <p>当市においては、平成27年調査でも一般公募での不足を職員で充てねばならず、事務職はもちろん消防職、保育職まで従事した。それでも足りず、1人当たりの担当調査区数を増やすことで充当した。税務関係課職員は約100人いたが、市町村事務要領で税務関係者は避けるように記載されているため従事しなかった。予備人員が確保できない今の状況が変わらなければ期日どおりに調査できなかつたり、調査できない調査区が出たりする可能性がある。</p> <p>【税務関係者が統計調査業務に従事することについて、住民が疑念を持つという懸念に対する説明】</p> <p>調査に従事した職員の中には多くの元税務関係課職員がいるが、税務の調査に利用されるとの誤解や苦情を受けたことはなく、県内の市町村にアンケートをした結果、他市町村でも同様であった。</p> <p>実際、調査票の中に税務調査に密接に関係し、通常の税務調査では知り得ない項目はない。</p> <p>元々、統計法で守秘義務が定められており、行政機関の保有する個人情報に関する法律もある。個人情報に関する法律上での環境が整っており、統計調査の回答が他の用途に使用されないことは明らかである。</p> <p>また、市ではさまざまな分野で市民と利害関係にあるが、実際に国勢調査に従事した市職員が職員であることで調査対象から疑義を受けたり、トラブルになったりしたこともない。</p>	円滑な調査実施の可否に重要な調査員について、成り手が減少している中で、調査員の確保に有効であり、十分な人数で調査を実施することは調査の精度向上にも繋がるとの懸念がある。	国勢調査市町村事務要領	総務省	春日井市	日経新聞記事 中日新聞記事 県内市町村アンケート結果別紙あり	<p>仙台市、山形市、福島県、郡山市、いわき市、白河市、水戸市、ひたちなか市、所沢市、富津市、野々市市、福井市、南アルプス市、山梨市、三島市、一宮市、小牧市、八幡市、伊丹市、出雲市、広島県、徳島市、高松市、愛媛県、新居浜市、東温市、高知県、北九州市、大牟田市、糸島市、大村市、八代市、宮崎市</p> <p>○職員を調査員として動員する場合でも、100人余りの税務関係職員を除外すると、対象者が少なくなり、従事者の選出に支障が生じている。</p> <p>○登録調査員の高齢化が進んでいる中、調査員の負担が増大するとともに、オンライン調査の推進に高齢化した調査員がなじみず、その確保を難しくしている現状がある。</p> <p>○市報・掲示板等で公募しているが、高齢化が進んでいること、60歳以上の方の就業率が高くなっていること等、一般公募で調査員を確保するのは非常に困難である。</p> <p>○本市においても、登録調査員の数が年々減少しており、調査員確保に苦慮している。特に国勢調査においては従来より市職員を動員して調査にあたっているが、一般調査員の減少、市職員の多忙化、職員数削減等により、市職員による調査員確保にも苦慮している。</p> <p>○本市では、国勢調査実施時に、元税務関係職員も調査員として従事しているが、税務調査に利用される等との苦情を受けたことはなく、税務関係職員を除外することにより、調査員の確保が一層難しくなっている。</p> <p>平成27年国勢調査においては、調査員確保に苦慮し、一般公募も実施したところであるが、調査員の力量のバラつきは否めず、指導員や統計担当職員の事務負担増となった。</p> <p>○大都市統計協議会から国に対して要望しているところである。</p> <p>○当市においては、平成27年調査でも一般公募や自治会推薦を行った上で生じた100名以上の不足を職員で充てねばならず、事務職はもちろん消防職、保育職まで従事した。それでも足りず、1人当たりの担当調査区数を増やすことで充当した。税務関係課職員は約50人いたが、市町村事務要領で税務関係者は避けるように記載されているため従事しなかった。予備人員が確保できない今の状況が変わらなければ、正確な調査実施に支障が生じる可能性がある。</p>	<p>税の賦課徴収の事務に従事している者については、調査票が徴税の資料として利用されるのではないかと誤解を招くことにならないようするため、国勢調査の調査員の選考に当たっては、税の賦課徴収に直接関係する者は避けるよう市町村事務要領で定めているところ。一方、留意事項で税務所管課の総務(庶務)、納税思想の普及、電算処理など税の賦課徴収に直接関係する業務を担当しない係の者については選考することも差し支えないとしている。</p> <p>今回の提案では、賦課徴収に直接関係している者であっても調査員として選考できるようにしてほしいものであると認識しているが、当該要件は、世帯における調査への誤解を招くことのないようにするものでもある。</p> <p>一方で、国勢調査の実施に当たっては、全国で約70万人の調査員を選考する必要があり、調査員の確保に当たっては様々な工夫をしなければならないことも理解している。このため、選考に当たっては、要件の緩和等も含め、幅広く地方公共団体の意見を聞きつつ対応の方向性を検討してまいりたい。</p>	<p>統計調査業務上で住民から税務情報を使って調査を省略してほしいと言われることはよくあるが、税務への情報流用について誤解を受け、調査に支障が出たということは聞いたことがない。</p> <p>税務職員についての条件緩和が実行されれば、即、候補者が増えると言う意味で実質的であり、調査員確保の一環として、実現を強く求める。</p> <p>平成32年国勢調査の調査員確保計画を立てるためにも地方公共団体の意見徴収の時期・方法、結果の公表について具体的に提示いただきたい。また、対応の方向性についても、平成32年国勢調査に反映できるように検討時期を明示願いたい。</p>		

総務省 平成30年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月の閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
<p>【三島市】 市町村事務要領の留意事項において、税務所管課の中でも税の賦課徴収に直接関係する業務を担当しない係の者については選考することも差し支えない、との取り扱いが定められているが、多くの自治体では、限られた職員で効率的な行政運営を行うため、税の賦課徴収に直接関係する職員が総務(庶務)なども兼務しており、「賦課徴収に直接関係する業務を担当しない税務所管課職員」などほとんど存在していないことが一般的である。 このような自治体の職員数や配置の実態を踏まえ、各々の自治体の実情に応じて、柔軟な調査員選考が可能になるような取り扱いを検討すべきであり、また、現在自治体が置かれている深刻な状況に鑑み、直ちに検討を開始し、次期(H32)国勢調査の調査員任命時までには結論を得ていただきたい。</p> <p>【所沢市】 具体的な支障事例の中で例示しているとおり、調査への誤解を招くものではないため、ぜひとも対応していただきたい。</p>	—	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>統計調査を実施する上で調査員の確保は重要な課題となっており、提案の内容を実現することで、解決の一助となり得るものであることは認識している。 このため、地方公共団体に幅広く意見を伺いながら対応の方向性を検討し、2020年国勢調査の実施までに結論を得たい。</p>	<p><平30> 6【総務省】 (12)統計法(平19法53) (ii)国勢調査(5条2項)調査員の選考については、地方公共団体及び調査実施者の意見を踏まえつつ、税務関係職員も対象とする方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p><令元> 5【総務省】 (14)統計法(平19法53) (ii)国勢調査(5条2項)調査員の選考については、令和2年の次回調査から、税務関係職員も可能となるよう要件を緩和し、令和2年5月までに市町村事務処理要領を改正する。</p>	事務要領	令和2年5月	令和2年国勢調査の「事務要領」には、税務関係職員を調査員とする際の留意事項を盛り込み、令和2年5月に地方公共団体へ提示した。	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
9	B	地方に対する規制緩和	その他	行政不服審査法に基づく審査手続の簡素化	地方公共団体の情報公開・個人情報保護審査会が諮問を受けて実質的な審査を行う審査請求については、審査庁による審査手続に係る事務を廃止するよう求める。	国の情報公開・個人情報保護事務においては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「行政機関情報公開法」という。)及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「行政機関個人情報保護法」という。)に基づく開示決定等について、行政不服審査法に基づく審査請求がなされた場合、行政機関情報公開法及び行政機関個人情報保護法の規定により、行政不服審査法に基づく口頭意見陳述等の審査手続を経ずに直ちに情報公開・個人情報保護審査会に諮問することとされており、迅速な審査が可能とされている。	審査庁による審査手続を経ることなく広島市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができ、審査請求人の簡易迅速な救済が図られる。	行政不服審査法第31条等 (参考) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第18条第1項 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第42条第1項	総務省	広島市	旭川市、ひたちなか市、栃木県、川崎市、中津川市、山梨市、浜松市、京都府、京都市、神戸市、伊丹市、徳島県	○簡易迅速な国民の権利利益の救済という改正法の目的の実現を図るためにも、都道府県や市町村の情報公開審査会等においても、インフォーマ管理等、国の情報公開・個人情報保護審査会と同等の審査手続が保障されるのであれば、審査庁における審査手続を法の適用除外とし、簡素化できるようにしても特段の支障はないと考える。 ○情報公開条例において、行政不服審査法に規定する審査手続と同等の内容を情報公開審査会の調査権限として規定しており、行政不服審査法に基づく審査手続を省略したとしても、審査請求人の救済の妨げとなることはなく、むしろ審査の迅速化につながるものと考えられる。 ○本県でも審査請求の件数が増加しており、広島市と同様、審査請求人にとっては、簡易迅速な救済が可能になると、また、実施機関にあつては、行政不服審査法に基づく口頭意見陳述に係る事務負担の軽減が可能となることの観点から廃止を求めたい。 このように簡易迅速な救済は図られるとしても、公正な手続という法の趣旨を損ねることになり、御提案を受け入れることは困難 ○なお、法第31条に規定する口頭意見陳述は、審査請求人等の申立てがあつた場合にのみ実施されるものであり、実質的な審査を行う情報公開・個人情報保護審査会等において同等の手続を保障し、その活用を図るなどの運用上の工夫により、迅速性の向上を図ることは可能であると考える。	○行政不服審査法(以下、「法」という。)は、国民の権利利益の救済を図るため、国・地方を問わず、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度を定めた一般法であり、不服申立ての手続等については、不服申立人の手続的権利を保障する等の観点から、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによるものとされており(法第1条第2項)、条例において法に定める審査手続を適用除外とすることは、この法の基本原則に抵触することになる。 ○また、法においても、地方自治の尊重の観点から、情報公開条例及び個人情報保護条例に基づく開示決定等について情報公開・個人情報保護審査会等が諮問を受けて実質的な審査を行っている場合などを念頭に、条例に基づく処分については、法第9条ただし書により、条例に特別の定めがある場合には審査員を指名しないことができることとされており、これらの活用により、一定の負担軽減を可能としているところである。 ○情報公開条例及び個人情報保護条例に基づく開示決定等については、条例の規定に基づき地方公共団体の情報公開・個人情報保護審査会等が諮問を受けて実質的な審査を行うことを理由に審査手続を適用除外することとした場合、条例の規定次第で、法第2章第3節に定める審査手続と同等の手続的権利が保障されないおそれも否定できず(※)、より簡易迅速な救済は図られるとしても、公正な手続という法の趣旨を損ねることになり、御提案を受け入れることは困難 ○なお、法第31条に規定する口頭意見陳述は、審査請求人等の申立てがあつた場合にのみ実施されるものであり、実質的な審査を行う情報公開・個人情報保護審査会等において同等の手続を保障し、その活用を図るなどの運用上の工夫により、迅速性の向上を図ることは可能であると考える。	○国・地方を問わず、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度を定めた一般法であり、不服申立ての手続等については、不服申立人の手続的権利を保障する等の観点から、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによるものとされており(法第1条第2項)、条例において法に定める審査手続を適用除外とすることは、この法の基本原則に抵触することになる。 ○また、法においても、地方自治の尊重の観点から、情報公開条例及び個人情報保護条例に基づく開示決定等について情報公開・個人情報保護審査会等が諮問を受けて実質的な審査を行っている場合などを念頭に、条例に基づく処分については、法第9条ただし書により、条例に特別の定めがある場合には審査員を指名しないことができることとされており、これらの活用により、一定の負担軽減を可能としているところである。 ○情報公開条例及び個人情報保護条例に基づく開示決定等については、条例の規定に基づき地方公共団体の情報公開・個人情報保護審査会等が諮問を受けて実質的な審査を行うことを理由に審査手続を適用除外することとした場合、条例の規定次第で、法第2章第3節に定める審査手続と同等の手続的権利が保障されないおそれも否定できず(※)、より簡易迅速な救済は図られるとしても、公正な手続という法の趣旨を損ねることになり、御提案を受け入れることは困難 ○なお、法第31条に規定する口頭意見陳述は、審査請求人等の申立てがあつた場合にのみ実施されるものであり、実質的な審査を行う情報公開・個人情報保護審査会等において同等の手続を保障し、その活用を図るなどの運用上の工夫により、迅速性の向上を図ることは可能であると考える。	○国・地方を問わず、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度を定めた一般法であり、不服申立ての手続等については、不服申立人の手続的権利を保障する等の観点から、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによるものとされており(法第1条第2項)、条例において法に定める審査手続を適用除外とすることは、この法の基本原則に抵触することになる。 ○また、法においても、地方自治の尊重の観点から、情報公開条例及び個人情報保護条例に基づく開示決定等について情報公開・個人情報保護審査会等が諮問を受けて実質的な審査を行っている場合などを念頭に、条例に基づく処分については、法第9条ただし書により、条例に特別の定めがある場合には審査員を指名しないことができることとされており、これらの活用により、一定の負担軽減を可能としているところである。 ○情報公開条例及び個人情報保護条例に基づく開示決定等については、条例の規定に基づき地方公共団体の情報公開・個人情報保護審査会等が諮問を受けて実質的な審査を行うことを理由に審査手続を適用除外することとした場合、条例の規定次第で、法第2章第3節に定める審査手続と同等の手続的権利が保障されないおそれも否定できず(※)、より簡易迅速な救済は図られるとしても、公正な手続という法の趣旨を損ねることになり、御提案を受け入れることは困難 ○なお、法第31条に規定する口頭意見陳述は、審査請求人等の申立てがあつた場合にのみ実施されるものであり、実質的な審査を行う情報公開・個人情報保護審査会等において同等の手続を保障し、その活用を図るなどの運用上の工夫により、迅速性の向上を図ることは可能であると考える。

各府省からの第1次回答を踏まえ追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況									
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定						
<p>【神戸市】</p> <p>○行政不服審査法は行政処分一般における不服申立ての一般法であるが、情報公開・個人情報保護審査会等(以下「審査会」という。)による審理手続は、長年の実績もあり、条例において手続を定めるという1点をもって、審査請求人の手続的権利の保障されないものではない。また、国において法が適用除外としていることとの均衡からも、審査会が実質的審理を行うにもかかわらず、それに至る手続が、国と地方公共団体とで手続が大きく異なることは、審査請求人の混乱を招く一因でもあり、望ましいものではない。</p> <p>○条例に基づく処分について、審理員指名手続の適用除外を設けているもの、多くの手続は、審理員を審査庁と読み替えて行うべきこととされており、大きな負担の軽減とはなっていない。従来、審査請求受理後、弁明書の作成を求めず、速やかに諮問し、審査会に対する主張書面を提出することにより、迅速に審理が行っていたところ、法改正により、弁明書の提出が義務化されたことにより、むしろ、審査庁における弁明書・反論書の取り取りのため、時間が費やされている。</p> <p>○従来は、実質的審理を行う審査会の場で口頭意見陳述が行われ、審査庁に対し口頭意見陳述を求められるケースはなかったが、法の改正により審査庁が行う口頭意見陳述の場で処分庁に対する質問権が認められたことにより、質問権を行使するためだけに審査庁に対し口頭意見陳述の申立てをするケースがあり、審査庁が行う他の事務に加え、その負担は増加している。</p> <p>○条例の規定次第で、法第2章第3節に定める審理手続と同等の手続的権利が保障されないおそれについては、以下の案のように、条例で手続を定めた場合には法における同様の手続に代えることができるような制度設計にすれば、手続的権利を保障しつつ、屋上屋を重ねるような二重の手続を行うことはなくなる。(条例において、審査会が口頭意見陳述を不要と認めた場合には行わない旨規定している場合は、審査庁が法に基づき行うことが義務付けられるような制度とする。)</p> <p>【第9条改正案(項追加)】</p> <p>5 第1項ただし書の特別の定めがある場合において、当該地方公共団体の条例に地方自治法第138条の4第3項に規定する機関が第3節に規定する審理手続と同様の手続を行うことと定められているときは、第3項の規定にかかわらず、第3節に規定する審理手続に代えて、当該条例で定める手続により行うことができる。</p> <p>【新案】</p> <p>法第9条ただし書により、条例に基づく処分について、条例で審理員を指名しない規定を設けた場合、審査庁では実質的な審理は行わないこととなる。このような状況で口頭意見陳述を行っても、形式的なもの以上の効果は期待できない。</p> <p>条例により情報公開・個人情報保護審査会等において口頭意見陳述の手続を保障している場合については、審査庁における口頭意見陳述を含む手続について、適用除外規定を設ける法改正を行うことが適当である。</p>		<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>		<p>○ 行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)は、国民の権利利益の救済を図ることを目的とする法律であり、国・地方を問わず、国民に一定の水準の手続的権利を保障する観点から、第1条第2項において、「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為(以下単に「処分」という。))に関する不服申立てについては、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。」としている。</p> <p>○ 国の情報公開・個人情報保護事務における開示決定等に係る審査請求については、情報公開・個人情報保護審査会は、両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命する委員から構成され、独立の事務局が設けられているなど、処分庁及び審査庁から独立した地位が保障されており、実際の運用においても、中立・公正な第三者機関として、審査請求の実質的な審理機関としての役割を担ってきた実績も踏まえ、行政機関情報公開法及び行政機関個人情報保護法に基づく特例として、法第2章第3節の規定が適用除外されたもの。</p> <p>○ 情報公開条例及び個人情報保護条例における審査手続等の規定については、地方公共団体により相違がある状況にあると承知しているところ、御提案のような特例を設けること可容、特例を設けることとする場合のその範囲や要件については、地方公共団体における情報公開条例及び個人情報保護条例の規定や情報公開・個人情報保護審査会の運用を含め、28年法改正後の各自治体における運用状況等を踏まえ検討する必要がある。</p> <p>○ 法附則第6条においては、「政府は、この法律の施行後五年を経過(＝平成33年4月)した場合には、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定されており、同条に基づく見直し検討に向けて、平成31年度に審査請求の処理実態等について調査を行うなど、今後調査を進めることとしているところ、御提案の点についても、これらにより把握した運用実態、支障等を踏まえた上で、有識者の意見も聴きながら、検討してまいりたい。</p> <p>○ なお、「従来、審査請求受理後、弁明書の作成を求めず、速やかに諮問し、審査会に対する主張書面を提出することにより、迅速に審理が行っていたところ、法改正により、弁明書の提出が義務化されたことにより、むしろ、審査庁における弁明書・反論書のやり取りのため、時間が費やされている。」との御意見については、現行制度においても、処分段階の説明に更に付記する必要がある場合等において弁明書の記載を「処分の決定書に記載のとおりとするなど、運用上の工夫により手続の簡略化を図ることは可能と考える。</p>				<p>6【総務省】</p> <p>(16)行政不服審査法(平28法68)</p> <p>地方公共団体における行政不服審査の申立手続において、地方公共団体に情報公開審査会又は個人情報保護審査会が設置されている場合の審理手続の在り方については、附則6条に基づき、同法施行後5年を経過した場合の検討のための運用実態の把握に併せて、地方公共団体における運用実態、支障等を踏まえた上で、2021年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>				<p>本提案については、ガイドライン等の整備・記布により、実質的には地方の提案について実現している。今後、必要に応じて検討を深めてまいりたい。</p> <p>検討中 (ただし、令和4年6月28日のガイドラインの整備・記布により、実質的には実現済み)</p> <p>地方公共団体における運用実態、支障等の把握等に努めてきた。また、令和3年6月28日から同年12月21日までの間、「行政不服審査法の改善に向けた検討会」を開催し、該点として取り上げ、検討を行い、令和4年1月に最終報告が取りまとめられた。</p> <p>検討会における最終報告において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状の審査庁による審理手続の実施は、行政不服審査法上の審査請求人に対する手続保障として設けられているものと考えられ、当該手続に替わる手続保障を担保する必要が有ると考えられること ・情報公開条例に基づく処分の審理手続の在り方については、情報公開制度特有の問題と捉え、条例で審査庁に代わる特別な審査機関を設けることが行政不服審査法上可能かどうかの問題と捉えることなど、いくつかの考え方があり得るところ。この点について、現時点においては十分な集積が得られておらず、また、個人情報保護法の令和3年改正の施行後の状況も踏まえる必要があることから、今後、改めて実態を見極めつつ、検討を深めることが適当であると考えること等が示されたことを踏まえ、地方公共団体に情報公開審査会又は個人情報保護審査会が設置されている場合の審理手続の在り方について引き続き検討を行うこととする。 <p>なお、検討会の最終報告を踏まえ、当面の措置として、簡易迅速な権利利益の救済の観点から、運用上の工夫(審査庁における審理手続を情報公開審査会等における調査審議の中で実施するよう促す等の対応)を令和4年6月28日に整備・記布した事務取扱ガイドライン等において示しており、実質的には地方の提案について実現している。</p>			

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料	
																各府省からの第1次回答
10	B	地方に対する規制緩和	その他	国勢調査の調査員の選考基準の要件緩和	国勢調査の調査員として税務関係職員も従事できるような調査員の選考基準の要件緩和を求める。	総務省が実施する国勢調査では、調査に従事する調査員を、原則として民間人(登録調査員や地元町内会から推薦された住民)の中から市町村が選考している。しかしながら、オーソックマンションやワンルームマンションを中心に、調査のための面接さえ困難な世帯が増加し、調査員のなり手が不足することから、本市では市職員を調査員として従事させ、調査を実施しているところである。この調査員の選考に関し、国の事務要領では、「国勢調査の調査員が徴税や犯罪捜査の資料として利用されるのではないかと誤解を招くことのないようにするため」という理由により、調査員の選考要件を「税務・警察に直接関係のない者であること」としている。このため、本市の税務関係職員を調査員として従事させることができない状況にある。これについては、税務事務での活用が調査目的とならないことは国のホームページ等で明確化されており、また、そもそも調査員には統計法上の守秘義務が伴って他行政での転用が認められない制度上の担保がある。今後の国勢調査の実施に当たっては、上記のように調査が困難な世帯がますます増加することや、登録調査員の高齢化が進むことを考慮すると、調査員のなり手がさらに不足し、これまで以上に市職員を調査員として活用することが必要になってくるものと予想される。このため、税務関係職員も国勢調査の調査員として市町村が選考できるよう要件の緩和を求める。	国勢調査の調査員に税務関係職員を従事させることができるようになることで、調査員を安定的に確保し、今後も調査を着実に進めることが可能となる。	・平成27年国勢調査 市町村の事務の処理基準 ・平成27年国勢調査 市町村事務要領(その1)	総務省	広島市、広島県	一	仙台市、山形市、福島県、磐前市、いわき市、白河市、水戸市、ひたちなか市、所沢市、市川市、富津市、野々市市、福井市、南アルプス市、山梨県、三島市、春日井市、小牧市、八幡市、伊丹市、南あわじ市、島根県、防府市、徳島市、高松市、愛媛県、新潟県、東砺波市、高知県、北九州市、大牟田市、島原市、大村市、八代市、宮崎市	○職員を調査員として動員する場合でも、100人余りの税務関係職員を除外すると、対象者が少なくなり、従事者の選出に支障が生じている。 ○登録調査員の高齢化が進んでいる中、調査員の負担が増大するとともに、オンライン調査の推進に高齢化した調査員がなじみず、その確保を難しくしている現状にある。 ○市報・掲示板等で公示しているが、高齢化が進んでいること、60歳以上の方の就業率が高くなっていること等、一般公務で調査員を確保するのは非常に困難である。 ○本市においては、登録調査員の数が年々減少しており、調査員確保に苦慮している。特に国勢調査においては従来より市職員を動員して調査にあたっているが、一般調査員の減少、市職員の多忙化、職員数削減等により、市職員による調査員確保にも苦慮している。 ○本市では、国勢調査実施時に、元税務関係職員も調査員として従事しているが、税務調査に利用される等との誤解を受けたことではなく、税務関係職員を除外することにより、調査員の確保が一層難しくなっている。 平成27年国勢調査においては、調査員確保に苦慮し、一般公務も実施したところであるが、調査員の力量のバラつきは否めず、指導員や統計担当職員の事務負担増となった。 ○大都市統計協議会から国に対して要望しているところである。 ○当市では、平成27年度調査で一般公務で自治会推薦を行った上で生じた100名以上の不足を職員で充てねばならず、事務職はもちろん消防職、保育職まで従事した。それでも足りず、1人当たりの担当調査区数を増やすことで充当した。税務関係課職員は約50人いたが、市町村事務要領で税務関係者は避けるように記載されているため従事しなかった。準備人員が確保できない今の状況が変わらなければ、正確な調査実施に支障が生じる可能性がある。	税の賦課徴収の事務に従事している者については、調査票が徴税の資料として利用されるのではないかと誤解を招くことのないようにするため、国勢調査の調査員の選考に当たっては、税の賦課徴収に直接関係する者は避けるよう市町村事務要領で定めているところ。一方、留意事項で税務所管課の総務(庶務)、納税思想の普及、電算処理など税の賦課徴収に直接関係する業務を担当しない者については選考することも差し支えないとしている。 今回の提案では、賦課徴収に直接関係している者であっても調査員として選考できるようにしてほしいものであると認識している。 国勢調査の実施に当たっては、全国で約10万人の調査員を選考する必要があり、調査員の確保に当たっては様々な工夫をしなければならぬことも理解している。このため、選考に当たっては、要件の緩和等も含め、幅広く地方公共団体の意見を聞きつつ対応の方向性を検討してまいりたい。	調査員の選考に当たっては、統計法上、調査票情報等の利用制限が規定されていることを前提とするならば、現行の市町村事務要領に規定されている「税の賦課徴収の事務に直接関係する者」を選考しても支障とはならないことから、本市提案の実現に向け、2020年に実施予定の次回国勢調査に間に合うよう、具体的なスケジュールの下で検討いただきたい。	一
11	B	地方に対する規制緩和	その他	選挙における投票管理者及び同職務代理者の要件緩和	選挙における投票管理者及び同職務代理者は、選挙の種類を問わず、選考要件を「当該選挙の選挙権を有する者」ではなく、「選挙権を有する者」の中から選任できるよう要件緩和を求める。	公職選挙法では、選挙当日の投票管理者及びその職務代理者(以下「投票管理者等」という。)は、「当該選挙の選挙権を有する者」でなければならないと規定されている。特に市の選挙(市長選・市議員選)においては、市外に居住する市職員を選任できないことから、投票管理者等の選任に苦慮しているという実態がある。そこで、投票管理者等を「当該選挙の選挙権を有する者」ではなく、「選挙権を有する者」の中から選任できるよう要件緩和を求める。	市議会議員選挙等の実施において、効率的に投票管理者等の選任が行えるようになる。	公職選挙法第37条第2項 公職選挙法施行令第24条第1項	総務省	広島市、広島県	一	宮城県、仙台市、山形市、八王子市、小田原市、綾瀬市、中井町、新潟市、石川県、福井市、山梨県、浜松市、田原市、京都府、大阪市、堺市、兵庫県、神戸市、生駒市、倉敷市、府中町、高松市、新居浜市、北九州市、筑紫野市、宮若市、戸塚町、熊本市、八代市、宮崎市	○本市では、投票に関する事務の責任者である投票管理者等について、その職務の重要性及び専門性を考慮し、市職員を選任している。選挙に関する事務を委嘱された場合に忠実にこれを執行することが義務付けられている(公職選挙法第273条)市職員には、選挙事務に係る経験ノウハウの豊富な蓄積があり、投票事務の適正かつ公平な管理執行のために、投票管理者等にも市職員を選任することが適当であるといえる。 しかしながら、投票管理者等を選任するにあたっては、本市には85か所の投票所があり、その人員確保に苦慮している。とりわけ、現行法令のもとでは、市長及び市議会議員の選挙において、投票管理者等に市内在住の職員を選任する必要があるが、選挙の都度、200名近くを確保することは容易ではなく、結果として特定の職員への選任の固定化及び負担の増大化を招いている。 一方、期日前投票においては適任者確保の観点から、投票管理者等の資格要件を「選挙権を有する者」とされているところであるが、このことよって、投票期当日の投票と比較して、期日前投票において選挙事務執行上、特別の支障が生じているとは考えず、また、適任者確保の観点も期日前投票のみに必要なものではない。 投票管理者等の資格要件を「選挙権を有する者」と緩和することは、より広い視点で適任者を確保することにもつながり、より一層の公平公正な選挙執行に資するものである。また、平成31年には統一地方選挙を控え、本市でも市議会議員選挙執行が予定されていることから、提案内容の早期実現を求め、 なお、提案内容については、平成28年度に全国市区選挙管理委員会連合会(全国774の市と特別区が加入)より、総務大臣等に要望している。 ○本市においても、市内在住職員の数が減少しており、今までどおり投票管理者及び同職務代理者の確保が出来ない事が予想されている。 また、投票事務や選挙制度に関する十分な知識が必要であることから、住民の中から選任するものも難しく、自治会等の協力も得がたいため、法改正を要望する。 ○本県においても、管理者に充当する市町職員の確保に苦慮している。(特に投票日と動員を要するイベントが重なった場合など)	投票管理者及びその職務代理者については、公職選挙法第37条第2項において、「当該選挙の選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者」と規定されている。これは、投票管理者は、選挙人の公益の代表として当該投票区の投票事務を管理執行するものであるという趣旨から「当該選挙の選挙権を有する者の中」から選任されるものとされているが、総務省の「投票環境の向上方策等に関する研究会」においても、本件提案と同様の問題の指摘があったことから、同研究会における議論を踏まえて、今後の対応を検討していく。	投票管理者及び同職務代理者の選任要件を、「当該選挙の選挙権を有する者」ではなく、「選挙権を有する者」の中から選任できるよう要件緩和を求めるという本市の提案は、市の選挙(市長選・市議員選)においては、市外に居住する市職員を選任できないことから、投票管理者等の選任に大変苦慮しているという実態を踏まえた上で提案したものである。ついで、次回の統一地方選挙が平成31年度に差し迫っていることを踏まえ、当該選挙に間に合うよう、所要の法整備を早急にお願したい。	一

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
【三島市】 市町村事務要領の留意事項において、税務所管課の中でも税の賦課徴収に直接関係する業務を担当しない係の者については選挙することも差し支えない、との取り扱いが定められているが、多くの自治体では、限られた職員で効率的な行政運営を行うため、税の賦課徴収に直接関係する職員が総務(庶務)なども兼務しており、「賦課徴収に直接関係する業務を担当しない税務所管課職員」などほとんど存在していないことが一般的である。 このような自治体の職員数や配置の実態を踏まえた上で、各々の自治体の実情に応じて、柔軟な調査員選考が可能になるような取組を検討すべきであり、また、現在自治体が置かれている深刻な状況に鑑み、直ちに検討を開始し、次期(H32)国勢調査の調査員任命時まで結論を得ていただきたい。 【春日井市】 統計調査業務上で住民から税務情報を使って調査を省略してほしいと言われることはよくあるが、税務への情報流用について誤解を受け、調査に支障が出たということは聞いたことがない。 税務職員についての条件緩和が実行されれば、即、候補者が増えと言う意味で実質的であり、調査員確保の一環として、実現を強く求める。 平成32年国勢調査の調査員確保計画を立てるためにも地方公共団体の意見徴収の時期・方法、結果の公表について具体的に提示いただきたい。また、対応の方向性についても、平成32年国勢調査に反映できるような検討時期を明示願いたい。 【所沢市】 具体的な支障事例の中で例示しているのとおり、調査への誤解を招くものではないため、ぜひとも対応していただきたい。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		統計調査を実施する上で調査員の確保は重要な課題となっており、提案の内容を実現することで、解決の一助となり得るものであることは認識している。 このため、地方公共団体に幅広く意見を伺いながら対応の方向性を検討し、2020年国勢調査の実施までに結論を得たい。	<平30> 6【総務省】 (12)統計法(平19法53) (ii)国勢調査(5条2項)調査員の選考については、地方公共団体及び調査実施者の意見を踏まえつつ、税務関係職員も対象とする方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 <令元> 5【総務省】 (14)統計法(平19法53) (ii)国勢調査(5条2項)調査員の選考については、令和2年の次回調査から、税務関係職員も可能となるよう要件を緩和し、令和2年5月までに市町村事務処理要領を改正する。	事務要領	令和2年5月	令和2年国勢調査の「事務要領」には、税務関係職員を調査員とする際の留意事項を盛り込み、令和2年5月に地方公共団体へ提示した。		
【八王子市】 投票管理者等の職務である選挙人の公益代表として当該投票区の選挙事務を管理執行することは、「当該選挙の選挙権を有する者」という基準により担保されるものではなく、これを選任する各市町村の選挙管理委員会の権限及び責任において確保すべきものである。 平成31年執行予定の統一地方選挙においては、全国多くの自治体において市町村長等のいわゆる地方選挙が実施されるが、本提案内容は、まさにこの地方選挙における支障等の改善を求めるものである。このため、これまでの要望及び議論等を踏まえ、来年の統一地方選挙に確実に間に合うように、速やかに措置を講じられることを強く要望する。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		総務省の「投票環境の向上方策等に関する研究会」において、本件提案と同様の問題点の指摘があったことから、今後の対応を検討したいと考えており、法制的な面から具体的な要件緩和の在り方を検討していきたい。	6【総務省】 (3)公職選挙法(昭25法100) (ii)投票管理者(37条2項)及び投票管理者の職務代理者(施行令24条1項)の選任要件については、市区町村が幅広く選任できるよう法制的な面から具体的な要件緩和の在り方を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	法律及び政令	令和元年6月1日施行	国会議員の選挙時の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律(令和元年法律第1号) 公職選挙法施行令の一部を改正する政令(令和元年政令第15号)		

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料	
12	B	地方に対する規制緩和	その他	選挙における投票立会人・投票立会人の要件緩和	選挙における投票立会人において、選任要件を「各投票区における選挙人名簿に登録された者」ではなく、「当該選挙の選挙権を有する者」の中から選任できるよう要件緩和を求める。	公職選挙法では、選挙当日の投票立会人は、「各投票区における選挙人名簿に登録された者」でなければならないと規定されているが、有権者数の少ない投票区においては、高齢化や就業環境の変化などにより投票立会人を選任することが困難な実態がある。 そこで、投票立会人を、「各投票区における選挙人名簿に登録された者」ではなく、「当該選挙の選挙権を有する者」の中から選任できるよう要件緩和を求める。	各種選挙の実施において、効率的に投票立会人の選任が行えるようになる。	公職選挙法第38条	総務省	広島市、広島県	一	宮城県、仙台市、綾瀬市、中井町、新潟市、石川県、福井市、山梨市、京都府、京都市、大田市、堺市、兵庫県、神戸市、岡山県、倉敷市、府中市、高松市、平和島市、北九州市、筑紫野市、宮若市、芦屋町、熊本市、八代市、宮崎市	○当市においても投票立会人の選定には毎回苦労しているところであり、制度改正を希望する。「当該投票区の選挙人名簿に登録されていること」は、投票事務の公平を確保する公益代表という立会人の職責を果たすための必須要件ではないと考える。 ○当市においても、提案団体が示す投票立会人選任要件に関する支障事例が発生している。提案団体と同様に高齢化と就業構造の変化が背景にあり、一つは中心商店街が属する投票区において、店舗は当該商店街の投票区にあるが、住所は郊外の住宅といった自営業者が多く、投票立会人の選任要件が支障となり選任することができず、いけば、地方都市におけるニュータウン化現象とも言えるべき事態が進展しており、選任に時間を要し大変苦慮した事がある。また、もう一つは限界集落的な有権者20数名の投票区が存在しており、投票立会人の選任をしていたが、当日急病になったため、代替の投票立会人を依頼するのに時間がなく困ったこともある。現在の投票所の環境を考えると、期日前投票所同様に「当該選挙の選挙権を有する者」に選任要件を緩和されると効率的な選任が行えるようになる。 ○本市は山間部を有し、この地区においては、過疎化が進み有権者数が極少の投票区がいくつもある。そして、当該投票区は高齢化率が高く、投票立会人の選任に苦慮している。 ○人口の都市部流入や高齢人口割合の著しい増加等により、選任可能な人材が著しく減少している投票区が多く、選挙執行自体に影響を与えない状況となっている。選任の確実な選任を確保する観点から、投票立会人の選任要件を緩和することは必要であると考え。 (ただし、投票立会人の資質として、「当該区域内の選挙人は、自己の区域内における事情に連動し、投票が自由かつ公正に行われることを監視するに最も適当な立場にある者」が求められるとされており、このことを鑑みると、選任要件の緩和と並行し、投票区についても社会情勢にあわせた見直しを図ることが必要と考える。) ○過疎化により有権者数が極めて少数となり、更に高齢化している。投票区においては、「各投票区の選挙権を有する者」を投票立会人として選任することが困難になっている。実際に投票立会人を選任できず「投票区を統合した事例もあることから、「当該選挙の選挙権を有する者」に要件緩和を要望する ○当県においても、選挙人数が少ない投票区を抱える市町村等から、投票立会人の選任に苦慮しているという声を聞いており、立会人の選任要件の緩和は、投票所の円滑な運営や少数投票区の維持のため必要と考える。 そもそも、選挙当日の投票立会人を「各投票区における選挙人名簿に登録された者」に限ることとしているのは、「当該投票区の選挙人は、自己の区域内における事情に連動し、投票が自由かつ公正に行われることを監視するに最も適当な立場にある者と認められた者」(昭和31.6東京高裁判決)であるためと解される。しかしながら、現在の地域コミュニティの状況においては、必ずしも上記趣旨を実現できるものとなっていないこと(地域・投票区により事情は様々であるため。)、期日前投票所における投票立会人には同様の制限がなく、かつ、そのために選挙の公正が阻害されるような具体的な支障は生じていないこと、上記立会人の制限により、投票立会人の選定に苦慮している市町村があること、等を考慮すると、投票立会人として「最も適当な立場にある者」は、法で一律に規定するのではなく、その地域の事情に精通している各市町村において個別に判断することが適当と考える。 ○本市においては、投票区内の町内会連合会に対し、立会人の推薦を求めているが、投票区と町内会連合会の区域は必ずしも一致しないことから、投票区外の選挙人が推薦された場合、再度推薦依頼を行うなど、あらためて手続きが必要となり、町内会連合会、選管の双方に負担がかかっている。本市が構成員となっている指定都市選挙管理委員会連合会からも同内容の法改正要望を行っており、主旨に賛同する。	公職選挙法第38条第1項では、選挙当日の投票立会人は、「各投票区における選挙人名簿に登録された者」でなければならないと規定されている。このことに関しては、昭和31年6月9日東京高裁判決でも、「当該区域内の選挙人は、自己の区域内における事情に連動し、投票が自由かつ公正に行われることを監視するに最も適当な立場にある者」であると考へが示されている。 投票立会人については、基本的にこの考えに基づくべきものと考えが、総務省の「投票環境の向上方策等に関する研究会」においても、本件提案と同様の問題点の指摘があったことから、同研究会における議論を踏まえて、今後の対処を検討していく。	選挙当日の投票立会人の選任要件を「各投票区における選挙人名簿に登録された者」ではなく、「当該選挙の選挙権を有する者」の中から選任できるよう要件緩和を求めるという本市の提案は、有権者数の少ない投票区においては、高齢化や就業環境の変化などにより投票立会人を選任することが困難な実態があるということ踏まえた上で提案したものである。ついでに、次回の統一地方選挙が平成31年度に差し迫っていることを踏まえ、当該選挙に間に合うよう、所要の法整備を早急にお願したい。	

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		総務省の「投票環境の向上方策等に関する研究会」において、本件提案と同様の問題点の指摘があったことから、今後の対応を検討したいと考えており、法制的な面から具体的な要件緩和の在り方を検討していきたい。	6【総務省】 (9)公職選挙法(昭25法100) (iii)投票立会人(38条1項)の選任要件については、市区町村が幅広く選任できるよう法制的な面から具体的な要件緩和の在り方を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	法律	令和元年6月1日施行	国会議員の選挙時の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律(令和元年法律第1号)	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
13	B	地方に対する規制緩和	その他	電子マネーを利用した公金の納付が可能なことについて、法令で明確化することを求める。	地方公共団体の公金の納付方法については、現金による方法以外では、証紙、口座振替、クレジットカード等によることとされている。 しかし、近年、民間企業における決済手段として電子マネーが急速に普及しているが、この電子マネーを利用した公金の納付方法については、法令において明確な規定がされていない。 電子マネーによる納付が公金の支払方法の一つとして明確となれば、コンビニエンスストアなど公金の取納と電子マネーの扱いを同時に行っている場所での公金の納付がより一層進み、市民の利便性の向上が図られるとともに、収納率の向上も期待できると考えられる。 そこで、電子マネーを利用した公金の納付が可能であることを明確化するよう求める。	市税等の決済手段が多様化することにより、市民の利便性の向上が図られるとともに、収納率の向上も期待できると考えられる。	地方自治法第231条の2、地方税法	総務省	広島市、広島県	一	福島県、群馬県、船橋市、兵庫県、南あわじ市、山形県、徳島県	○全国的に電子マネーが普及していることから、公共団体においても決済手段の一つとして整備されていくことで市民の利便性の向上が期待できる。 ○電子マネーによる納付が公金の支払方法の一つとして明確となれば、コンビニエンスストアなど公金の取納と電子マネーの扱いを同時に行っている場所での公金の納付がより一層進み、市民の利便性の向上が図られるとともに、収納率の向上も期待できると考えられる。	地方公共団体の公金の取納は、現金による納付が原則とされているが、地方自治法第231条の2第6項の規定により、納入義務者が、地方公共団体の長が指定した指定代理納付者が交付・付与する証券などの物や番号等を提示・通知して、当該指定代理納付者に当該納入義務者の歳入を納付させることを申し出た場合に承認することができる。 電子マネーを利用した公金の取納については、電子マネーの決済事業者を当該指定代理納付者として指定することにより、その活用が可能である。	現行の地方自治法第231条の2第6項の規定により、電子マネーを利用した公金の取納が可能である旨の回答をいただいたので、その旨を地方公共団体に対して通知していただきたい。 なお、クレジットカードによる市税等の納付においては、指定代理納付者に納入義務者の歳入を納付させることの申出や承認等の必要な手続は、一般的にはインターネットを活用したクレジットカード用の支払サイトにおいて行われている。一方、電子マネーを利用した市税等の納付については、本市ではコンビニエンスストアなどでの納付を想定しているところであるが、当該納付の際に、納入義務者が指定代理納付者に当該納入義務者の歳入を納付させることとどのように地方公共団体へ申し出るのか、また、地方公共団体がどのようにこれを承認するのか等について、具体的な方法を御教示いただきたい。	一
18	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	地方税法第20条の11に基づく税務署の調査協力についての対応改善	国民健康保険料の滞納処分に関する調査のため、地方税法第20条の11により、税務署に対して、関係書類の閲覧協力を求めると、国民健康保険料が「国と地方団体との税務行政運営上の協力についての了解事項」(平成9年3月21日)(国税庁長官・自治事務次官)の対象とされていないことを理由に、税務署から協力を拒まれた事例がある。地方税法第20条の11の協力要請に応じるか否かは税務署が行政目的を阻害するおそれがあるかどうかについて案件ごとに判断すべきであって、国民健康保険料が「国と地方団体との税務行政運営上の協力についての了解事項」の対象とされていないことをもって、協力に応じないことは適当とはいえない。税務署の協力が得られないことにより、滞納者の財産を調査することができず、国民健康保険料の徴収業務に支障が生じている。	国税庁から税務署に対して、市町村が国民健康保険料の滞納処分に必要な情報を求めた場合には協力に応じるよう通知等されれば、税務署から十分かつ円滑な協力が得られることになり、国民健康保険料の滞納整理がより円滑に遂行することができる。	国民健康保険法第79条の2、地方自治法第231条の3第3項、地方税法第20条の11	総務省、財務省、厚生労働省	松戸市	一	船橋市、横浜川崎市、神戸市、鳥取県、玉野市、高松市、東温市、熊本市	○本市においては、同様の支障事例はないが、今後同様の事例が生じた場合には、提案市と同じく、徴収業務に支障が生じるため、また、税務署ではないが、他の自治体の税務部門へ照会した際にも、公課(国民健康保険料)であることを理由に協力要請を拒否されたことがあり、必要な情報が収集できず、滞納整理事務への支障が生じる事例があった。 ○国民健康保険料の滞納処分に関する調査のため、国税徴収法第146条の2(※)により、他市に対して、当該調査に参照となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供を求めたところ、地方税法第22条を理由として、本人の同意書がなければ協力を拒まれた事例がある。他市の協力が得られないことにより、滞納者の財産を調査することができず、国民健康保険料の徴収業務に支障が生じている。 ○国民健康保険料に係る滞納処分についても、その法的根拠は国民健康保険法と同様、地方税法に準じているところであり、また、安定的な国民健康保険料制度の運営に向けては、確実な保険料(税)の収納が必要不可欠ことから、滞納整理の円滑な遂行のために、保険料と保険税による区別なく、税務署においては協力を進めていくことが必要であることと認識している。 ○本市においても、税務署の協力が得られないことにより、滞納者の財産を調査することができず、国民健康保険料の徴収業務に支障が生じている。	市町村による国民健康保険料の滞納処分の実施にあたっては、対象となる被保険者に関する資料の収集のため、金融機関や税情報保有する税務署をはじめとした官公署に協力を依頼することがある。 しかしながら、税務署の職員には、税法により一般の国家公務員よりも重い守秘義務が課されていることから、個々の納税者に関する情報は慎重に取り扱うことが求められており、税目的以外の目的で他の行政機関に提供することは困難である。 なお、所得税等については、税務署から市町村の税務所管部局に対して情報提供されていると想定されるため、市町村の税務所管部局に対して照会することで確認することが考えられるほか、各市町村において同一滞納者に対して体系的な対応を進めていくことで、滞納処分を円滑に進めることができると考えられる。 ※ 国民健康保険料については、国民健康保険法79条の2の規定において地方自治法231条の3第3項に規定する「法律で定める普通地方公共団体の歳入」とされており、当該規定においては地方税の滞納処分の例により処分することができるため、地方税法に規定するところに従い国税徴収法における滞納処分に関する規定を準用することとなる。	国民健康保険料も国民健康保険税も国民健康保険事業に要する費用に充てるものである点で同様のものとして(国民健康保険法第76条第1項及び地方税法第703条の4第1項参照)、国民健康保険税と国民健康保険料とのそれぞれの滞納処分のための調査に差異はないと考える。国民健康保険税の場合は、法令に基づいて滞納処分のための調査をした際、税務署等から情報提供される。そうであるならば、国民健康保険料についても、同様に税務署に対して資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。とされている。仮に国税通則法第127条が定める守秘義務により、国民健康保険料のための情報提供が困難とするならば、国民健康保険税については、守秘義務の範囲外として情報提供できる実質的な理由は何か。また、一部の管轄によっては国民健康保険料でも情報提供に応じる税務署もあるところ、このような税務署においては、国民健康保険税の場合と同様の理由で情報提供をしているものと考えられる。なお、回答の中で、所得税等については、税務署から市町村の税務所管部局に対して情報提供されていると想定されるため、市町村の税務所管部局に対して照会することで確認すること、同一滞納者に対して体系的な対応を進めていくことで滞納処分を円滑に進めることができるとの意見があるところ、これは市税と国民健康保険料を同時に滞納していることが前提となるものである。今回の提案は、国民健康保険料のみの滞納者も多数存在することから、求めているものである。	一

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、文書により十分な周知を行うこと。</p>	<p>○ 地方自治法231条の2第6項の規定に基づき、電子マネーの決済事業者を指定代理納付者として指定することにより、その活用が可能であり、また、地方公共団体から明確化が必要だということであれば、検討していくとの回答であった。明確化するにあたっては「地方公共団体の財務制度の見直しに関する報告書(平成27年12月)」において検討すべきとされた。電子マネー事業者に必要な要件や事故等がある場合に調査を行う権限の付与などについて、これらの検討結果を留意事項として全国へ明示していただきたい。 ○ 既に電子マネーを導入している自治体もあるので、明確化することで現在活用している自治体に支障が出ないよう、現状を十分把握した上で対応していただきたい。</p>	<p>自治体における導入事例や留意事項等について整理した上で、平成30年度中を目途に、電子マネーを利用した公金収納の取扱いが可能である旨を通知等により周知する。</p>	<p>6【総務省】 (1) 地方自治法(昭22法67) (1) 地方公共団体による使用料又は手数料の徴収(231条の2)については、電子マネーの取扱いが可能である旨を、地方公共団体での導入事例や活用時における留意事項等を整理した上で、地方公共団体に2018年度中に通知する。</p>	通知	平成31年3月29日実施済み	平成31年3月29日付けで総務省より「電子マネーを利用した公金の収納について」(総行第102号)を地方公共団体宛てに発出。	
<p>【横浜市】 税務署から市町村の税務所管部局に対して提供されている情報の範囲は限定されている。例えば、同情報の範囲では、ある滞納者が事業収入や不動産収入を得ていることは判明するが、滞納処分に必要な具体的情報である取引先事業者名及び所在地や、不動産の貸付先の名称及び所在地は不明である。そのため、滞納整理業務を円滑に遂行するには、確定申告書をはじめとする税務情報を閲覧することが不可欠である。 なお、正当な法令上の根拠のある照会に対して回答をする場合には、税務署職員に課せられた守秘義務の違反にはあたらないと考えられる。また、国民健康保険料の徴収職員は、地方税法上の徴税吏員の事務に相当する事務を行うものであり、地方税法上の守秘義務をも課されていると解すべきであるから、個人情報の漏えい等の問題は生じないと考えられる。</p>		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>国民健康保険料の滞納処分の実施にあたっては、対象となる被保険者に関する資料の収集のため、国税徴収法第146条の2(※)の規定に基づき、税情報を保有する税務署をはじめとした官公署に協力を依頼することができる。 特に、国民健康保険料の滞納処分に必要な情報を市町村が保有していない場合については、税務署に協力を依頼することが考えられる。ただし、国税徴収法第146条の2の規定については、協力要請の相手方である官公署等に協力義務を課すものではなく、また、守秘義務を自動的に解除するものではないため、協力要請に応じるか否かは、その官公署がその行政目的を踏まえ、個々に判断することになる。 この点、税務署の職員には、国税通則法第127条により一般の国家公務員よりも重い守秘義務が課されている。その趣旨は、申告納税制度の下で税務の執行を行うためには、納税者の信頼と協力を得ることが必要であり、税務職員が知りえた秘密を漏らすとすれば、納税者の税務官署に対する信頼を失うことになり、税務行政の適正な運営を損なうこととなるためである。 このため、国税当局では、他の行政機関からの情報提供要請に対しては、情報提供により税務行政に与える影響と、情報提供により得られる公益とを勘案し、前者の影響が少なく、後者の影響が大きい場合に限って、情報提供を行ってきたところである。本件提案に関しては、情報提供により得られる公益について、税目的で情報提供する場合のように、十分に納税者等の理解が得られると判断できる状況にないため、情報提供に応じることが困難である。 なお、税務署の保有する多くの情報については市町村に提供しているため、滞納者の財産情報等については、「地方税の徴収対策の一層の推進に係る留意事項等について」(平成19年3月27日総務省自治税務局企画課長通知)を踏まえつつ、徴収対策をより効果的かつ効果的に行う観点から、市町村内において連携を図ることが重要である。 ※ 国民健康保険料については、国民健康保険法79条の2の規定において地方自治法231条の3第3項に規定する「法律で定める普通地方公共団体の歳入」とされており、当該規定においては地方税の滞納処分等の例により処分することができることとされているため、地方税法に規定するところに従い国税徴収法における滞納処分に関する規定を準用することとなる。</p>	<p>6【総務省】 (2) 地方自治法(昭22法67)、地方税法(昭25法226)及び国民健康保険法(昭33法192) 国民健康保険料の滞納処分に必要な滞納者の財産情報等については、その徴収事務の円滑化を図る観点から、各市町村及び特別区内において連携が図られるよう、保険者である市町村及び特別区に2018年中に通知する。 (関係府省: 財務省及び厚生労働省)</p>	通知	平成30年12月25日	「国民健康保険料の滞納処分に必要となる滞納者の財産情報等に係る連携について」(平成30年12月25日付け保国発1225第3号)を発出済。		

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料	
20	B	地方に対する規制緩和	その他	個人番号記載の住民票の取扱い	住民基本台帳事務処理要領第2-4-(1)-1)において代理人による個人番号記載の住民票の交付は法定代理人、任意代理人の別を問わず、請求者本人の住所あてに郵便等で送付することとなっている。一概にすべての代理人に対して郵便等で送付するのではなく、法定代理人にあたる場合は後見人登記簿や戸籍等で関係性を確認し、法定代理人に直接交付できるようにする。	代理人が取得する事例として、被後見人の場合や請求者本人の身動きが取れない等の理由が多みられる。請求者本人が窓口に来ることができず、郵便等を受け取ることができない場合においても現行制度によると、請求者本人宛てに郵便等で送付している。民法に規定のある制限行為能力者についても同様に取り扱いにおいては、手続きの利便性に欠け、郵便等で送付することは個人情報保護の観点からも個人番号の性格に反する結果が否こうと懸念される。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)14条第2項により代理人に交付する必要がある場合もあるが、住民票の請求に対して拒否する権限はないため、送付せざるを得ない状況である。	マイナンバーカードやマイナンバー通知カードを所持していない場合でも、番号法第14条第2項が周知されているならば、個人番号入り住民票は不要になる場合がほとんどであると考えられる。しかし、税務署や年金事務所では個人番号の記載を求めており、制度の周知がされていないと見受けられる。法定代理人に直接交付することを許容する法整備とともに個人番号入りの住民票の請求を減らすという面からのアプローチも必要であると思われる。直接本人に手渡すという方法は、効率的な行政サービスを提供するうえで弊害が少なく、限られた人材と時間の中で対応するには現実的ではない。	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	宮城県、山形市、白河市、ひたちなか市、高崎市、蒲川市、浦市、江ノ川区、清瀬市、川崎市、平塚市、三原市、福井市、多治見市、浜松市、春日井市、八尾市、高岡市、大阪市、東大阪市、伊丹市、庄原市、府中市、徳島市、宇和島市、筑後市、芦屋町、大村市、宮崎市	一	【内閣府】 まずは住民基本台帳制度を所管する総務省において検討いただくものと考えている。 【個人情報保護委員会、総務省】 個人番号については、番号利用法第15条及び第19条において、特定個人情報の提供の制限や提供の制限等の規定が設けられていること等から、個人番号が記載された書類の提供については、必要最小限の範囲で実施することが重要である。 仮に代理人に個人番号を記載した住民票の写し等を直接交付した場合には、成りすまし等により本人の知らないところで個人番号が取得される恐れがある。また、法定代理人の個人番号は直接交付し、任意代理人の場合には郵便等により送付するよう取扱いを分けることによる。市町村における代理権の審査が煩雑になり、困難である。 よって、個人番号を記載した住民票の写し等の交付については、住民票の写し等が様々な場面で住民の居住関係を公証するものであることや、先述した個人番号の性格に鑑み、同一の世帯に属する者以外の代理人に対して直接交付することが行わす、請求者本人の住所宛てに郵便等により送付することが適当である。	番号利用法第15条及び第19条の規定については重々承知しているところである。通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領2-(1)-イ(エ)には、返戻された通知カードの受け取りにおいて、条件を満たせば代理人でも受け取ることが可能となっている。個人番号記載の住民票と通知カードはどちらも個人番号、住所、氏名、生年月日が記載されているが、取り扱いに差異が生じている。成りすまし等により本人の知らないところで個人番号が取得される恐れがあるとの理由は、通知カードの受け取りに同じでも同様ではないだろうか。個人番号記載の住民票が、通知カード及び個人番号カードの代替措置として位置づけられているのであれば、同様の取り扱いとすべきであるし、できないのであればその理由を明確に説明していただきたい。法定代理人と任意代理人で取り扱いを分けることが困難ということであれば、必要最小限の範囲ということも考慮し、民法860条の2、同条の3で規定されている後見人に対して直接交付することを検討していただきたい。直接交付に際しては、代理権の有無の確認が困難との懸念が想定されるが、対象を成年後見人に限定すれば、代理権に関する疑義は生じ得ない。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況											
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定								
<p>【伊丹市】 平素より法定代理人と任意代理人の区別に関しては審査を行っており、困難とは考えられない。高齢者も増加するので、最低限「成年後見人」には直接交付すべきである</p> <p>【東大阪市】 法定代理人の場合は直接交付し、任意代理人の場合には郵便等により本人に送付するよう取扱を分けるべきと考える。 法定代理人は、個人番号利用事務の手続きや住民票等の交付申請を含む。法律行為について、本人の信任に基づく代理権ではなく、法律に基づく代理権によって行うことができる。よって、法定代理人からの個人番号を記載した住民票の写し等の請求は、本人の意思による請求ではないため、法定代理人に直接交付することを許容せず本人に送付する取扱について、窓口で合理的に説明することが難しい。また、成年被後見人等については、郵便等の受け取りが不安視される事例が多く、そのような場合、本人に郵便等で送付することが、個人番号漏えいのリスクをかえって高めるのではないかと危惧される。そのため、法定代理人の場合は直接交付することが適当と考える。</p> <p>その一方で、ご回答にある通り、任意代理人の場合は成りすまし等による個人番号漏えいのリスクが想定されるため、これまで通り本人に郵便等により送付する取扱のまま問題ないと考える。</p> <p>また、法定代理人と任意代理人で取扱を分ける事で市町村における代理権の審査が煩雑になるとのご回答をいただいているが、そもそも市町村の窓口では、個人番号の記載有無に関らず、代理人に住民票の写し等の交付を行う際は、法定代理人であるのか任意代理人であるのかを判断した上で、それぞれの場合に応じた方法で代理権の確認を行っている。したがって、法定代理人の場合と任意代理人の場合で交付の方法を分けることが市町村における代理権の審査を煩雑にするものではないと考える。</p> <p>【平塚市】 本提案は、特に成年被後見人について、成年後見人に個人番号記載の住民票を直接交付できるよう制度の改正を求めるものです。 今回示された総務省の回答では、「個人番号が記載された書類の提供については、必要最小限の範囲で実施することが重要である」とする一方で、「成年後見人への直接交付ではなく、本人(成年被後見人)に郵便等で送付すること」としています。 しかし、回答に示された成年被後見人への郵便等での送付では、本人による紛失等の危険性が増し、再度交付申請が必要となる可能性があるなど、回答の主旨に反する結果となり得るリスクが高いものと考えます。 また、「法定代理人の場合には直接交付し、任意代理人の場合には郵便等により送付するよう取扱いを分けることは、市町村における代理権の審査が煩雑になり、困難である。」との回答については、「登記事項証明書と運転免許証等を法定代理人(成年後見人)の本人確認資料とすることで、代理権は容易に確認できるため、審査の煩雑化にはつながらないと考えます」</p> <p>【筑後市】 法定代理人(親権者、後見人)については、その者自身が請求者本人の住民票をもって、諸手続き(居住を別にする親権者による児童手当の手続き、後見人による被後見人の年金手続き等)を行う権限を持ち得ているため、請求者本人の住民票を取得する必要がある。特に後見人に関しては、被後見人の住所地に送付することにより、住民票の紛失が懸念されるため、法定代理人については、窓口交付とすることを求めたい。代理権の審査について、住民基本台帳法第12条の3に基づき、請求を明らかにする書類を提示又は提出(後見人に関しては、後見登記等の登記事項証明書原本及び免許証等による本人確認、親権者に関しては、戸籍での続柄確認及び免許証等による本人確認)を求めるなどし、現在も確認を行っているため、窓口交付になるということで煩雑になるものではない。</p> <p>【柏市】 法定代理人や任意代理人に該当するかの審査は、マイナンバー入りの住民票交付に係らず行っている業務であり、提案どおりの運用は可能かと思います。</p> <p>【江戸川区】 「法定代理人の場合には直接交付し、任意代理人の場合には郵便等により送付するよう取扱いを分けることは、市町村における代理権の審査が煩雑になり、困難である。」との見解について、市町村窓口においては、通常の住所異動届出及び各種証明書発行申請時において、任意代理人及び法定代理人からの申請を受け付けており、代理権の審査についても日常的に実施している。このため、「代理権の審査が煩雑になり、困難である」との理由は適当ではない。 また、「通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領」では、市区町村に送戻された通知カードを交付するに当たり、法定代理人への直接交付を認めている(第2-2-(1)イ(エ)ロ)。個人番号記載の住民票の交付においても、同様に法定代理人への直接交付を認めるべきと考える。</p> <p>【山形市】 任意代理人と法定代理人では住民票の写し請求時の説明資料が異なるため、取り扱いを分けることは可能と考える。</p>		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>				<p>【個人番号記載の住民票の取扱い】 ○ 内閣府(番号制度担当室)において、マイナンバー入り住民票が通知カードに代替するものとして使用されている件数等の運用実態を整理していただきたい。 ○ 総務省において、マイナンバー入り住民票の使用実態を踏まえつつ、マイナンバー入り住民票が通知カードに代替するものであり、極めて限定的にしか用いられないことなどを、地方公共団体が住民に周知するよう措置していただきたい。 【住民基本台帳事務の住民票の写し等の交付に係る請求者の規定の明確化】 ○ 財務省において、死亡者のマイナンバーが税務上の名寄せが必要となる理由を確認した上で、法定調書における死亡者のマイナンバーの記入を廃止していただきたい。 ○ 総務省において、単身世帯であった死亡者の法定代理人が、住民基本台帳法第12条第5項の特別の請求を行った場合におけるマイナンバーが記載された住民票の除票の写しに係る取扱いを周知し、地方公共団体職員への対応が円滑になるようにしていただきたい。 ○ 内閣府(番号制度担当室)において、死亡者のマイナンバーを使用することについて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の趣旨に合致しているのか整理していただきたい。 ○ 内閣府(番号制度担当室)及び金融庁において、保険会社が保険金を支払う際にマイナンバーの記入を求めているが、相続人が死亡者のマイナンバーを確認できずマイナンバーが記入できなくても保険金を請求できることを明確化していただきたい。 【マイナンバー制度における住民票情報の取得方法の適正化】 ○ 内閣府(番号制度担当室)において、同一住所地に複数の世帯がある場合、住民基本台帳ネットワークシステムと情報提供ネットワークシステムの仕組みから生じる、同一住所地の申請者以外の世帯に係る世帯情報の情報連携について、申請者以外の世帯についてはマイナンバー上の情報連携の履歴として表示されないよう措置すべきではないか。 ○ 総務省において、住民基本台帳ネットワークと情報提供ネットワークの連携において世帯情報を収集する際、同一住所地の全ての世帯情報にアクセスせずとも、直接個別の世帯情報を収集することができるよう措置すべきではないか。 ○ 内閣府(番号制度担当室)及び総務省において、同一住所地の申請者以外の世帯に係る世帯情報の情報連携がマイナンバー上の情報連携の履歴として表示されないようにするために、マイナンバーの改善の費用対効果と住民基本台帳ネットワークシステムの改善の費用対効果とを比較するなど検討を行い、最適なシステムに改善すべきではないか。</p>				<p>6【総務省】 (8)住民基本台帳法(昭42法81) 本人等の請求による住民票の写し等の交付については、個人番号を記載した住民票の写し等を成年後見人に対して窓口において交付することが可能であることを明確化するため、2018年中に住民基本台帳事務処理要領(昭42自治省)を改正する。 【措置済み(平成30年11月27日付け総務省自治行政局長通知)】</p>				<p>通知 平成30年11月27日実施済み 「住民基本台帳事務処理要領の一部改正について」(平成30年11月27日付け総行住第196号)</p>			

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
24	B 地方に対する規制緩和	その他	投票所入場券の交付時期の繰り上げ	選挙管理委員会の判断により投票所入場券の交付開始時期を繰り上げることができるよう公職選挙法施行令を改正すること。	選挙の投票所入場券は、公職選挙法施行令第31条第1項の規定により、選挙の期日の公示又は告示以降できるだけ速やかに交付するものとされている。この規定に基づき投票所入場券を発送すると、郵送には数日を要するため、期日前投票が始まった後に選挙人のもとに到着することになる。選挙人の中には、投票所入場券がなければ投票できないといった認識の方もおり、公示(告示)日に入場券を発送したにもかかわらず、「投票所入場券がまだ届かないから期日前投票ができない。」といった苦情が必ず寄せられている。また、当該選挙人が投票所入場券を持たずに投票に来た場合、本人確認に時間を要するため、事務所の負担の増加につながる。なお、郵便局に配達日を公示(告示)日に指定して依頼をしたとしても、一日に配布できる軒数が限られているため、当日に届かない選挙人が必ず発生し、解決にはつながらない。以上のことから、自治体の規模や郵送環境等を考慮し、選挙管理委員会の判断で、公示(告示)の2～3日程度前から順次交付が可能となるよう規制緩和を求める。	本市では、投票所入場券に、投票当日の投票所の場所や投票時間等だけでなく、期日前投票の場所や時間、投票方法等、さらに期日前投票請求書兼宣誓書の記載をしており、選挙人のもとに早く届くことで、選挙に関する情報により効果的に周知できる。また、期日前投票について、確実に手元に入場券等が届くことで市への苦情が減ることが見込まれるほか、投票時間での手続さも迅速に行うことができる。さらに、投票時間の延長等の制度改正もあり、期日前投票が増加傾向にある中、投票率の向上にも寄与すると考えられる。	公職選挙法施行令第31条第1項	総務省	由布市	一	山形市、練馬区、綾瀬市、岐阜市、山梨市、島田市、野洲市、八幡市、生駒市、倉敷市、筑紫野市、芦屋町、熊本市、大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、姫島村、日出町、九連町、玖珠町、宮崎市	○本市においても市内全ての選挙人へ交付が完了するまで3日前後期間を要している。 特に市長選や市議選では告示日が日曜日ということもあり、告示日に配達が行われず、また、告示日から選挙期日までの日数が短い。問い合わせや苦情が非常に多く寄せられ対応に苦慮している。 入場券が届かないことから期日前期間の後半に選挙人が集中することもあり、投票所の混雑にもつながっている。選挙人の投票環境を向上させるため、制度改正の必要があると考える。 ○期日前投票の利用率が高くなってきており、投票の例外であるはずが、その認識が弱くなってきている。それに伴い、提案市の事例のように、期日前投票が始まるまでに入場券が届かない事がおかしいとの声が非常に多いため、法改正を要する。 ○本市でも、告示日の翌日から期日前投票所を開設しているが、入場券が届いていない期間は選挙人からの電話での問い合わせがあり、その都度、期日前投票所の開設場所や時間の案内、入場券がなくても投票ができる旨を説明しているため、その他の選挙事務に支障が生じる場合がある。 ○本市では、入場券を全域に配り終えるのには、告示日(公示日)から2日～3日間の期間を要している。 たしかに、期日前投票開始後数日間は、選挙人から入場券が届かない等の苦情・問合せ等があるが、入場券がなくても投票できる旨を丁寧に説明し、納得していただいている。 国政選挙や都道府県選挙は、選挙期間が比較的に長い。そのため、市長選挙・市議会議員選挙においては、選挙期間が短い上、告示日が日曜日であるため、告示日の翌日から配布開始することも多く、苦情・問い合わせ等の件数も国政選挙の際とは比較にならない位多く、実務の支障となっている。 ○投票するには入場券が必要と考えている有権者が多いため、公示(告示)日以降に発送すると、「期日前投票が始まっているのに入場券が届かず投票できない」旨の苦情が多数寄せられ、対応に人手を取られ、選挙事務に影響がある。そのため、当区では投票所入場券の機能を持たせた、交付日に制限のない「選挙のお知らせ」を作成し公示(告示)日前に発送しているが、公選法に詳しい区民から、投票所入場券の公示(告示)日前発送は違反ではないかと苦情を受けることがある。有権者の利便性や選挙事務の円滑な運営のためにも改正が必要である。	投票所入場券の交付については、公職選挙法施行令第31条第1項において、選挙期日の公示又は告示の日以後、できるだけ速やかに選挙人に投票所入場券を交付するよう努めなければならないと規定されている。 投票所入場券の交付開始時期を繰り上げた場合には、選挙時登録後の選挙人名簿に基つかず投票所入場券の交付を開始するおそれが生ずることから、当該選挙人名簿に登録される選挙人に対する交付漏れや当該選挙人名簿に登録されなかった者に対する交付等が生じるおそれがあるが、こういった点への対応を含め、御提案の内容に関する可否を検討していきたい。	当市では、投票所入場券を交付するに当たっては、印刷や封入作業等を要することから、郵送する数日前から業務に着手している。公示(告示)日より数日前には、いったん郵送できる状態にしておき、死亡等により抹消された者の分を引き抜いて郵送する方法を採用している。公示(告示)日前に郵送となれば、死亡者や、登録される予定であったが登録前の転出等により登録されなかった者の投票所入場券を引き抜けなくなるが、各府省の回答欄にある「当該選挙人名簿に登録されなかった者に対する交付誤りが生じるおそれ」とあると考えられる。このような場合でも、投票所入場券に、あくまで登録予定市に交付している旨の記載をすれば誤りにはならない。また、仮に投票所に来たとしても、名簿を照合すれば投票できないことが確認できるので、投票の心配はないと思われる。他方、「当該選挙人名簿に登録される選挙人に対する交付漏れ」については、補正登録や、他市で登録される予定であった者が転出等により登録されず本市の選挙人名簿に残る場合等に限られるので、事案が生じた場合ごとに対象者に投票所入場券を交付すれば解決できると考えられる。現在行っている事務の中でも三重登録の照会を例に挙げると、この照会を転入先で登録されることを前提としてのものであり、例外的なものについては、適宜対応しているのが現状である。 いずれにおいても、このような事例の対象となるのはごく僅かであり、対象者をリストにして管理する等の措置で担保できると考えられることから、本提案の対応をお願いしたい。	一

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。なお、期日前投票制度の国民への周知等を図ること。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>		<p>投票所入場券の交付時期を繰り上げるよう公職選挙法施行令を改正することについては、制度上、選挙期日はあくまで公示又は告示により定まることを前提として規定していること等に留意し、慎重に検討する必要があるものと考えられる。</p> <p>一方で、投票所入場券の交付については、郵便局との調整を行うことにより、公示又は告示日当日を含め速やかに交付している市町村も見られるところであり、これらの市町村における取組をさらに調査した上で、他市町村において参考になる内容については適宜周知して参りたい。</p>	<p>6【総務省】 (3)公職選挙法(昭25法100) (4)投票所入場券の交付(施行令31条1項)については、選挙の期日の公示又は告示の日以後に、速やかに選挙人に交付できるよう、市町村の取組事例を調査し、次回の参議院議員通常選挙の前を目途に通知する。</p>	通知	令和元年5月24日施行	「投票所入場券の活用について」(令和元年5月24日付総行管第36号)	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解			
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料		
																団体名	支障事例
31	B	地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度における住民票情報の取得方法の適正化	「地方公共団体における番号制度の導入がガイドライン(平成25年8月総務省作成)(以下「ガイドライン」という。)」において示す事務フローの正当性について、法制上整理したうえで、関係法令の改正等所要の措置を取ること。 あるいは、適切に情報連携を行うため、新たな仕組み・フローを構築すること。(システム面の改修を含む。)	【ガイドラインに示される事務フロー】 多くの事務手続に使用される住民票謄本に相当する情報は、申請者のマイナンバー(個人番号)をキーとした情報連携によって得られる情報の対象外となっており、このことを補うために、ガイドラインで、 ①住基ネット端末によって「申請者との同一住所検索」を実施 ②①で得た個人番号を使って、情報提供ネットワークシステムへ住民票関係情報を照会 ③回答結果の世帯コードで、同一世帯を特定することが「できる」とされている。 この方法は、申請者世帯がアパートや施設等の住所を正確に届け出していない場合や申請者が寮やシェアハウスに居住しているなど同一住所に複数世帯が存在する場合において、申請者と関係のない隣人の個人情報を検索し、利用してしまう可能性があるほか、照会結果はマイナンバーに履歴として残るため、申請者がどのような行政手続を行ったか、隣人が推測し得る状況となってしまう可能性がある。 【支障事例】 上記については、以下の問題があるため、現状、マイナンバーを用いて申請する各種手続において、住民票の添付を省略できない。 ・申請者と関係のない隣人の個人情報を検索し、利用することは、県個人情報保護条例上制限されている、個人情報の過剰利用となるおそれがある。 ・申請者の行政手続の状況を第三者が推測し得る状況となることは、行政機関個人情報保護法違反となる可能性がある。	行政事務の適正化、個人情報保護の観点から、適切な運用が可能となり、申請時に住民票を省略することができると見られる。	住民基本台帳法、社会保障・税番号制度における情報連携	内閣府、個人情報保護委員会、総務省	千葉県、神奈川県	一	苫小牧市、水戸市、ひたちなか市、八王子市、川崎市、富山県、愛知県、春日井市、大阪府、伊丹市、鳥取県、福岡県、戸屋町、大村市	一	<p>○具体的な支障事例にあるように、申請者の世帯構成を調べるため住基ネットを使用した場合に全く業務に関係のない人についても情報照会したとすると、当該全く業務に関係のない人からの開示請求に備え、なぜ住基ネットを使用して情報照会したのか理由をたどることができる状態にする必要があり、かえって事務が増えている。</p> <p>○情報提供ネットワークの「住民基本台帳関係情報」として世帯主のマイナンバーを追加し同一世帯を抽出可能とするなど、情報提供ネットワーク内で世帯関係照会を完結できる仕組みを構築し、不要な情報照会をなくすとともに、マイナンバー制度自体の精度を向上させる必要があると考える。</p> <p>○申請を受けてから照会をかけるまでに多くの手間と時間がかかり、マイナンバー制度の目的である行政事務の効率化・住民の利便性向上が図られていないだけでなく、逆に非効率となっている。必要に応じて、法制上整理したうえで、関係法令の改正等所要の措置を取ること。</p> <p>また、適切に情報連携を行うため、新たな仕組み・フローを構築すること。(システム面の改修を含む。)</p> <p>※個人情報(過剰利用のおそれや、個人情報保護法違反の可能性も回避できる。</p> <p>○マイナンバー利用事務において、対象者のマイナンバー(個人番号)を基に住民基本台帳ネットワークシステムにて同一住所検索を実施することは、同一住所ではあるが別世帯である住民の特定個人情報までも取り扱うこととなり、事務に関係のない住民の特定個人情報を取り扱うこととなるため、特定個人情報の取扱い上、問題があると考えられる。</p> <p>○マイナンバーを用いて申請する各種手続のうち、世帯構成の確認が必要な手続において、申請者と関係のない隣人の個人情報を検索する恐れがあり、また、この場合、申請者の行政手続の状況を第三者(隣人)が推測し得る状況となる。</p> <p>○当県においても住民票謄本を必要とする事務において住民票の添付省略ができていない。</p> <p>総務省が示す事務手続き方法においては、最終的に情報が取得はできるものの、手続きが複雑で作業量・作業コストとも増すばかりであり、行政事務の効率化を阻害している。</p> <p>このことから、情報提供ネットワークシステムで住民票謄本情報が取得できる新たな仕組みが必要と考える。</p> <p>○ガイドラインに示されている事務フローについては、提案団体の指摘する個人情報保護の観点に加え、事務処理効率の観点からも最適であるとは言えない。</p> <p>住基ネットを取り扱う基本4情報と情報提供NWSで取り扱う世帯コードをどちらか一方のシステムで組み合わせ取り扱うことができれば、「申請者との同一世帯検索の実施が可能となり、提案団体の懸念する課題が克服されるだけでなく、事務手続きの更なる簡素化に繋がると考えられる。</p> <p>現行事務フローの正当性について法制上の整理を行うことはもとより、新たな仕組み・フローの構築について積極的な検討を要望したい。</p> <p>○検索したい対象と同一でない人物に対して、情報照会を行った場合、誤って照会した履歴がマイナンバー上に残ることとなる。</p> <p>○住民票情報の情報連携は住基ネットと併用することで初めて必要な情報を得ることが可能となり、紙の住民票を提出していたく従来の運用よりも事務負担が増となっている。</p> <p>情報連携の促進を図るためには、当該事務に係る情報連携の仕組みに係る見直しが必要である。</p>	<p>【内閣府】 まずは住民票関係情報を所管する総務省において検討いただくものと考えている。 【個人情報保護委員会、総務省】 ○ガイドラインにおいては、申請書に書かれた世帯の内容を確認する方法として、①「住基ネットを活用して同一住所の者を検索して同一世帯である可能性のある者を抽出」、②「その後、これらの者について情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携により同一世帯者を絞り込むこと」による方法を示している。これを法制上整理すると以下のとおりであり、関係法令の改正等は必要ないもの。 ①住基ネットを活用して同一住所者を検索することについて マイナンバー法第14条第2項においては、個人番号利用事務実施者は「個人番号利用事務を処理するために必要があるときは、住民基本台帳法第30条の9から第30条の12までの規定により、機構に対し機構保存本人確認情報…の提供を求めることができる」とされており、申請者本人と同一住所ではあるが同一世帯ではない方については、マイナンバーを地方公共団体情報システム機構に照会を行うことも、情報連携を行う事務の一環として、給付の適正な支給のために行われたものであると考えれば、事務処理に必要な範囲で許容されるべきものであるとされる。 ②住基ネットで抽出された同一住所の者を情報照会することについて マイナンバー法第19条第7号においては、情報照会者は「別表第二の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な…特定個人…の提供を求める」とされており、請求書に記載されている者のほかに同一世帯者が存在しないこと等を確認するために必要なものであれば、同一世帯でない者についても情報照会を行うことは可能である。 ○なお、基本的には申請に基づく手続については、申請書の内容が正しいかどうかの確認を行えば足りると考えられるところ、具体的にはどのような手続において、世帯構成に関するどのような情報を確認する必要があるのか、地方公共団体等に対し、確認することを考えている。</p>	<p>ガイドラインに示された手法では、例えばシェアハウスに居住する者が難病の特定医療費の認定申請を行った場合、世帯情報を確認するため、①住基ネットでの同一住所検索により同一住所者を抽出、②全ての同一住所者の個人番号を使って情報提供NWSへ住民票関係情報を照会、③回答結果の世帯コードを突合して同一世帯を特定、することとなる。</p> <p>そのため、情報提供等記録を削除できない以上、マイナンバーでのやりとり履歴の確認や情報提供等記録の開示請求により、申請者本人だけでなく、同じシェアハウスに居住する他者も、自身が申請していない難病の特定医療費の認定申請の手続で自身の情報が照会されたことを知ることとなる。</p> <p>その情報から、同じシェアハウス内の誰が難病の特定医療費の認定申請をしたかを推測することは可能であり、こういった機微な情報まで推測しうることは、申請者本人に多大な不利益を及ぼす可能性がある。</p> <p>仮に、ガイドラインに示された手法が、マイナンバー制度に係る現行法令の個々の規定で見れば問題ないのたとしても、以上のとおり個人情報保護上の問題があると考えられ、有識者からも同様の指摘があったところである。</p> <p>また、他団体から示された支障事例にもあるとおり、ガイドラインに示された手法は上記①から③のような、他の情報を照会する場合には必要のない作業まで行われるものであり、業務の効率化を阻害するものでもある。</p> <p>そのため、申請者本人に不利益を及ぼさず、かつマイナンバー制度の本旨である行政事務の効率化に資する新たな情報の取得方法を検討していただきたい。</p>	

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
【鳥取県】 同一世帯でないものに係る本人確認情報又はマイナンバーの提供及び情報提供ネットワークシステムによる情報照会については、事務処理に必要な範囲で許容されるとの国の見解であるので、そのように取り扱うこととする。 なお、従来の紙による住民票の記載情報を得るために、住基ネット及び情報提供ネットワークによる情報照会の両方の処理が必要となることは、事務処理を行う上で非常に煩雑であり、事務の効率化にもなっていないことから、早急に地方公共団体等に内容を確認し、住民票情報を得られる簡便な仕組みを構築して欲しい。	—	【全国知事会】 マイナンバー制度には、プライバシー保護の観点から懸念が示されていることから、情報漏洩や不正利用に対する国民の不安を払拭できるよう、引き続き、制度の安全性や信頼性を、国民に丁寧かつ十分に説明する等により、信頼される社会基盤として制度を維持、確立すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	【個人番号記載の住民票の取扱い】 ○ 内閣府(番号制度担当室)において、マイナンバー入り住民票が通知カードに代替するものとして使用されている件数等の運用実態を整理していただきたい。 ○ 総務省において、マイナンバー入り住民票の使用実態を踏まえつつ、マイナンバー入り住民票が通知カードに代替するものであり、極めて限定的にしか用いられないことなどを、地方公共団体が住民に周知するよう措置していただきたい。 【住民基本台帳事務の住民票の写し等の交付に係る請求者の規定の明確化】 ○ 財務省において、死亡者のマイナンバーが税務上の名寄せが必要となる理由を確認した上で、法定調書における死亡者のマイナンバーの記入を廃止していただきたい。 ○ 総務省において、単身世帯であった死亡者の法定代理人が、住民基本台帳法第12条第5項の特別の請求を行った場合におけるマイナンバーが記載された住民票の除票の写しに係る取扱いを周知し、地方公共団体職員の対応が円滑になるようにしていただきたい。 ○ 内閣府(番号制度担当室)において、死亡者のマイナンバーを使用することについて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の趣旨に合致しているのか整理していただきたい。 ○ 内閣府(番号制度担当室)及び金融庁において、保険会社が保険金を支払う際にマイナンバーの記入を求めているが、相続人が死亡者のマイナンバーを確知できずマイナンバーが記入できなくても保険金を請求できることを明確化していただきたい。 【マイナンバー制度における住民票情報の取得方法の適正化】 ○ 内閣府(番号制度担当室)において、同一住所地に複数の世帯がある場合、住民基本台帳ネットワークシステムと情報提供ネットワークシステムの仕組みから生じる、同一住所地の申請者以外の世帯に係る世帯情報の情報連携について、申請者以外の世帯についてはマイナンバー上の情報連携の履歴として表示されないよう措置すべきではないか。 ○ 総務省において、住民基本台帳ネットワークと情報提供ネットワークの連携において世帯情報を収集する際、同一住所地の全ての世帯情報にアクセスせずとも、直接個別の世帯情報を収集することができるよう措置すべきではないか。 ○ 内閣府(番号制度担当室)及び総務省において、同一住所地の申請者以外の世帯に係る世帯情報の情報連携がマイナンバー上の情報連携の履歴として表示されないようにするために、マイナンバーの改善の費用対効果と住民基本台帳ネットワークシステムの改善の費用対効果とを比較するなど検討を行い、最適なシステムに改善すべきではないか。	マイナポータルにおける情報連携の記録の確認は、マイナンバー制度の創設に当たり、行政機関等によるマイナンバーの恣意的な利用を防止する観点から設けられているものであり、行政機関等が同一住所における居住者の世帯情報を確認した事実がある以上、これを表示させない措置を講じることは制度の根幹に関わるため困難である。 どのような手続において、世帯構成に関するどのような情報を確認するために同一住所地検索を行う必要があるのか確認中であり、現時点でシステムの改善や費用対効果の検討などの対応を行うことが困難である。	6【総務省】 (9)住民基本台帳法(昭42法81)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)申請書等に記載された世帯構成を把握可能な場合があるなど、住民基本台帳ネットワークシステムによる同一住所検索で抽出された全員に対し、情報提供ネットワークシステムによる情報連携を必ず行うものではないことを明確化し、地方公共団体に2018年度中に通知する。 【関係府省：内閣府】 【措置済み(平成30年11月27日付内閣官房番号制度推進室、総務省自治行政局住民制度課事務連絡)】	通知	平成30年11月27日実施済み	「情報連携による世帯構成の確認方法について(補足)」(平成30年11月27日付け事務連絡)	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料	
																団体名
36	B	地方に対する規制緩和	その他	改正地方公務員法における「区長」の任用方法について	区長(町世話人)は、改正地方公務員法第3条第3項第3号に該当し、引き続き、特別職の地方公務員として任用することができるようマニュアルに明記する。	本町では各行政区の長(以下「区長」という。)は、地方公務員法第3条第3項第3号の規定に基づき、特別職の公務員として任用している。これは、行政条例(昭26年5月1日付地自公発第179号福岡市長あて「公務員課長回答」)において、町世話人は同条同号に規定する特別職の地方公務員と考えたとされているところ由来する。しかし、平成32年4月施行予定の改正地方公務員法に関する総務省作成マニュアルでは同条同号の職が限定列挙され、区長は除かれることとなっている。これにより、区長を会計年度任用職員として任用する場合、新たに一般職の服務規定である「職務に専念する義務」、「政治的行為の制限」等が課されることは、区長となる者の私生活を著しく制限するものと思われる。本町では、区長の仕事は地域の必要な事項を町へ要望する等、基本的には町と地域住民の連絡調整が主となっており、前述のような服務を課することは、区長業務に対する業務・敬重につながり、たゞでさえなり手が少ない現状を悪化させるものと思料する。加えて、人事評価制度が義務付けられるとのことであるが、町の職員が区長の業務を常時監督することは困難であり、評価の意義や項目・方法(特に、業績評価による目標設定及び評価結果の活用等)に対して疑問が残る。以上のことから、区長については従来通り特別職非常勤として任用できるよう改正を求める。	過剰な服務等を課さないことにより、町と住民のハイブリッドである区長の担い手の適正な人材確保及び任用が可能となる。	改正地方公務員法第3条第3項3号及び22条の2 ○会計年度任用職員制度の導入に向けた事務処理マニュアル P11からP12まで及びP46 同2-4	総務省	富士川町、市川三郷町、早川町、南部町、昭和町、道志村、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村	山梨県(14町村)共同提案 幹事団体:山梨県富士川町	中山町、石岡市、桶川市、中井町、福井市、南九州市	<p>○区長に限らず、新たに一般職の服務規定である「職務に専念する義務」、「政治的行為の制限」等が課されることに支障や抵抗がある職については、特別職として位置付けるか、これらの服務規定を適用除外とされることを検討いただきたい。</p> <p>○本市では、市政の円滑な運営を図るため、地方公務員法第3条第3項第3号の規定に基づき、市政協力を非常勤特別職として委嘱している。しかし、平成32年4月施行予定の改正地方公務員法で、総務省が作成された「会計年度任用職員制度導入に向けた事務処理マニュアル」では、同条同項同号の職権が限定列挙されており、現状のまま施行されると市政協力を非常勤特別職として任用できない、非常勤特別職として任用できない場合、会計年度任用職員として任用することになるが、一般職の服務規程や人事評価制度などを市政協力をに課することは、現実的に不可能だと考えられる。また、地方公務員法災害補償法第69条及び第70条の規定に基づいて制定している「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」の適用外となり、公務上の災害が発生した場合の対応ができない。そのため、市政協力を非常勤特別職として任用できるように改正を求める。</p> <p>○本市においても提案団体と同様、市と地区住民の連絡調整や回覧文書等の配布を主に職務とする「区長及び区長補助員」を設置しており、具体的な支障事例は提案団体による記載のとおりである。</p> <p>なお、総務省実施の「会計年度任用職員制度の準備状況等に関する調査」における「特別職非常勤職員として任用しようとするのが適当ではないか疑義が生じている職」として、「区長及び区長補助員」を回答したところである。</p> <p>○現在本市では非常勤特別職として、区長・区長代理を委嘱し、広報紙の配布や、回覧板の巡回のほか、市との連絡調整事務を行う職として、報酬及び費用弁償を支払っているが、地方自治法改正施行以降の対応に困難している。なお、区長の業務は、定期的な時間で拘束されるものではなく、会計年度任用職員としての雇用はなまじないものであることから、自治会への補助金に振り替えることも検討しているが、その場合自治会の収入となってしまうため、現認区長からの反対等が予想されている。</p>	以下の観点から、事務処理マニュアルに、特別職非常勤職員として行政区長等の任用が可能であることを明記することはできない。 (1)地方公務員法3条3項3号に規定する特別職については、同条の本来の趣旨に限定するため、地方公務員法等一部改正法(平成29年法律第29号)において、「専門的な知識経験又は意見を有する者が就く職であつて、当該知識経験又は意見に基づき、助言、調査、診断その他総務省令で定める事務を行うものに限る」ことを要件に追加し、その任用の適正を確保することとした。この点、行政区長等の事務は、「市と地区住民の連絡調整や回覧文書等の配布等」であり、上記の要件に当てはまらない。 (2)また、行政区長を地方公務員として任用するのは、自治会等への事務委託による対応も考えられる。実際に、回覧配布等の業務を自治会や町内会等へ委託し、特段の支障も生じていない地方公共団体も複数存在することから、同事務を必ず特別職の地方公務員が行わなければならないという理由はない。	行政区長の任用について、事務委託による対応も可能であることは承知しているが、行政条例(具体的な支障事例に記載。)において行政区長は、特別職の地方公務員と考えられているため、地方公務員法第3条第3項第3号に基づき特別職非常勤職員として任用している団体が多いと思われる。 当町も、そのような運用をしている自治体が事務委託の方式に変更することとなる、自治体及び自治会間で締結した契約に基づくこととなるため、これまでの任用形式とは大きく異なることとなり、自治会が負担を感じるおそれがある。また、平成32年4月に改正地方公務員法が施行されるため、契約に要する期間を考慮すると、遅くとも平成31年中には各自治会等に説明し、理解を得たいところである。 そのため、行政区長の任用に関し、新制度への円滑な移行ができるよう事務委託の方式があることも含め、既に事務委託を実施している自治体等を例に挙げていただき、事務処理マニュアル、通知等によりご教示願いたい。	
57	B	地方に対する規制緩和	その他	財政健全化法に基づく健全化判断比率の算定・報告の一元化	地方公共団体の財政の健全化に関する法律(以下「財政健全化法」という。)に基づく健全化判断比率の算定・報告については、全国の地方公共団体に共通の法定事務であり、今後も総務省において継続調査することが想定される事務であることから、自動転記等の機能を備えた普通交付税算定・決算統計と一元化された電子調査システムを構築することにより、効率的に事務を進め、財政健全化法第3条に規定する「速やかな公表」が可能となることを求める。	例年、総務省が実施する普通交付税算定については、交付税算定業務支援システム(Lasla)により、地方財政状況調査、地方公営企業決算状況調査(以下「決算統計」という。)については、地方財政決算情報システムによる提出とされている一方、財政健全化法に基づく健全化判断比率の算定・報告については、エクセル様式によるメール提出とされている。 さらに、都道府県市町村担当課による管内市町村調査票の検取作業に当たっても、自動転記機能により検取項目の縮減につながることも、エクセルファイルの管理等がなくなることにより、効率的に事務が進めるようになり、事務負担の軽減に資する。	健全化判断比率の算定・報告において、交付税算定業務支援システム、地方財政決算情報システム調査表間の転記等を容易にできる一元化システムが構築できれば、都道府県及び市町村ともに、転記ミスの削減、健全化判断比率算定時間の大幅な縮減につながることで、	地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成十九年法律第九十四号)、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則、地方自治法	総務省	京都府、滋賀県、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、八幡市、京田辺市、京丹波市、大津市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和東町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県	須賀川市、石岡市、千葉県、栗東市、東村山市、平塚市、綾瀬市、上越市、石川県、山梨県、静岡県、島田市、豊川市、豊田市、西尾市、伊丹市、奈良県、出雲市、徳島市、高松市、愛媛県、福岡県、北九州市、大牟田市、宮若市	<p>○健全化判断比率の算定に当たっては、普通交付税算定における地方債同意等職に決算統計の数値を転記する項目が少いことに加え、エクセルファイルの管理等、人介する作業が多く、複数の特別会計や企業会計が発生する本市においては、数値の転記作業等にリケアルミスが発生する可能性を有しており、決算統計システムにて行われる実査チェックを人海術により行うしかないため、例年、財政健全化法に基づく健全化判断比率の算定・報告等の調査業務を行う6～8月にかけて多大な時間を要する事務となっていた。</p> <p>○昨年度、健全化判断比率等を提出後に算定ミスが発覚し、速報値を訂正することができなかった。市町及び県のとりまとめにおける負担軽減と算定ミス削減のためには、一元化システムの開発・導入が必要。</p>	健全化判断比率及び資金不足比率(以下、「健全化判断比率等」という。))については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて、地方団体の責任でその基礎数値を監査委員の審査に付した上で議会に報告、公表するものであり、総務大臣は地方団体から健全化判断比率等の報告を受け立場にあるもの。したがって、健全化判断比率等を算定するためのシステム構築についても、地方団体の責任において行われるべきものと考えられる。	総務省において作成している全国統一的な様式に基づき算定している財政健全化判断比率の報告については、自治体総務2040構造研究会の基本的方向性に示されているように、ICTの利用によって処理できる業務はできる限りICTを利用することが望ましいと考えている。 既に存在する決算統計における集計システム及び交付税の算定システムから、重複している必要な数値を自動転記し、同比率の算定様式に出力できるようにするなど、既存システムの改修も含めて、積極的に対応されたい。		

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>		<p>改正後の地方公務員法における行政区長の取扱いについては、平成30年8月22日付事務連絡において、改正法施行後は一般職として任用すべきであるが、委託による対応が考えられることも含めてお示ししたところ。今後、事務処理マニュアル等においても周知していくこととしている。</p>	<p>6【総務省】 (6)地方公務員法(附25法261) (1)地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平29法29)で新たに導入される会計年度任用職員(改正後の地方公務員法22条の2)に整理されるいわゆる「区長」が担う業務の取扱いについては、委託による対応も含め、会計年度任用職員制度の導入に向けた事務処理マニュアルにおいて明確化し、地方公共団体に2018年中に周知を行う。 [措置済み(平成30年10月18日総務省自治行政局公務員部長通知)]</p>	通知等	平成30年10月	いわゆる「区長」が担う業務の取扱いについては、委託による対応も含め、会計年度任用職員制度の導入に向けた事務処理マニュアルにおいて明確化し、地方公共団体に2018年10月に周知を行った。	
<p>【静岡県】 現在、国主導のもと、地方公会計の活用による地方財政の「見える化」が進んでいるところであり、健全化判断比率等の算定については、まさに「見える化」の一環を担っている。全国統一な取組を進めることにより、これら算定指標による団体間比較の精度向上が可能となることから、国による統一システムの整備が期待される。</p> <p>健全化判断比率等は、前年度の決算額に基づいて算定される指標であり、既存の決算統計システムに、その算定機能を付加することによって、算定ミスや転記ミス、算定チェック作業の大幅削減が可能となると考えられる。</p> <p>貴省の回答では、各団体においてシステムを構築すべきとのことだが、一括して決算統計システムを改修する方が費用対効果は格段に優れることは明らか。</p> <p>仮に、各団体がシステムを構築した場合、システム間の算定スキームの差異による補正計算も発生する恐れがあり、とても現実的・効果的な解決策とは言えない。</p> <p>【奈良県】 国と地方の役割分担として、基礎数値の報告等の事務が全国的に自治体の事務とされていることをもって法を所管する国の責任が問われないこととはならない。提案団体の提案に沿って国において支援を検討すべきである。</p>		<p>【全国知事会】 国と地方の役割分担として、基礎数値の報告等の事務が全国的に自治体の事務とされていることをもって法を所管する国の責任が問われないこととはならない。提案団体の提案に沿って国において支援を検討すべきである。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。(省庁ヒアリングにおいて総務省から前向きな回答あり)</p>	<p>○ 財政健全化比率の算定・報告業務については、全国の自治体が毎年膨大な時間と労力をかけ実施している業務であり、自治体戦略2040構想研究会において示されているとおり、ICTの利用によって標準化・共同化を図ることができる業務である。そのため、普通交付税や決算統計の調査で総務省のシステムにより報告した、財政健全化比率の算定に必要な数値を健全化判断比率の様式に自動転記できるシステムの改修について、関係府省ヒアリングで総務省から回答があったとおり、積極的に検討していただきたい。</p> <p>また、財政健全化比率の報告は、もともと国が地方に対し報告を義務づけている業務であるため、地方公共団体が負担のない形で整備することは、国の配慮責任ではないか。</p> <p>○ これまで自治体が独自に発展させてきた知恵があれば、それを適切に反映できるよう検討していただきたい。また、効率的で改修に係る費用も抑えたものになるように、自治体と十分に意見交換していただきたい。</p>	<p>8月6日の関係府省ヒアリング時にも申し上げたとおり、健全化判断比率の算定に必要なデータについて、総務省のシステム改修により自動転記して提供する方向で地方公共団体と相談しながら検討を進めてまいりたい。</p> <p>なお、健全化判断比率の算定業務は自治事務であることから、地方公共団体の費用負担の取扱いについても相談してまいりたい。</p>	<p><平30> 6【総務省】 (13)地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平19法94) 地方公共団体の健全化判断比率・資金不足比率の算定及び報告(3条1項・22条1項)については、詳細なシステム改修の内容や費用負担について地方公共団体と協議の上、総務省の保有するシステムから活用可能なデータのうち、健全化判断比率・資金不足比率の算定に必要なデータとなるデータを活用し、所定の様式に自動転記して提供する方向で検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p><令元> 5【総務省】 (15)地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平19法94) 地方公共団体の健全化判断比率の算定及び報告(3条1項)については、総務省の保有するシステムから活用可能なデータのうち、健全化判断比率の算定に活用可能なデータを所定の様式に自動転記して提供する仕組みを構築し、令和2年度から運用を開始する。</p>	地方公共団体の健全化判断比率の算定及び報告(3条1項)について、総務省の保有するシステムから活用可能なデータのうち、健全化判断比率の算定に活用可能なデータを所定の様式に自動転記して提供する仕組みを構築する。	令和2年5月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度は、自動転記する仕組みの構築に向けて、平成29年度決算ベースでの自動転記シートを試作。 ・令和元年度は、平成30年度決算ベースの自動転記シート及び自動転記マニュアルを作成し、検証作業を行った上で、自動転記が可能な様式等を作成。 ・令和2年度は、令和元年度に完成した様式等を元に、令和元年度決算ベースの様式等を作成し、運用を開始(令和2年5月15日付け「健全化判断比率及び資金不足比率の提出等について(照会)」)。 	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
68	B	地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害対策基本法第86条の8第3項の改正	市町村の地域内で災害が発生し、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合、災害対策基本法第86条の8に基づき、他市町村に対し他市町村への避難(広域一時滞在)を協議することができるが、避難先とされているのは同条第3項で「避難所」のみとなっているが、これに「避難場所」も追加する。	○東日本大震災以降、洪水等も含めた様々な災害の被害想定が見直される中で、一市町村区域内での避難では、住民の安全が十分に確保できない場合も想定した防災対策を実施する必要がある。 ○また、住民の生命若しくは身体を災害から保護するためには、行政区域に関係なく、最も安全と思われる避難行動をとることができる体制を構築すべきと考える。 ○現状、災害対策基本法第86条の8では、同法第49条の7で想定される避難生活を送るための「避難所」について、第86条の8第3項で明記されているが、同法第49条の4で想定される災害の危険から緊急に避難するための「避難場所」については記述がないため、避難場所の提供を他市町村に求める際の協議を行う法的根拠が十分でない。	災害対策基本法第86条の8	内閣府、総務省	茅ヶ崎市	(提案募集)広域一時滞在.pdf	ひたちなか市、厚木市、佐久市、山県市、富士市、岡崎市、田原市、岡山市	○災害対策基本法第86条の8第3項では、「広域一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し避難所を提供しなければならない」としている。避難場所及び避難所については、同法第49条の4及び第49条の7で定義付けられており、同法第49条の8では、「避難場所と避難所とは、相互に兼ねることができ」としている。これにより柔軟な対応がとれる一方、両者が混同され、対応に遅れがでるおそれがある。緊急時には、市町村間で速やかに協議・受け入れを行う必要があることから、対応に遅れを生じさせないため、避難場所についても明示すべきと考える。 そのため、同法86条の8第3項で避難所みの記載となっている現行法を改正し、避難場所の記載を追加していただきたい。 ○本市においても、南海トラフ地震発生時には多数の避難者が想定される。指定避難所・避難場所、協定等による避難所受け入れも行っているが、被災状況により避難所の確保が困難な場合も考えられるため、柔軟な避難対策を図っていただきたい。 ○地震や風水害など、災害は行政区域ごとにかかるものではないため、住民の避難誘導や受け入れについても、行政区域に捉われずに広域的な協力体制を整備しておく必要がある。 災害対策基本法において広域避難者の受け入れ先として、「避難所」だけではなく、「避難場所」を明記することで、柔軟な避難計画の協議策定が可能となり、多様な避難経路の確保につながるため、より多くの住民の生命を保護することができるものと期待できる。 ○現状の災害対策基本法第86条の8第3項の条文中は、同法第49条の4で想定される災害の危険から緊急に避難するための「避難場所」の提供を他市町村に求める際の協議を行う法的根拠が十分でない。 ○平成29年3月に相模川、平成30年6月に玉川の浸水想定区域図が発表され、市民の安全を第一に考えた場合、隣接する市町村への避難を想定した防災対策を考慮する必要がある。 ○大雨による災害(土砂・洪水・高潮等)が発生する恐れがある場合について、広域避難の必要性を協議する場として、災害対策基本法に基づく県又は市防災会議の協議会及び、水防法に基づく大規模氾濫軽減協議会を活用する旨が「[洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難に関する基本的な考え方](平成30年3月)中央防災会議 防災対策実行会議にて示されたが、災害対策基本法に「避難場所」についての記述が無いため、今後、広域避難を検討する場合に、法的な根拠の必要性を感じている。	災害対策基本法第86条の8の規定は、市町村長が災害発生後に区域内の被災住民の居住を確保できない場合など、行政区域を超えて被災住民を避難させる必要がある場合における地方公共団体間の協議について規定したものであるが、これは被災住民の滞在先である避難所の確保が目的であるところ、避難所は災害が発生又はそのおそれがあるときから当面の間、被災者の生活の場となる施設であり、一定の住環境を備えておくべきものであることから、広域一時滞在が必要な場合には、地域の実情や被災者の人数等を踏まえ、住環境の確保を図る観点から協議が必要とされているところ。 一方、避難場所は、災害発生時に迫りくる津波や洪水等から迅速に避難するための立退き先(※避難ビルの屋上や広場が指定されている場合もある。)であり、緊急性を要するため、これを法定の協議対象とすることは、時間的コスト等の増大ともなりかねず、実務上の支障となるおそれがあることから改正は不要と考える。 ただし、防災基本計画(平成30年6月29日閣議決定)においても、「市町村は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする」とされている通り、市町村の区域外に避難場所を確保しておくことが妨げられるものではない。	○災害対策基本法に規定される広域一時滞在は、東日本大震災で広域避難の調整に時間を要したことを踏まえ、域外避難を円滑に行うために新設されたものであり、本提案はこの趣旨を緊急的な避難にも拡大するもの。 ○国のWGは、広域的な避難場所の指定について、多大な労力と時間が必要であることや片務的な協力依頼となるため調整が進まないという課題があると指摘する。 ○また、同WGでは、域外の避難場所への避難を想定した広域避難の実施を報告しているが、現行の広域一時滞在における避難場所に関する協議は法定化されておらず、本提案はこの報告にある広域避難の実効性を高めるものとする。 ○例えば、平成27年の関東・東北豪雨において、鬼怒川の決壊に際し、市内での避難を優先するあまり、決壊した川に向かうという避難指示を発令した自治体もあるが、域外の避難場所への避難について、法定協議を行うことが可能となれば、現実に対応した避難指示が可能となる。 ○時間的コストの増大に関する懸念については、荒川下流タイムラインの例を参考に、域外避難を想定する自治体が、受入先自治体と手続きや避難先について予めマニュアル化するなどにより、時間的コストを増やすことなく対応することが可能である。これは法規定の可否の問題ではなく運用上の問題であり、広域避難における避難場所の協議が法定化されることで、円滑な緊急避難に資すると考える。 ○以上の理由から、より柔軟かつ効果的な避難対策の実現のため、広域一時滞在における避難場所に関する協議を法定化すべき。	

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
【厚木市】 近隣市町村と行政区域を超えた避難場所確保のための広域的な協議を事前にを行ううえでは、避難所同様その根拠となるべき法的整備が必要であると考える。	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行規定で対応可能」となっているが、十分な周知を行うこと。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		○指定緊急避難場所は災害の危険が切迫している場合に緊急的に避難する場所であり、災害発生後に被災者が滞在して避難生活を送るための施設である指定避難所とは大きく性質が異なる。 ○広域的な避難を行う場合には、「洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難検討ワーキンググループ」の最終報告(平成30年3月)で指摘されているように、数十万人以上の立退き避難者が発生することから、事故を未然に防ぐための交通誘導等の実施や、氾濫の危険性が高まった際の域外避難から域内避難への切り替え等、大規模・広域避難を実現するためのオペレーションが必要となる。これらのオペレーションを行いながら、多大な労力と時間を要する、膨大な避難者の避難先確保を周辺自治体と調整を行うことは避けなければならない。広域避難における避難場所の確保は平時に行っておくべきものである。 ○また、災害対策基本法第86条の8の規定は、自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民(被災住民)のみが一時滞在するに当たって住環境の確保等を図る観点から地方公共団体間で協議を行うものである。そもそも、同法第49条の7第1項では、避難所は、避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者(居住者等)を避難のために必要な間滞在させ、又は被災住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設であると規定している。しかし、同法第86条の8第3項では、協議先市町村長は、受け入れた被災住民に対し広域一時滞在の避難所は提供すると規定していることから、受け入れた被災住民以外の者には広域一時滞在の避難所は提供しないものと解している。 ○上記により、避難場所を災害対策基本法第86条の8の規定の中に追加することは適さない。 ○本来、河川の氾濫のように災害の発生が予測される事態に適切に対応するためには、広域避難を行う自治体と受入先自治体において、広域的な避難に関する協定を予め締結することが望ましく、前述の「洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難ワーキンググループ」の最終報告においても、その旨が記載されているところ。 ○広域的な避難に関する協定の締結が進むことにより、災害が発生した場合における他の自治体への協議や、協議を受けた自治体による避難場所の提供を義務付けなくとも、被災住民の避難場所への受入れが円滑に行われるものであり、現行規定で対応可能である。	6【総務省】 災害対策基本法(昭36法223) (7)災害対策基本法(昭36法223) 指定緊急避難場所の指定(49条の4第1項)については、近隣市町村との協議により、当該市町村内に避難場所を指定することが可能であることを明確化するため、改めて地方公共団体に2019年度中に通知する。 (関係府省:内閣府)	通知	平成31年1月24日	指定緊急避難場所の指定(49条の4第1項)については、「指定緊急避難場所及び指定避難所の指定の促進等について」(平成31年1月24日付 府政防第60号、消防災第21号、国地応処第70号)を发出し、近隣市町村との協議により、当該市町村内に避難場所を指定することが可能であることを、地方公共団体に通知した。	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例	各府省からの第1次回答		見解	補足資料
													団体名	支障事例		
78	B	地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	消防団員等の消防車両運転に係る特例制度の創設	消防学校での消防車両の運転に関する教育の受講制度や自衛隊が実施する自動車の運転に関する教育を消防団員等が受講可能とするような制度等の創設	平成29年3月12日に改正道路交通法が施行され、改正後の普通免許で運転できる自動車の車両総重量は3.5トン未満となっている。 地域に住む若い人材や地元で長つづける若い人材が消防団員等として消防団に加入しても、改正後の普通免許の所持者については、車両総重量3.5トン以上の消防車両を運転することができず、消防団員等の消防活動や災害時の初期活動において支障を来すことになる。 そこで、消防団員等が実施する活動の特殊性及び地域防災の担い手としての重要性を考慮し、新制度普通免許を取得する消防団員等が、消防団所有のポンプ車の運転に必要な免許を取得しやすくなるような特例制度の創設が求められる。 【求める措置】 (1)各都道府県において設置する消防学校又は消防学校が委託する自動車教習所において、一定の適正が認められる消防団員等が消防車両の運転に係る技能講習を受講することを可能とすること。 (2)教育訓練の実施に関する地方公共団体の委託に基づき、自衛隊の任務遂行に支障が生じない限りにおいて、自衛隊が実施する自動車の運転に関する技能講習を、一定の適正が認められる消防団員等も受講可能とすること。 (1)、(2)の技能講習を受けた消防団員等が、消防車両の運転に必要な運転免許受験資格を得られるようにすることで、消防団員等の確保に資すると考えられる。	実際の道路交通環境下における安全性を毀損することなく、消防団所有自動車運転できる消防団員の確保が可能となることから、消防活動や災害時の初期活動の体制が強化される。 また、地域活動の担い手である消防団員や地域住民がその地域を訪れる自衛隊とつながりを持つ機会が生じることとなり、その際の人的つながりが将来の災害時の自衛隊と地域住民や消防団員の連携強化にもつながることになる。	道路交通法 道路交通法施行令 まち・ひと・しごと創生総合戦略 消防学校の教育訓練の基準 自衛隊法第100条の2 自衛隊法施行令第126条の2	警察庁、総務省、防衛省	鳴沢村、市川三郷町、早川町、身延町、南都町、富士川町、昭和町、蓮志村、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村	山梨県(14町村)共同提案 幹事団体:山梨県鳴沢村	南陽市、ひたちなか市、清瀬市、石川県、南アルプス市、多治見市、山梨市、千早赤坂村、宇和島市	〇平成29年3月12日に改正道路交通法が施行され、改正後の普通免許で運転できる自動車の車両総重量は3.5トン未満となっている。 地域に住む若い人材や地元で長つづける若い人材が消防団員等として消防団に加入しても、改正後の普通免許の所持者については、車両総重量3.5トン以上の消防車両を運転することができず、消防団員等の消防活動や災害時の初期活動において支障を来すことになる。 〇本市は、消防団員2,084名を有し、毎年90人程度の新入団員を迎えていて、今後、車両総重量3.5トン以上の消防車両を運転できない団員が増加し、消防活動等に支障きたし、地域の安全安心を揺るがすことにもなりかねないため、対象の消防団員が、車両総重量3.5トン以上の消防車両を運転できるようにする特例の制定に賛同するものです。 〇本市消防団においても、3.5トン以上の消防車両を38台所有しており、平成29年3月12日の道路交通法の改正による普通運転免許証で運転できる自動車の総重量が3.5トン未満となったことで、消防団からも今後の消防ポンプ車の運転について心配の声があげられています。 現在、本市でも今年度消防団に加入した団員1名が平成29年3月12日以後に普通運転免許証を取得しており、今後、同様の団員が増加していくことで消防活動に支障が起こることが予想されます。 (1) (2)の技能講習を受けた消防団員等が、消防車両の運転に必要な運転免許を取得しやすくなるような特例制度の創設を希望します。 〇本市においては、4月1日現在、改正後の普通免許を所持する消防団員が3名在籍しており、今後は更に増加していくと思われる。また、保有している消防ポンプ自動車は29台すべて3.5トン以上の仕様となっている。 以上のことから、提案されている「消防学校での消防車両の運転に関する講習や自衛隊が実施する自動車の運転に関する講習を消防団員等が受講可能とするような制度等の創設」は非常に有効な手段であると思われる。	【警察庁】 提案団体の提案趣旨の理解に当たって、本年6月29日開催の「地方分権改革有識者会議」の資料6も参照して、以下のとおり回答する。 【(1)について】 公安委員会から指定を受けた自動車教習所(以下「指定自動車教習所」という。)で技能講習を受講した者のうち一定の要件を満たす者(道路交通法第97条の2第1項第2号の規定の適用を受ける者)は、運転免許試験のうち技能試験が免除されることとなること、職員や設備等に關して一定の要件を満たす自動車教習所は、当該指定を受けることができることである。したがって、消防学校や同学校の委託を受けた自動車教習所(以下「消防学校等」という。)が、当該一定の要件を満たす自動車教習所であるとして公安委員会から指定を受けた場合には、当該消防学校等で一定の講習を受け、かつ道路交通法第97条の2第1項第2号の規定の適用を受けることについて、技能試験を免除することができる。以上のことから、御提案の内容に、消防学校等における準中型自動車免許に係る講習を終えた者のうち一定の要件を満たす者(道路交通法第97条の2第1項第2号の規定の適用を受ける者)について、指定自動車教習所を卒業した者と同様に、当該免許に係る技能試験を免除されたいというものが含まれているのであれば、これについては、消防学校等が一定の要件を満たす自動車教習所であるとして公安委員会から指定を受けることにより、現行の道路交通法令で対応可能である。 また、御提案の内容には、緊急自動車の運転資格の審査(以下「審査」という。)に合格した者について、当該緊急自動車の運転に必要な運転免許に係る技能試験を免除されたいというものが含まれているものと承知していること、技能試験は、取得しようとしている運転免許に係る自動車等を安全に運転することができる基本的な運転技能を有しているかを確認するものである一方、審査は、公益上の高い緊急任務のために道路を迅速に通行するために必要な高度の運転技能を有しているかを確認するものであり、道路交通法上、審査を受ける者は、当該審査により運転資格を得ようとする緊急自動車の運転に必要な運転免許を有していることが前提となっている。 したがって、技能試験と審査は全く異なるものであり、後者に合格した者について前者を免除することは不適当である。 御提案の内容を実現するためには、消防団員等が自衛隊が実施する自動車の運転に関する講習を受講することができることが必要であること、まずは防衛省において判断されるべきであることから、当庁から回答は差し控えたい。	〇多くの地域の消防団では、団員の高齢化や定数の確保が課題となっている。今後、普通免許を取得していても、準中型の車両規格以上の消防車両を運転することができない消防団員が増加し、緊急時の初期活動に支障を来すことが想定されるほか、免許取得が負担になることを理由として、団への加入が進まず、団員の定数確保がより困難になることが考えられる。 〇第1次回答において、現行制度での対応の可否について各府庁から回答をいただいたが、運転免許取得費用に対する公費助成制度や普通免許で運転可能な消防車両の導入以外に、新たな免許制度による消防団活動の支障に対応するためには、どのような施策を実施できるのか、ということ、省庁の枠を超えて検討していただき、周知願いたい。 〇消防団活動の支障となっている(また将来的に発生するであろう)ことが容易に想定できる)ということを改めて認識いただき、できる限り少ない時間で準中型以上の消防車両の運転が可能となるような制度スキームを創設することは、消防団員の免許取得の負担軽減につながり、消防車両を運転できる団員の確保に資することを望みます。消防団活動として、消防学校又は消防学校が委託する自動車教習所において、団員が運転免許取得のための技能講習を受けられることを明らかにしていただきたい。 〇また、大規模な災害が多発している近年の災害事情を踏まえ、自衛隊と地域の消防の連携強化を図る観点から、自衛隊の自動車訓練所への消防団員の受け入れについて、再検討いただきたい。	

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>	<p>○ 総務省において、 ・準中型の車両規格を超える消防車両を運転することができる消防団員の確保を課題として支援するために、運転免許制度の改善等を地方法と調整すべきではないか。さらに、準中型免許取得費用の特別交付税での助成や普通免許で運転可能な消防車両開発のほかに、現場の支障を解決するための施策を検討すべきではないか。</p> <p>○ 警察庁において、 ・消防車両を運転できる消防団員を確保するため、消防団員が準中型免許を取得しやすくなるように、運転免許制度の見直しについて検討していた。</p> <p>また、自衛隊自動車訓練所での技能教習が受け入れ可能な場合、当該訓練所において技能教習を修了した消防団員の中型免許の免許取得を可能とすべきではないか。</p> <p>○ 防衛省において、 ・年齢や運転経験年数に関係なく準中型車両以上の運転免許を取得できる施設は自衛隊の自動車訓練所しかなく、そのような場合自衛隊法第100条の2第1項の「他に教育訓練の施設がないと認めるとき」に該当するものと解釈し、自衛隊自動車訓練所で消防団員の教育訓練を受け入れるべきではないか。</p>	<p>【警察庁、総務省】 総務省消防庁及び内閣府地方分権改革推進室が連名で、全市町村に対して実施している消防団員の準中型免許の取得に係る支援事例の調査の結果等も踏まえ、関係省庁において、消防団員による準中型免許の取得をより円滑にするための取組を検討する。</p> <p>【防衛省】 「提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点」の記載に「年齢や運転経験年数に関係なく準中型車両以上の運転免許を取得できる施設は自衛隊の自動車訓練所しかなく」とあるが、御指摘のようなことはない。その上で、防衛省・自衛隊における教育訓練の受託については、自衛隊法第100条の2において、「政令で定める技術者の教育訓練を実施することの受託を受けた場合において他に教育訓練の施設がないと認めるときは、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該委託を受け、及びこれを実施することができる」と定められており、自衛隊法施行令第126条の2において、受託を行うことができる具体的な技術者については、「航空機の操縦及び整備」「落下傘の試験降下」「潜水艦の試験航走」「救急「応急」の操作」に従事する者と規定されている。</p> <p>要望されている消防団員に対する自衛隊の自動車教習所での教育訓練の受託については、まず、自衛隊法施行令第126条の2が定める技術者の範囲に含まれていない。また、自動車運転技術の習得は、一般に民間の自動車教習所において行われるものであり、自動車教習所が全国に多数存在することを考えれば、「他に教育訓練の施設がないと認めるとき」の要件を満たすとは言えないことから、現行の法令に限らず、防衛省・自衛隊としてお受けすることはできないことについて御理解を願いたい。</p> <p>なお、各自衛隊においても、施設等の制約から、受講可能人数に限られているため、一部の隊員は駐屯地、基地等での受講がかなわず、民間の自動車教習所を利用しているような状況である。</p>	<p><令元> 6【総務省】 19消防団員の準中型自動車免許取得に対する助成事業 消防団員が消防車両を運転するために必要な準中型自動車免許(以下この事項において「準中型免許」という。)の取得等については、以下のとおりとする。 ・消防団員の準中型免許取得費用に対する、地方公共団体の公費助成制度の創設を促すため、先行事例等を地方公共団体に2018年度中に周知する。 ・普通自動車免許を有していなくても準中型免許を取得することが可能であること及び準中型免許取得において地方公共団体により創設される公費助成制度の活用が可能であることを、自動車教習所等を通じ、新たに免許を受けようとする者に2019年度中に周知する。 (関係府省:警察庁)</p> <p><令2> 6【総務省】 (21)消防団員の準中型自動車免許取得の促進に関する事務 消防団員が消防車両を運転するために必要な準中型自動車免許の取得については、自動車の運転に関する技能の教習を受けやすくするための地方公共団体等の取組を促すため、消防団員が教習を優先的に予約することを可能とするなどのモデル事業を実施し、その効果等を地方公共団体等に令和3年度中に通知する。</p>	<p>前段 事務連絡 平成31年3月27日</p> <p>中段 自動車教習所等に対する資料の配付 令和元年10月23日</p> <p>後段 事務連絡 令和4年3月31日</p>	<p>前段 消防団員の準中型自動車免許(以下、「準中型免許」という。)の取得費用に対する、地方公共団体の公費助成制度の創設を促すため、既に当該制度を措置している地方公共団体の交付要綱における助成額等の規定例のほか、地方公共団体の当該助成に対する地方財政措置の概要等について、地方公共団体に周知した。</p> <p>中段 消防団員が消防車両を運転するために必要な準中型免許の取得については、普通自動車免許を有していなくても可能であること及び地方公共団体により創設される公費助成制度の活用が可能であることを、新たに免許を受けようとする者に周知するため、必要な資料を作成し、全日本指定自動車教習所協会連合会を通じて全国の自動車教習所等に対して資料を配付した。</p> <p>後段 被雇用者の割合が高い消防団員において、免許取得に伴い生じ得る時間的、距離的負担について、地域ニーズに応じて軽減を図り、円滑な免許取得につなげるための方策を、関係府省と連携しつつ検討し、消防団員の円滑な準中型免許取得のための方策として、教習所の予約枠を消防団員向けに優先的に確保することが有効と考えられることから、これらの方策をより詳細に分析し、検証するためのモデル事業を実施し、その効果等を地方公共団体等に令和3年度に周知した(「消防団員の準中型自動車免許取得について」(令和4年3月31日付け消防庁地域防災室事務連絡))。</p>		

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料	
80	B	地方に対する規制緩和	その他	地方行政サービス改革の取組状況改革の取組状況改革の取組状況等に関する調査について、地方公共団体の負担の少ない方法に見直しを求める。	総務省から毎年度照会【調査項目について】調査の目的は業務改革を推進することであるが、既に民間委託や指定管理制度の導入が100%となっている業務や施設についても毎年調査しており、不要な作業となっている。(例えば民間委託の実施状況は、全ての都道府県で100%を達成している項目がほとんど(13項目中9項目)であるが、毎年変わらず調査が行われている。) 【総務省でのヒアリングについて】調査票の内容について総務省でヒアリングが行われるが、電話やメールで回答できる内容である。この必要のない調査項目とヒアリングを廃止し、地方公共団体の負担の少ない形で目的を達成できる調査方法へ見直しを求めるもの。	【調査項目について】調査の目的は業務改革を推進することであるが、既に民間委託や指定管理制度の導入が100%となっている業務や施設についても毎年調査しており、不要な作業となっている。(例えば民間委託の実施状況は、全ての都道府県で100%を達成している項目がほとんど(13項目中9項目)であるが、毎年変わらず調査が行われている。) 【総務省でのヒアリングについて】調査票の内容について総務省でヒアリングが行われるが、電話やメールで回答できる内容である。移動時間や日程決めの調整等の負担を考えると費用対効果は低いものとなっている。	調査項目の見直しやヒアリングの廃止により、地方公共団体の事務負担が軽減され、業務の効率化に寄与する。	総務省 平成27年8月28日付総経第29号「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」 直近の照会(平成29年4月28日付総経第16号、総経情第29号「地方行政サービス改革に関する取り組み状況等の調査について(照会)」)	総務省	神奈川県	一	宮城県、福島県、石岡市、埼玉県、綾瀬市、三好市、魚沼市、石川県、長野県、浜松市、愛知県、名古屋市長官舎、田原市、八幡市、伊丹市、山口県、愛媛県、松山市、熊本市	○毎年度のように様式の訂正や補足説明が後追いで送られてくるため、その都度全部局に様式の差し替えを依頼せねばならず、事務効率が非常に悪い。 ○ヒアリング時期が議会会期中であり、役職者は議会対応のため出席は困難である場合が多く、係長級又は担当者でヒアリングに赴くこととなり、担当者同士の電話回答と同様の内容を回答することとなる。 ○「前年度導入率」及び「類似団体の前年度導入率」の項目については、総務省ホームページを見て各団体が数字を入力する手順であるが、既に昨年度中に総務省に提出したデータであり、調査を要した各団体が再度入力する必要のあるのが疑問である。 ○特に指定管理者の実施状況の項目について、現在自治体では既存施設の有効活用という観点から施設の集約化、複合化が進められており、1つの項目に当てはまらない施設が出てきているほか、項目そのものの基準も通知では示されておらず不明確である。(「産業情報提供施設」や「大規模公園」等)そのため、調査結果自体について全国及び自治体間で比較する材料としては正確性に欠けるのではと懸念される。	実施率が100%に達している調査項目については、数年おきに調査や廃止とすることも含め、調査項目の縮小を検討する。また、自治体の負担にならないように、総務省側で入力可能なものは入力した上で、照会できるように調査票の審査をする。 ヒアリングについては、自治体の生の声を聞くことができる貴重な機会であり、総務省からも自治体が活用できる情報通信分野の先進的な取組を紹介する場として重要なため今後も継続して実施することを考えている。	【調査項目について】調査項目の縮小については、御回答いただいたとおり検討していただきます。 また、調査項目の見直しについては支障事例に挙げたように「指定管理者制度等の導入状況」における各施設の定義や基準等について明確にしてくださいよう検討させていただきます。 【ヒアリングについて】地方公共団体の負担を縮小すると、現在実施している調査結果に基づく県及び市町村の状況確認であれば、対面で意見を聞くのではなく電話や電子メールで返ると考える。 また、総務省から自治体へ情報提供できるという点も、調査・照会システムを使った電子媒体での発信や書面での共有等で補うことができる。 以上のことから、自治体からの希望がある場合や対面での意見交換が必要と思われる場合など、ヒアリング対象自治体・担当者を絞った形での実施がよいのではないかと。	一
89	B	地方に対する規制緩和	その他	小規模施設特定有線一般放送の届出書類の電子化	小規模施設特定有線一般放送の届出書類の申請者の住所及び氏名など表以外の部分についても電磁的方法による提出が可能となるよう「放送法施行規則第二百七条第一項の規定による電磁的方法による提出が認められているのは各様式の「表の部分」のみとなっており、その他の項目(自書又は押印等)や添付書類については認められていない。このため、事業者は申請手続きを書面により来庁又は郵送にて行わざるを得なくなり、負担となっている。 自治体においては、届出書の表部分を電磁的に提出された場合、そのデータと書面で提出された書類を連動させて保管する必要があり、整理及び保管が煩雑になっている。また、施設が廃止されるまで個人データを含む届出書及び添付書類を保管する必要があるため、大量の書類を整理及び保管するための経費(人員や保管場所)が発生している。(提案団体会計概数(過去3年) 平成28年度130件 平成29年度350件 平成30年度810件 (H30.4月末現在))	小規模施設特定有線一般放送の届出書類は「放送法施行規則第二百七条第一項の規定による電磁的方法により作成し、及び提出することができる書類並びにその作成及び提出の方法」第3項第30号～第34号において、電磁的方法による提出が認められているのは各様式の「表の部分」のみとなっており、その他の項目(自書又は押印等)や添付書類については認められていない。このため、事業者は申請手続きを書面により来庁又は郵送にて行わざるを得なくなり、負担となっている。 自治体においては、届出書の表部分を電磁的に提出された場合、そのデータと書面で提出された書類を連動させて保管する必要があり、整理及び保管が煩雑になっている。また、施設が廃止されるまで個人データを含む届出書及び添付書類を保管する必要があるため、大量の書類を整理及び保管するための経費(人員や保管場所)が発生している。(提案団体会計概数(過去3年) 平成28年度130件 平成29年度350件 平成30年度810件 (H30.4月末現在))	提案の実現による住民の利便性の向上や行政の効率化等、表部分以外も電磁的方法による提出が可能になれば、電子申請も可能となり、事業者の提出にかかる負担が軽減し、自治体においても申請の受付、書類の整理及び保管に関する経費等の削減が図られる。	放送法施行規則第二百七条第一項の規定による電磁的方法により作成し、及び提出することができる書類並びにその作成及び提出の方法(告示)	総務省	東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県	デジタル・ガバメント実行計画記載「オンライン手続きにおけるリスク評価及び電子署名・認証ガイドライン」の見直し	栃木県、愛知県、鳥取県、福岡県	○事業者が申請手続きの際の来庁・郵送の負担を強いている。また、本県においては提案都県ほど届け出件数が多くはないが、年々増加傾向にある。(過去3年 平成28年度29件、平成29年度27件、平成30年度35件(H30.6.21現在)) ○事業者において、様式のうち表部分のみを電磁的方法により届出を行い、その他の部分(届出書の自書又は押印部分)や添付資料を認めないというのは、届出者にとってもそれを整理し整理保管する当県にとっても非効率である。当県では、業務の効率化の流れの中、電子申請を推進しているところであり、小規模施設特定有線一般放送の届出書類の電磁的方法による届出の範囲の拡大は有用と考える。 ○当該届出については、全様式を電子データで提出することができず、行政手続オンライン化の原則にも準じていない。事業者はもとより受理を行う職員の見直しも必要となっているため、全様式を電子データで提出可能なように法整備することが望ましい。 ○「官民データ活用推進基本計画」により、国・地方を通じた行政全体のデジタル化を進めることとしており、添付書類を含めた提出書類の電子化を認めるべきである。 ○本県においても、届出書類および添付書類の量が多いため、関連書類を保管するための場所が必要となっている。電子化により書類の保管に係る経費等の削減が期待できる。(平成28年度実績9件)	小規模施設特定有線一般放送にかかる手続きは、個人、法人又は団体の権利義務に直接関わるものであり、放送法施行規則第217条第1項の規定による電磁的方法により作成し、及び提出することができる書類並びにその作成及び提出の方法について定めた総務省告示第274号第3項の第30号～34号では、申請の本人性・真正性を確認する観点から、鑑文のみ押印又は署名した書類の提出を求めることとしている。 一方で、現在総務省では、行政手続の電子化について、「デジタル・ガバメント実行計画」(平成30年1月16日閣議決定)等の政府横断的な取組の中で、小規模施設特定有線一般放送にかかる手続きを含む各種放送法の手続きについて、電子化に向けて検討を進めており、その検討を踏まえ対応する予定。	デジタル・ガバメント実行計画8ページ(書面や対面の原則、押印等のデジタル化の障壁となっている制度や慣習にまで踏み込んだ業務改革(BPR)の検討を行う。)並びに、33ページ(押印などによる本人確認が求められる場合には、原則、電子的な確認手法への移行を目指すとともに、利便性と安全性をバランスした解を見出すことが必要である。)の主旨に則り、オンライン化原則に向けて措置を講じていただきたい。また、具体的なスケジュールをお示ししたくとも、措置を講じることが困難な場合は、その理由を明らかにしていただきたい。 総務省での電子化に向けた検討が終了するまでの期間に関し、以下の点について御教示いただきたい。 (1)御回答に添付書類に関して記載がされていないが、添付書類については現時点でスキャナ等を用いて電子化が可能と考えてよいか。その場合、告示等で明示していただきたい。 (2)現時点において、申請の本人性・真正性の確認について、マイナンバーカードを含めた電子署名を用いて電子化できないか。	一

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		○調査項目の検討については、今年度調査までの状況を踏まえて整理することとし、「指定管理者制度等の導入状況」における各施設の定義や基準率については、自治体により公の施設の捉え方によって異なるため、該当すると思われる項目へ回答をいただきたいが、難しい場合は、公の施設の利用実態が大きい項目に回答いただき、判断に迷う場合は特記事項として記載できる回答欄を設ける等、柔軟な回答様式に改めることとした。 ○ヒアリングについては、今年度からスカイプを用いたテレビ会議方式を一部の希望自治体で実施したところであり、今後もスカイプを活用したヒアリングを拡大していくこととする。また、自治体からの希望がある場合や対面での意見交換が必要と思われる場合など、ヒアリング対象自治体・担当者を絞った形での実施ができるかを含めて来年度のヒアリング実施体制を見直す予定としている。	6【総務省】 (18) 地方行政サービス改革に関する取組状況等の調査 地方行政サービス改革に関する取組状況等の調査については、調査様式及び項目の整理を行い、ヒアリングは単なる調査票の確認ではなく意見交換を重視したものとするとともに、負担軽減のためWEB会議方式の導入等を行う方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	調査様式の変更等	令和元年6月12日に調査実施 令和元年9月以降ヒアリングを実施	・「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」に基づき、今年度調査の実施方法について検討を行い、調査項目を公表様式の項目にそえるかたちで内容を整理するとともに、前年度の回答内容をすでに入力した状態で地方公共団体に照会を行った。 ・ヒアリングについては、対応可能な自治体についてはSkypeを利用して実施し、事前にヒアリング事項を団体側に知らせ、その回答内容の確認の場とするなど、ヒアリングに要する時間短縮等に配慮したうえで実施した。	
【鳥取県】 小規模施設特定有線一般放送にかかる手続を含む各種放送法の手続の電子化について、総務省回答にある検討を速やかに進め、早期に提案の主旨を含む電子化が実現できるよう希望する。				小規模施設特定有線一般放送にかかる手続の添付資料について、電子媒体での届出が可能である。 また、現在総務省では放送法の全ての手続において電子化を進める方針で検討を行っており、デジタル・ガバメント実行計画の対象期間である2023年3月31日までを目途に、政府及び総務省全体の取組を踏まえ対応する予定。	6【総務省】 (4) 放送法(昭25法132) 小規模施設特定有線一般放送に係る手続については、書面等によるほか、各都道府県が運用する電子情報処理組織を活用した電子申請による届出が可能であることを、都道府県に2018年度中に通知する。	通知等	平成31年3月27日	小規模施設特定有線一般放送にかかる手続について、届出をしようとする者は、書面等により届け出るほか、各都道府県が運用する電子情報処理組織(電子申請システム)を活用し、電子申請により届け出ることが可能であることを、都道府県に通知済み (平成31年3月27日、総情報第31号 小規模施設特定有線一般放送にかかる手続の届出方法について(通知))	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
96	B	地方に対する規制緩和	その他	<p>公金収納における電子マネーの取扱いの明確化</p> <p>地方自治体の施設の入場料等において電子マネーによる公金収納が推進されるよう、法制度上の取扱いを明確化すること。</p>	<p>【制度改正の必要性】</p> <p>電子マネーは、少額の支払において小銭の取扱いが不要となり迅速な支払が可能な、利用者の利便性が高い決済手段である。</p> <p>平成20年の電子マネーによる決済は11億件、決済金額は7,581億円であったが、平成28年には52億件で4.7倍、決済金額は51,436億円で6.8倍と飛躍的に増えている。</p> <p>また、日本の通貨に慣れない外国人旅行者にとっても電子マネーは利便性が高く、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される平成32年(2020年)に、国が目指している4,000万人の外国人旅行者がストレスなく快適に観光できる環境整備に資するものである。</p> <p>これらを踏まえ、地方自治体の施設の入場料等においても、電子マネーによる公金収納を推進することが、県民及び外国人旅行者の利便性向上に資するものとなる。</p> <p>【支障】</p> <p>地方自治法上、電子マネーの取扱いが収入の方法として定められていないため、導入の妨げとなっている。</p>	<p>小額支払いについて小銭の取扱いが不要になり、利用者の利便性の向上を図れる。</p> <p>日本の通貨に慣れない4,000万人の外国人旅行者にとって、電子マネーの利便性が高く、ストレスなく観光できる。</p>	<p>地方自治法第231条の2第6項</p> <p>地方自治法施行令第157条の2</p>	<p>総務省</p>	<p>埼玉県、川越市、所沢市、狭山市、坂戸市、伊奈町、小栗野町、美里町、東京都</p>	<p>福島県、群馬県、入間市、船橋市、島田市、小牧市、兵庫県、山口県、徳島県、熊本市</p>	<p>○日本の通貨に慣れない外国人旅行者にとっても電子マネーは利便性が高く、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される平成32年(2020年)に、国が目指している4,000万人の外国人旅行者がストレスなく快適に観光できる環境整備に資するものである。</p> <p>○今後、支払い方法のニーズが多様化することを踏まえ、法制度上の取扱いを明確化するべきだと考える。</p>	<p>地方公共団体の公金の収納は、現金による納付が原則とされているが、地方自治法第231条の2第6項の規定により、納入義務者が、地方公共団体の長が指定した指定代理納付者が交付・付与する証券などの物や番号等を提示・通知して、当該指定代理納付者に当該納入義務者の歳入を納付させることを申し出た場合に承認することができる。</p> <p>電子マネーを利用した公金の収納については、電子マネーの決済事業者を当該指定代理納付者として指定することにより、その活用が可能である。</p>	<p>平成27年12月に総務省の「地方公共団体の財務制度に関する研究会」に取りまとめられた報告書において、公金収納における電子マネーの収納方法を確立するため、地方公共団体の財務制度を見直す必要があると示されている。</p> <p>その後、総務省から公金収納における電子マネーの位置づけを示す通知等が発出されておらず、現状では電子マネー活用が可能と解することは困難であり、課題も多く残されている。</p> <p>例えば、電子マネーでの支払方法には、プリペイド方式とポストペイ方式によるものがあり、この違いにより歳入の納付に係る弁済効果の発生時期や遅延金に影響が生じうる。</p> <p>また、地方自治法施行令第157条の2に規定する指定代理納付者についても、クレジット会社は総務省通知(H18.11.22)により要件が示されているが、電子マネーにおいては事業者が多様であり、クレジット会社と異なり与信審査もないなど、同様に取り扱ってよいのか不明である。</p> <p>以上のように、公金収納における電子マネーの位置づけや検討すべき課題について、法令または通知等で明確化していただきたい。</p>		
160	B	地方に対する規制緩和	その他	<p>指定都市については、人事委員会又は公平委員会を置くことができるもの。(指定都市に設置されている人事委員会の採用試験等に関する権限を市長部局をはじめ任命権者の権限とする。)</p> <p>本市をはじめ大都市では、社会経済情勢の急激な変化の中で、様々なニーズに対応するため、適切な人事行政を行っていく必要がある。人事配置については任命権者の権限と必要に応じて行っているが、採用試験は人事委員会の権限であるため、権限の違いから主體的・機動的に採用活動を行うことができない。</p> <p>この支障を解消するため、指定都市については、人事委員会を必置とせず、人事委員会又は公平委員会を置くことができるよう制度変更し、採用権限を任命権者の権限とすることを求める。</p>	<p>○現行は、各任命権者が必要な人材等を人事委員会に示し、人事委員会において採用試験を実施し、採用試験に合格したものを基本的に各任命権者で採用している(採用待機者を除く)。</p> <p>○人事委員会の権限である採用試験に係る計画決定や最終合格者の決定については、常に人事委員会に諮り了承を得ないと行うことができない。各任命権者では、人事委員会に諮る議案等の準備作業などで人事委員会事務局と調整が発生し、人事委員会も常に開催できるものではないため、任命権者だけで採用試験を行えることと比べると、機動的な採用活動を行うことができない。</p> <p>○人事委員会規則による委任は可能であるが、本市では一部資格職にとどまっている。</p> <p>○採用試験の権限を全部任命権者に委任することについては、総務省の見解は「法の制度上可能であるが、地方公務員法の主旨を踏まえて、人事委員会をよく話し合い、なぜ全部委任を行うのか説明責任を果たしてほしい」というもので可否については明確な回答を得ることは出来なかった。</p> <p>また、あくまで権限の委任であり、人事委員会からの委任が必要であり、任命権者が主体的に行えるものではない。</p> <p>○社会経済情勢の急激な変化の中、持続可能な大都市経営を実現する必要があると感しており、そのためには自治体経営そのものに直結する職員の採用を任命権者が主体的・機動的に実施する事が不可欠である。</p>	<p>任命権者が主体的に職員の採用行えるようになることにより、自治体経営において、経営戦略の一環として、柔軟かつ機動的に人材の確保を行う事が出来るようになる。</p>	<p>地方公務員法第7条第1項</p>	<p>総務省</p>	<p>神戸市</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>指定都市に人事委員会を必置とせず、職員の採用権限を任命権者の権限とすることは以下の理由から適当ではない。</p> <p>(1)人事委員会は任命権者による任命権の行使を中立的・専門的立場からチェックすることで、任命権者による任命権の行使が適正に行われることを担保するために設置され、地法第15条に規定する、公務員の任用における能力主義の原則を支える重要な役割を担っている。したがって、政令市において人事委員会を設置しないとした場合、公務員の任用における根本原則が揺らぐ危険性がある。</p> <p>(2)現行制度においても採用試験に係る人事委員会の権限を他の機関に委任することが可能(地公法第8条第3項)となっており、人事委員会と任命権者との円滑な連携は可能である。</p>	<p>(1)求められる公務員の任用における根本原則は、都市の規模によって異なるものではなく、人事委員会の有無によって、揺らぐ危険性があるという合理的な理由はないと考える。</p> <p>(2)人事委員会が採用に関する権限の全部を任命権者に委任すると、任命権者が主体的に採用を行う事は可能になるが、あくまで権限の委任であり、委任を行うかどうかは人事委員会の判断によるため、対応策としては十分でないと考えられる。</p> <p>なお今回の提案の背景として、人材の確保及び育成は自治体経営の根幹であり、一般市には人事委員会の設置が義務付けられておらず、長が自らの経営判断と責任において主体的に人材確保が出来るにもかかわらず、指定都市には人事委員会の設置が義務付けられていることにより、長の人材確保に関する権限が制約されていることに問題があると考えている。</p>		

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、文書により十分な周知を行うこと。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>	<p>○ 地方自治法231条の2第6項の規定に基づき、電子マネーの決済事業者を指定代理納付者として指定することにより、その活用が可能であり、また、地方公共団体から明確化が必要だということであれば、検討していくとの回答であった。明確化するにあたっては「地方公共団体の財務制度の見直しに関する報告書(平成27年12月)」において検討すべきとされた。電子マネー事業者に必要な要件や事故等がある場合に調査を行う権限の付与などについて、これらの検討結果を留意事項として全国へ明示していただきたい。</p> <p>○ 既に電子マネーを導入している自治体もあるので、明確化することで現在活用している自治体に支障が出ないよう、現状を十分把握した上で対応していただきたい。</p>	<p>自治体における導入事例や留意事項等について整理した上で、平成30年度中を目途に、電子マネーを利用した公金収納の取扱いが可能である旨を通知等により周知する。</p>	<p>6【総務省】 (6)地方自治法(昭22法67) (1)地方公共団体による使用料又は手数料の徴収(231条の2)については、電子マネーの取扱いが可能である旨を、地方公共団体での導入事例や活用時における留意事項等を整理した上で、地方公共団体に2018年度中に通知する。</p>	通知	平成31年3月29日実施済み	平成31年3月29日付けで総務省より「電子マネーを利用した公金の収納について」(総行第102号)を地方公共団体宛てに発出。	
		<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>	<p>○ 人事委員会は常に開催できるものではなく、また、委員会に諮る議案の準備作業等で委員会と調整が発生し、機動的な採用活動の支障となっている。特に、指定都市においては人材確保という点で都道府県下の中核市等との競合となっており、人事委員会と公平委員会では機動的な採用に差が生じていることから、いずれを設置するかは選択制とするべきではないか。</p> <p>○ 地方公務員法第8条第3項に規定される他の機関等への事務の委任について、任命権者が主体的に行うことができるよう、人事委員会規則で定めるのではなく、条例で定めることとするべきではないか。</p>	<p>人事委員会は、競争試験等に関する事務のほかにも、条例の制定改廃に対する意見申し出や職員の給与、勤務条件に関する助言権など、公平委員会にはない広範な権限を有している。人事委員会が、公正・中立的な第三者機関として、こうした権限を行使することは、職員の勤務条件の保障という観点から、重要な役割を果たしている。したがって、政令指定都市において、人事委員会を必置とせず、公平委員会との選択制とすることは適当でない。</p> <p>○ 例指摘の支障事例については、人事委員会に採用試験等に関する事務の権限が付与されているのは、人事委員会が人事行政に特化した専門機関であって、それを組織する委員の独立性が確保されていることから、高度な内容の競争試験及び選考を中立的な立場において行うことが期待できることによるものである。そのため、そうした人事委員会の機能を踏まえ、任命権者と人事委員会との間に協力体制を確立し、採用試験等を実施することが求められている。任命権者の求める人材確保を行うことについても、人事委員会との間で協力関係を構築し、必要に応じた権限の委任や人事委員会の開催日について柔軟に設定するなど運用面での調整を行うことで対応可能なものと考えている。</p>	<p>6【総務省】 (6)地方公務員法(昭25法261) (iii)人事委員会と任命権者間の連携については、必要に応じた権限の委任や運用面での調整等の取組状況について調査を行い、地方公共団体に2019年度中に情報提供を行う。 また、人事委員会及び公平委員会制度の在り方については、今後、同制度又は他の関連した制度を議論する場を設ける際に併せて検討を行う。</p>	通知等	令和2年3月13日発出	地方公共団体の取組状況に関する調査で得られた事例等を取りまとめ、各地方公共団体宛てに通知した。	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料	
																各府省からの第1次回答
178	B	地方に対する規制緩和	その他	投票管理者選任要件を「選挙権を有する者」に緩和	当日投票における投票管理者及びその職務代理者の選任要件を「当該選挙の選挙権を有する者」から「選挙権を有する者」に改めるよう改正された。	投票管理者は投票所の最高責任者として投票事務を適正に処理する責務があり、投票事務や選挙制度に関する十分な知識が必要であるが、「当該選挙の選挙権を有する者」に限定されていることで、地方選挙において適格な人材の確保が困難となっている。また、希望者を募る期間が限られていることや事前研修への参加が必須であること、さらに公平公正な選挙等の点から民間の者を選任することは困難であり、実態として自治体職員が務めることが多い。 (各団体の支障事例) [八尾市]投票管理者及び職務代理者は、投票事務や選挙制度に関する十分な知識を有している必要があることから、職員を選任しているが、近年市外に居住する職員が増加しており、特に市の選挙において選任に苦慮している。 [播磨町]投票管理者には選挙事務に精通した町職員を選任しているが、職員数の削減と町内に居住する職員の減少により、町長及び町議会選挙において選任に苦慮している。 また、他の団体ではやむを得ず自治会長等を投票管理者に選任し、自治体職員を職務代理者として充てて投票管理者を補佐する場合があると聞いているが、特に、町長及び町議会議員選挙では、自治会が候補者の後援活動等を行うことも珍しくないため、選任を誤れば選挙の公正性を揺るがす恐れもある。なお、事前に投票事務に関する講習等を行っても、投票所の最終責任者として短期間で育成することは困難である。	地方選挙において、都道府県の選挙では他の都道府県に住所を有する者、市町村の選挙では他市町村に住所を有する者を選任できるようになり、選挙管理委員会の事務負担軽減につながる。	公職選挙法第37条第2項、第49条の2第2項、公職選挙法施行令第24条	総務省	兵庫県、京都府、京都市、大阪市、堺市、八尾市、神戸市、播磨町、和歌山県、兵庫県、兵庫県、町村会	一	宮城県、仙台市、山形市、中山町、八王子市、清瀬市、小田原市、綾瀬市、中井町、新潟市、魚沼市、石川県、福井市、山梨市、田原市、草津市、千早赤坂村、南あわじ市、生駒市、出雲市、倉敷市、高松市、新居浜市、北九州市、筑紫野市、宮崎市、戸塚町、熊本市、八代市、宮崎市	○本市では、投票に関する事務の責任者である投票管理者等について、その職務の重要性及び専門性を考慮し、市職員を選任している。選挙に関する事務を委嘱された場合に忠実にそれを執行することが義務付けられている(公職選挙法第273条)市職員には、選挙事務に係る経験やノウハウの豊富な蓄積があり、投票事務の適正かつ公平な管理執行のためには、投票管理者等にも市職員を選任することが適当であるといえる。 しかしながら、投票管理者等を選任するにあたっては、本市には85か所の投票所があり、その人員確保に苦慮している。とりわけ、現行法令のもとでは、市長及び市議会議員の選挙において、投票管理者等に市内在住の職員を選任する必要があるが、選挙の都度、200名近くを確保することは容易ではなく、結果として特定の職員への選任の固定化及び負担の増大化を招いている。 一方、期日前投票においては適任者確保の観点から、投票管理者等の資格要件を「選挙権を有する者」とされているところである。このことよって、投票期日当日の投票と比較して、期日前投票において選挙事務執行上、特別の支障が生じているとは言えず、また、適任者確保の観点も期日前投票のみに必要なものではない。 投票管理者等の資格要件を「選挙権を有する者」と緩和することは、より広い視点で適任者を確保することにもつながり、より一層の公平公正な選挙執行に資するものである。また、平成31年には統一地方選挙を迎え、本市でも市議会議員選挙執行が予定されていることから、提案内容の早期実現を求める。 なお、本提案内容については、平成28年度に全国市区選挙管理委員会連合会(全国774の市と特別区が加入)より、総務大臣等に要望している。 ○本県においても、管理者に充当する市町職員の確保に苦慮している。(特に投票日と勤員を要するイベントが重なった場合など) ○当市では市職員が元職員を投票管理者に選任しているが、近年市外在住の職員が増加し、市長選挙及び市議会議員選挙の投票管理者の選任について苦慮しているところである。 投票管理者は一定水準以上の選挙関係知識が求められる。もし地域役員に依頼する場合、説明会を設定しないと、投票所の管理についての法と実務面の知識を持たないまま管理者をしてもらうことになり、何らかのトラブルが生じる可能性がある。 法改正により期日前投票の投票管理者の資格は「選挙権を有する者」とされたので、同様に当日の投票管理者の資格変更を切望する。	投票管理者及びその職務代理者については、公職選挙法第37条第2項において、「当該選挙の選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者」と規定されている。 これは、投票管理者は、選挙人の公益の代表として当該投票区の投票事務を管理執行するものであるという趣旨から「当該選挙の選挙権を有する者の中」から選任されるものとされているが、総務省の「投票環境の向上方策等に関する研究会」においても、本件提案と同様の問題点の指摘があったことから、同研究会における議論を踏まえて、今後の対応を検討していく。	投票管理者について、各市町において投票事務や選挙制度に関する十分な知識を有したものを選任するよう工夫しているが、選挙区内に居住する職員等の減少率によりその選任が困難となっている。 投票管理者という職務の性質上、公平公正な選挙等の実現のため、公募等により選任することが難しく、短期間での育成も困難であるため、人材の有効活用ができるよう制度改正を提案するものである。 また、こうした状態が続けば、投票管理者の選任が必須である投票区の統廃合(投票所の廃止)も検討せざるをえなくなる。平成28年4月28日付け総務省第164号総務省自治行政局選挙部長通知にもあるとおり、投票の権利は民主主義の基礎であり、選挙人の投票の機会を広く確保することが重要であるため、投票所の増設をはじめ、選挙人の投票環境向上に努め、投票所の増設に努めるべきところ、投票環境の向上の観点等からも、要件緩和は喫緊の課題となっている。 期日前投票制度において、投票管理者及びその職務代理者の選任要件が「選挙権を有する者」として既に規定されており、実際に期日前投票所の運営が行われているが、具体的な支障は生じておらず、当日投票においても同様の制度を導入可能と考えられる。 このため、平成31年執行の統一地方選挙までに法改正を行い、要件を緩和していただきたい。	

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
【八王子市】 投票管理者等の職務である選挙人の公益代表として当該投票区の選挙事務を管理執行することは、「当該選挙の選挙権を有する者」という基準により担保されるものではなく、これを選任する各市町村の選挙管理委員会の権限及び責任において確保すべきものである。 平成31年執行予定の統一地方選挙においては、全国多くの自治体において市町村長等のいわゆる地方選挙が実施されるが、本提案内容は、まさにこの地方選挙における支障等の改善を求めるものである。このため、これまでの要望及び議論等を踏まえ、来年の統一地方選挙に確実に間に合うように、速やかに措置を講じられることを強く要望する。	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。		総務省の「投票環境の向上方策等に関する研究会」において、本提案と同様の問題点の指摘があったことから、今後の対応を検討したいと考えており、法制的な面から具体的な要件緩和の在り方等を検討していきたい。	6【総務省】 (3)公職選挙法(昭25法100) (ii)投票管理条(37条2項)及び投票管理者の職務代理者(施行令24条1項)の選任要件については、市区町村が幅広く選任できるよう法制的な面から具体的な要件緩和の在り方を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	法律及び政令	令和元年6月1日施行	国会議員の選挙時の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律(令和元年法律第1号) 公職選挙法施行令の一部を改正する政令(令和元年政令第15号)	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料	
																団体名
179	B	地方に対する規制緩和	その他	投票立会人選任要件を「選挙権を有する者」に緩和	投票立会人の選任要件である「各投票区における選挙人名簿に登録された者」について、投票環境の向上を進めるため、期日前投票所や共通投票所と同様に投票区に要件を外して「選挙権を有する者」に緩和すること。	投票立会人は、公職選挙法第38条第1項に基づき、各選挙ごとに各投票区における選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て選任することとされており、各市町選挙管理委員会においては、広く公募を行ったり、自治会に推薦を依頼するなど工夫を凝らして、円滑に選任できるように努めている。	円滑かつ効率に選挙準備を進めることができ、重要な事務に活動資源を投入できるため、適切な選挙執行に資する。	公職選挙法第38条第1項	総務省	兵庫県、神戸市、播磨町、和歌山県、兵庫県町村会	一	宮城県、八王子市、清瀬市、綾瀬市、中井町、新潟市、石川市、福井市、山梨市、草津市、生駒市、出雲市、倉敷市、高松市、北九州市、筑紫野市、宮若市、芦屋市、熊本市、八代市、宮崎市	○本市内には85か所の投票所があるが、その全てにおいて、各投票区の選挙人名簿に登録された者から2名以上、市全体で300名程度の投票立会人を選任する必要があり、選挙の都度、選挙に関する啓発、周知等を実施する関連団体等と連携して、各投票区における地域事情等を考慮しながらその人選を行っている。ところが、市町村の選挙管理委員会が必要に応じて設けることができる投票区は、地域の実情等に合わせて規模が大きく異なり、本市でも有権者数10,000を超える投票区から200を切る投票区までであるが、現行法令のもとではどの投票区において同一基準(選挙人名簿に登録された者)で選任する必要があり、とりわけ有権者数の少ない投票区においては適任者不足により、どの選挙においても同一人物を投票立会人に選任せざるを得ない場合が多く、選挙の公平性確保の観点からも考慮すべき事態となっている。	公職選挙法第38条第1項では、選挙当日の投票立会人は、「各投票区における選挙人名簿に登録された者」でなければならないと規定されている。このことに関しては、昭和31年6月9日東京高裁判決でも、「当該区域内の選挙人は、自己の区域内における事情に連動し、投票が自由かつ公正に行われることを監視するに最も適当な立場にある者」であると考へが示されている。	投票立会人については、基本的にこの考へに基づきもの考へるが、総務省の「投票環境の向上方策等に関する研究会」においても、本件提案と同様の問題点の指摘があったことから、同研究会における議論を踏まえて、今後の対応を検討していく。	投票立会人について、当該投票区の選挙人でない者を投票立会人に選任した場合における選挙の効力に対して昭和31年6月9日東京高裁判決において考へが示されているが、自治会などを通じた推薦により選任を行っているものの、こうした者の高齢化や投票時間の拡大による立会人の負担感の増大により、投票立会人の選任が困難となっている投票区が確認されている。このため、投票区内にある自治会等から投票立会人の選出困難を理由として、投票区の廃止要望があるなど、投票所数減少の一因ともなっている。

各府省からの第1次回答を踏まえ追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
<p>【八王子市】</p> <p>選挙当日の投票立会人に関しては、自己の投票区域内の事情に明るく、もって投票が公平公正に行われていることを監視できる者が最適任であり、各市町村の選挙管理委員会においても、一面的にはこれらの者を選任すべきと考え。しかしながら、公平公正な投票の監視は、各市町村の選挙管理委員会の権限及び責任に基づいて選任された投票立会人が担うのであって、「各投票区における選挙人名簿に登録された者」という基準によって担保されるものではない。投票立会人の職務は、「各投票区における選挙人名簿に登録された者」でなければ務まらないとする明確な理由はなく、各投票区の事情に柔軟に対応する余地等を考慮しても、全投票区一律に投票立会人の選任基準を規定することは妥当でないと考える。</p> <p>よって、これまでの要望及び議論等を踏まえ、全国で多くの選挙が実施される平成31年執行予定の統一地方選挙に間に合うように、速やかに措置を講じられることを強く要望する。</p>	—	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】</p> <p>提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>		<p>総務省の「投票環境の向上方策等に関する研究会」において、本件提案と同様の問題点の指摘があったことから、今後の対応を検討したいと考えており、法制的な面から具体的な要件緩和の在り方等を検討していきたい。</p>	<p>6【総務省】</p> <p>(3)公職選挙法(昭25法100)</p> <p>(iii)投票立会人(38条1項)の選任要件については、市区町村が幅広く選任できるよう法制的な面から具体的な要件緩和の在り方を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	法律	令和元年6月1日施行	国会議員の選挙時の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律(令和元年法律第1号)	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
183	B	地方に対する規制緩和	その他	認可地縁団体が認可地縁団体が所有する不動産に係る登記申請の特例について、当該特例制度が導入される以前に、認可地縁団体と「所在が不明である構成員」との共有名義として登記された不動産において、認可地縁団体が所有する不動産の登記申請の特例が使えるよう、登記名義人が自然人であるという制限を緩和し、市町長が特例の申請を受理し、手続きの上、証明書を交付できるようにすること。	地方自治法第260条の38に規定される認可地縁団体が所有する不動産に係る登記申請の特例は、その適用される不動産として認可地縁団体が所有する不動産であつて表題部所有者(中略)又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であるもの」とされている。当該制度の導入以前に、町内の認可地縁団体が構成員から認可団体へ所有権移転登記をしようとしたところ、一部構成員の所在が不明であつたことから、やむを得ず所在が判明している構成員分の持ち分のみを認可団体に移転し、不明者の共有名義で登記した土地があつた。制度導入後、当該不動産について改めて団体から特例の申請があり、実態としては当該認可地縁団体が占有している土地ではあつたが、「所有権の登記名義人の全てが構成員又はかつて構成員であつた者であるもの」という要件を高たせるか不明であつたため、総務省に問い合わせたところ、「法人と自然人の共有名義となつている不動産に特例を適用することはできない。」との回答があり、承認ができなかつた。しかし、制度導入以前に認可地縁団体となつていたという理由のみで本特例が適用できないことは、認可地縁団体制度の活用を促すという特例制度の趣旨に沿つたものではないと、多大な手続を要する所有者不明土地問題の解消にも逆行するものである。							宇和島市、福島県、川崎市、山根市、南九州市、八尾市	○本市においても認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例制度を用いるに当たり、提案団体が示す支障事例同様、「法人と自然人の共有名義となつている不動産に対する特例制度の申請が、認可地縁団体から受ける可能性が考えられる。登記名義人やその相続人の所在が知れない場合における煩雑な登記移行手続、及びそれに係る多大な費用の削減を図るといった理由のみで本特例が適用できないのでは本制度を制定した意味が薄れるのではないかと懸念する。登記名義人は自然人であるという制限を緩和し、法人と自然人の共有名義であっても制度の適用を認めることにより、所在不明の登記名義人及びその相続人に係る調査労力・費用の削減効果が期待されるとともに、所有者不明の不動産の解消にもつながると考える。そのため、提案の趣旨に賛同し、現行制度における登記名義人の制限を緩和することを要望する。○具体的に支障となつた事例は確認できないが、用地取得困難事例のうち、多数共有地の取得の占める割合は、少ないため、認可地縁団体の不動産登記法の特例については法の柔軟な解釈が対応されることが望ましい。○所在不明の構成員又はその相続人全てに対する認可地縁団体の調査労力・費用が不要となるとともに、当該不動産の名義が当該団体に一元化されることにより、売買・賃借・担保価値の選択が可能となるため、当該団体の保有資産が増え、健全運営に寄与する。また、適正な課税を行うことにより収収確保につながる。	認可地縁団体が所有する不動産に係る登記申請の特例の申請ができるのは、地方自治法第260条の38第1項において「認可地縁団体が所有する不動産であつて表題部所有者は、認可地縁団体とその構成員による共有名義の不動産を当該認可地縁団体の構成員であつた者であるもの」とされている。当該提案について、どのような対応が可能か検討したい。	支障事例は、現行制度化された特例措置が当時には無かつたため、認可地縁団体とその構成員の共有名義で登記を行ったものである。本県提案は、認可地縁団体とその構成員による共有名義の不動産を当該認可地縁団体の構成員であつた者であるもの」とされている。特例措置の適用対象を拡大する等の救済方を検討いただきたい。具体的には、以下の対応について検討をお願いしたい。 ・登記特例制度がなかったために、認可地縁団体名義に一元化できなかったことを疎明する資料(所有権移転の経緯を説明する資料)を添付することにより、特例を適用すること。 ・認可地縁団体は、「認可地縁団体の構成員」が集まって構成された法人であることから、地方自治法第260条の38第1項に規定する「当該認可地縁団体の構成員であつた者」に法人である認可地縁団体を含むよう解釈すること。 この解釈ができない場合は、理由を明らかにしていただきたい。なお、現状では、実態上、認可地縁団体が所有する不動産であるにもかかわらず、認可地縁団体の権限だけでは所有権移転や抵当権設定ができない。解決方法として、①所有者(又はその相続人)全員の所在を調査するか、②認可地縁団体の総会の議決を得て、認可地縁団体内の構成員(自治会長等)と覚書等を交わし、一旦当該構成員に所有権移転を行い、10年以上所有の意思を持って平穏かつ公然と占有した上で登記特例を用いるかのいずれかによらなければならない。いずれの方法も相当の労力と費用と時間がかかるため、そうした認可地縁団体では、事実上不動産の権利関係の手続を行うことができず、集会所の建替えや駐車場としての整備等ができない状況となっている。
200	B	地方に対する規制緩和	その他	電子マネーを利用した歳入の収納を可能とする規制緩和	電子マネーは、少額の支払において小銭の取扱いが不要であり、利便性が高い決済手段である。地方公共団体においても、住民の利便性向上の観点から、公金の収納を電子マネーを利用して行いたい。地方自治法及び同法施行令に電子マネーを利用した収納について明文の規定がないため、導入ができない。特に、美術館等の各種施設料金や手数料及の支払い手段として有効であり、実際に住民からも電子マネーの利用の可否について問い合わせるもあつたところである。また、地方公共団体の財務制度に関する研究会が平成27年12月に公表した「地方公共団体の財務制度の見直しに関する報告書」において、収入方法の多様化の一環として、地方公共団体においても電子マネーによる収入方法を可能とすべき旨が述べられており、早急に措置すべきと考えられる。	制度が明確になることで、地方公共団体におけるキャッシュレスに向けた取組が促進され、その結果、支払手段が拡大することにより、住民等の利便性向上に資する。	地方自治法第231条の2	総務省	茨城県、日立市、土浦市、古河市、結城市、龍ヶ崎、下妻市、常陸太田市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、鹿嶋市、那珂市、筑西市、坂東市、かずみ市、行方市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、栃木県、群馬県、新潟県		福島県、市川市、船橋市、島田市、兵庫県、山口県、徳島県、熊本県	○日本の通貨に慣れない外国人旅行者にとっても電子マネーは利便性が高く、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される平成32年(2020年)に、国が目標としている4,000万人の外国人旅行者がストレスなく(快適に観光できる環境整備に資するものである。	地方公共団体の公金の収納は、現金による納付が原則とされているが、地方自治法第231条の2第6項の規定により、納入義務者が、地方公共団体の長が指定した指定代理納付者が交付・付与する証票などの物や番号等を提示・通知して、当該指定代理納付者に当該納入義務者の歳入を納付させることを申し出た場合に承認することができる。電子マネーを利用した公金の収納については、電子マネーの決済事業者を当該指定代理納付者として指定することにより、その活用が可能である。	電子マネーを利用した公金の収納については、現行制度において可能という御見解であるが、各地方公共団体間での解釈や取扱に誤りがないよう、地方自治法の解釈通知等によって、その旨を周知、明確化していただきたい。なお、周知、明確化をいただける場合は、具体的な通知の時期をお示しいただきたい。また、電子マネーを利用した公金の収納を導入する際の留意事項等の周知や先進事例の共有等の支援も併せて御検討いただきたい。 ※示していただきたい具体的な留意事項については次のとおり。 ・電子マネーでの納付の対象とする歳入の種類(例:使用料、地方税等) ・具体的な収入の考え方【例】導入対象……対面直接受領し、少額のもの(美術館入館料等) ・導入対象外……税金、直接受領しないもの、高額のもの ・収納時期の取扱い(プリペイド方式かポストペイ方式かによって変わるのか?) ・電子マネー事業者の審査基準 ・電子マネー事業者に対する検査 ・徴収等事務委託先における電子マネー使用の可否 ・徴収等事務委託先において電子マネーが使用できる場合の業務フロー	

各府省からの第1次回答を踏まえ追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>		<p>認可地縁団体が所有する不動産に係る登記申請の特例の申請ができるのは、地方自治法第260条の38第1項において「認可地縁団体が所有する不動産であって表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であるもの」とされている。 当該提案について、御指摘の事例が解決する方向でどのような対応が可能か検討しているところ。 引き続き、関係府省との調整を含め、検討を進めてまいりたい。</p>	<p>6【総務省】 (1)地方自治法(昭22法67) (ii)認可地縁団体の不動産登記の特例(260条の38)については、認可地縁団体が所有する不動産において、その登記の表題部所有者又は登記名義人の一部に当該認可地縁団体が含まれる場合であっても適用が可能であることを明確化するため、地方公共団体に2018年中に通知する。 【措置済み(平成30年11月27日付け総務省自治行政局住民制度課長通知)】</p>	通知	平成30年11月27日実施済み	「認可地縁団体が所有する不動産に係る不動産登記法の特例の適用について」(平成30年11月27日付け総行住第198号)	
		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、文書により十分な周知を行うこと。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>	<p>○ 地方自治法231条の2第6項の規定に基づき、電子マネーの決済事業者を指定代理納付者として指定することにより、その活用が可能であり、また、地方公共団体から明確化が必要だということであれば、検討していくとの回答であった。明確化するにあたっては「地方公共団体の財務制度の見直しに関する報告書(平成27年12月)」において検討すべきとされた。電子マネー事業者に必要な要件や事故等がある場合に調査を行う権限の付与などについて、これらの検討結果を留意事項として全国へ明示していただきたい。 ○ 既に電子マネーを導入している自治体もあるので、明確化することで現在活用している自治体に支障が出ないよう、現状を十分把握した上で対応していただきたい。</p>	<p>自治体における導入事例や留意事項等について整理した上で、平成30年度中を目途に、電子マネーを利用した公金収納の取扱いが可能である旨を通知等により周知する。</p>	<p>6【総務省】 (1)地方自治法(昭22法67) (i)地方公共団体による使用料又は手数料の徴収(231条の2)については、電子マネーの取扱いが可能である旨を、地方公共団体での導入事例や活用時における留意事項等を整理した上で、地方公共団体に2018年度中に通知する。</p>	通知	平成31年3月29日実施済み	平成31年3月29日付けで総務省より「電子マネーを利用した公金の収納について」(総行第102号)を地方公共団体宛てに発出。	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料	
																団体名
266	B	地方に対する規制緩和	その他	個人番号カード交付事業費補助金・事務費補助金に係る運用改善	個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金に(1)早期の交付決定(4月～9月までの上半期実績を基に、遅くとも12月には交付決定する。)(2)補助事業実績報告書様式第10号(市町村一県)及び第12号(県一総務省)に記載する総務省の交付決定通知を特定できるよう指示してほしい。なお、総務省からの文書を基に、県から市町村に通知しているため、総務省の文書番号も特定できれば、県の文書番号も特定されるもの。(3)算定基準額算出のための調査を1回にする。	(1)当該補助金は年度末ぎりぎりに交付決定されるため、事務処理期間が非常に短く、対応に苦慮している。【平成29年度の場合】○3月29日(木)交付決定受理(この後、県→市町村へ通知。併せて所要額も調査依頼。) ○4月4日(水)所要額等調査の提出期限(市町村報告をとりまとめ、県→国への報告。※土日を挟むため、実質3日程の事務処理日程) ○4月6日(金)算定基準額公表(この後、所要額等調査を基に、国→県→市町村と実績報告の依頼。) ○4月10日(火)額の確定報告書の提出期限(市町村からの実績報告をとりまとめ、県→国への報告。※土日を挟むため、実質1日程の事務処理日程) (2)交付に係る申請書・報告書等に記載すべき総務省からの指令(決定)文書が複数ある中、どれを書けば良いのかが分からず、各都道府県担当者によっても記載の仕方がそれぞれ異なっているようである。 (3)年度末に市町村が所要見込額調査を実施し、その後交付申請を経て総務省から交付決定される。その後年度末から翌年度当初にかけて再度市町村が所要額調査を行ったうえで実績報告を行う事務処理となっているが、これら手続が非常に煩雑で、かつ期間が短いため、市町村から多くの苦情が寄せられている。	年度末・当初の自治体の事務負担が軽減されるとともに、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の目的に沿った確実な補助金の交付手続が可能となる。	・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 ・個人番号カード交付事業費補助金交付要綱 第5条、第6条、第12条、第14条 ・個人番号カード交付事務費補助金交付要綱 第5条、第6条、第12条、第14条	総務省	岩手県、宮古市、大船渡市、花巻市、久慈市、遠野市、陸前高田市、二戸市、八幡平市、奥州市、滝沢市、紫石町、岩手町、紫波町、矢巾町、平泉町、住田町、大槌町、一戸町	一	秋田市、石岡市、ひたちなか市、高崎市、桐生市、所沢市、船橋市、成田市、柏市、江戸川区、清瀬市、川崎市、三宅市、浜松市、春日井市、京都市、八尾市、富田林市、兵庫県、尼崎市、府中市、徳島市、愛媛県、福岡県、芦屋町、大村市、大分県	○提案市の事例のとおり、当補助金の事務手続きは年度末の繁忙期に非常に煩雑かつ短期間に書類作成を行わなければならないため、市区町村担当者及び都道府県担当者が苦慮していると認識している。特に例示にあるとおり、「土日を挟むため、実質一日程度の事務処理日程」が各種手続きのたびに常態化しており、休日出勤を強要されるような日程が示されるたびに不条理な思いを抱いている。提案内容に強く賛同する。 ○平成29年度個人番号カード交付事業費補助金実績報告(3月30日分まで)について、4月9日(当初は3月30日)まで期限での電子データの提出を求められた。当市では支所での通知カードの再交付等事務の取扱いもあるため、支所の再交付件数等の集計の必要も有り、実績報告作成にかかる時間的余裕が全く無かった。 ○所要額見込調査、交付決定、所要額見込調査、実績報告の一連の事務処理を非常に短期間で行わなくてはならない。さらに市町は、補助金の一連の手続きが住民異動等、窓口の繁忙期と重なっているため、事務負担が大きい。また、窓口業務は、必ず当日中に正確に処理しなくてはならないものである。補助金の正確で適正な報告のため、実績報告書の提出期限の延長が望ましい。 ○決裁後提出したが、作業日が中1日は厳しい。また、年度変わりの異動があると、担当者を引き継ぐことが難しい。 ○年度末・年度当初は年度初め期による事務量の増加に加え、窓口業務においても、転入・転出等の住民異動届出者が多く来庁者の待ち時間が数時間に及ぶこともある繁忙期であるが、そのなかで当該補助金の対応に職員を割いており、更に待ち時間を増やす要因ともなっている。 左記交付時期の変更等が実施されれば、事務負担が軽減され、るとともに、窓口待ち時間の減少により住民の負担も軽減されることが期待される。 ○①平成29年度個人番号カード交付事業費補助金は、電子証明書有料発行手数料(歳入歳出外現金)の報告期限が3月31日(土)17時までとなっており、実質的に年度最終日である3月30日(金)の夜までに報告が必要であった。年度最終日は当然来庁者も多く窓口は大変混雑するため、各区役所から件数を報告させ、集計するのに大変苦慮することとなった。 また、個人番号カード交付事務費補助金に係る所要額等調査の県への提出期限が新年度初日の4月2日(月)であるなど、事務処理期間が短すぎると感じている。 ②個人番号カード交付事業費補助金は地方公共団体情報システム機構に支払う交付金に対する10/10の補助金である。もし地方公共団体情報システム機構が直接補助対象分を国へ請求し、補助対象外だけを市町へ請求するような方法が可能であれば、県や市町の事務負担が軽減されると考える。 ③年度当初に地方公共団体情報システム機構から交付金上限見込み額が示されるが、平成28年度も平成29年度も実際の支払額は示された上限見込み額の半分以下であり乖離が大きい。国は実績に基づく上限見込み額を示すべきと考え。 ○全体のスケジュールを具体的に示されず、毎年各書類の提出依頼から提出し切までの期間が非常に短い。区では交付窓口が6か所あり、繁忙期である3月末から4月までの間に各所の経費をとりまとめ、実績報告を行うのは難しく、毎年苦慮している。 対象経費を細かく計上するが、最終的には個人番号カードの交付枚数により補助金額が変動するため、経費に対し金額は交付されない。また、実績報告の際に、所要額等調査時に回答した交付枚数や経費が増えた場合、補助金が増額されない仕組みである。3月4日は住民の異動で一番忙しい時期であり、また職員異動もありかなり窓口が混雑する状況です。そのなかで、提出までの期間が非常に短い状況での補助金申請等はかなりの負担となっているため改善を希望します。 ○(1)、(3)については、本県でも同様の支障が生じており、年度末から年度当初において事務が集中している。また、短期間での事務処理であるため、市町村においてもカード枚数の数え間違いが発生しており、補助金返還に係る事務負担も大きいと聞いている。	個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金の交付決定については、適正な補助金額を算定することを前提として、市町村(特別区を含む。)の負担を軽減するために、交付決定時期について見直しを検討する。個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金の補助事業実績報告書様式第10号(市町村一県)及び第12号(県一総務省)に記載する総務省の交付決定通知の文書番号については、総務省より実績報告書の提出依頼時に文書番号を明示する等の措置を行う。 個人番号カード交付事務費補助金については、対象経費見込額及び所要見込額等調査を行うことで補助金額の規模を想定した上で、所要額等調査を行い補助金額を確定させるものであるため、各調査を1回にまとめることは困難であるが、適正な補助金額を算定することを前提として、各調査の時期について見直しを検討する。	(1)現状では、年度末・年度当初の市町村窓口の繁忙期に当該補助金の交付申請等に係る事務処理が集中している。このため、交付決定時期等の見直しの検討にあたっては、市町村窓口の繁忙期と重ならないよう配慮のうえ、具体的な時期について明確に回答して頂きたい。(例:4月～9月までの上半期実績を基に、遅くとも12月には交付決定) (2)回答のとおり、総務省から都道府県への提出依頼時に文書番号を明示する等の措置をお願いしたい。 (3)各調査時期の検討にあたっては、一連の照会期間について市町村窓口の繁忙期と重ならないよう配慮のうえ、具体的な時期について明確に回答して頂きたい。(例:所要額等調の締切を4月第2週までとする)	一

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
【所沢市】 補助金の交付決定等や各調査の時期について、「見直しを検討する」とあるが具体的な時期等を早期に明確にしていただきたい。	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。		(1)(2)について 個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金の交付決定については、適正な補助金額を算定することを前提として、市区町村の負担を軽減するために、2月末を目処に交付決定を行う。(昨年度:3月29日交付決定) (3)について 個人番号カード交付事務費補助金については、第4四半期(1月頃)に行う「所収見込額等調」により補助金額の規模を想定した上で概算の交付決定を行い、年度末に再度「所収額等調」を行うことで最終的な補助金額を確定させるものであるため、各調査を1回にまとめることは困難である。 照会時期の見直しについては、3月末までの所要額をとりまとめた上で、4月の第2週までに財務省へ額の提出をしなければならないため、照会時期の始期と終期の見直しを行う事は困難であるが、この範囲内において可能な限り見直しを行ってまいりたい。また、照会時期のスケジュールを事前に周知する等、各市区町村が作業を効率的に行えるよう、総務省としても配慮してまいりたい。	6【総務省】 (17)個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金 個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金については、2018年度交付分から毎年度2月末までに交付決定を行うとともに、各種照会のスケジュールを地方公共団体に事前に周知し、可能な限り照会期間を確保するなど、運用の改善を図る。	運用改善	平成31年2月末	個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード事務費補助金の2018年度交付分について、2019年2月末に交付決定を行うとともに、これらの補助金に係る各種照会のスケジュールを地方公共団体に対して事前に共有した。	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例	各府省からの第1次回答		見解	補足資料
													団体名	支障事例		
290	B	地方に対する規制緩和	その他	住民が負担を感じることはない、マイナンバーカード交付における新たな方法の在り方の検討	①交付時来庁方式において代理人が来庁し、顔写真付きでない身分証を提示した場合は、カードを本人限定受取郵便にて発送することを可能とする。 ②新たな交付方法として、マイナンバーカード交付における一部の事務を、郵便局(郵便局員)でも行うことが出来る方法を策定する。具体的には、市区町村の職員に代わり、カードの写真と申請者の同一性の確認を行うことが郵便局員でも可能となるよう、「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」に当該事務を追加するなどの所要の法律改正を行う。	【制度改正の経緯】 マイナンバーカードの交付事務については法定受託事務となっており、全国の市区町村が実施している。 マイナンバーカードは運転免許証と同様に公的な身分証となるため、カードの交付に際し厳格な本人確認を要するが、本人が疾病や障害等により来庁できない場合に認められている代理人への交付手続が実情に依拠していない。 【支障事例】 現在、入院等でやむを得ず来庁出来ない場合は、申請者の代理人が必要書類を窓口で提示することで、カードの交付を行っているが、代理人が提示する必要書類において、申請者自身の顔写真付き身分証がない場合、交付が出来ず、マイナンバーカードをお渡しすることが出来ない。 マイナンバー制度の普及・促進にはマイナンバーカードの交付は必須事項であることから、マイナンバーカード交付における新たな方法の在り方を検討する必要がある。	市区町村の事務の効率化(作業負担の軽減)に資する。これまで交付が困難であった住民に対しカードの交付が可能となり、住民の利便性向上に寄与する。 ○交付時来庁方式において本人限定受取郵便を可能とする方法による効果 郵便局の本人限定受取郵便のサービスを使用することで、公的身分証での本人確認を行ったうえで、本人への手渡しが可能となる。 ○郵便局(郵便局員)でも行うことができる方式策定による効果 市区町村担当窓口以外の場所での交付を可能とすることで、点ではなく面でエリアをカバーすることができ、住民(暗証番号の入力は従前どおり市区町村担当窓口が行い、顔認証システム等によるカードの写真と申請者との同一性の確認と交付を郵便局員が行う。)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第13条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第13条～第16条 通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領第3-2-(1)-ウ(エ) 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律 第二条	内閣府、総務省	大崎市	一	ひたちなか市、福川市、柏市、川崎市、三条市、多治見市、八尾市、徳島市、宇和島市、北九州市、筑後市、芦屋市、島原市	○個人番号カードの交付については、施設入所や入院中により、高齢者本人の代理で親族(子)が来られるケースが多い。この時、本人は来庁不能、委任状を書くことができない等の状況があり、交付トラブルが発生している。 ○療養中等でやむを得ず来庁できない申請者の中には顔写真付き身分証明書を持っていない人もいるため、本人限定受取郵便での発送が可能となれば交付促進につながる。また、市町村職員が外出き本人確認をして暗証番号を設定依頼書の提出を受ければ本人限定受取郵便での発送が可能になっているが、実際には職員の負担が大き(代理人にも立会いを求めるとなっているため)相当の負担がかかっている。 ○顔写真付きの本人確認書類を所持しておらず、本人の来課が入院等により困難な場合は、職員が外出き本人確認を行っている。しかし、公用車の都合等で訪問日時調整が必要となり、住民の希望に添えない場合がある。本人確認が本人限定受取郵便でも可能となるのであれば、住民の利便性向上に寄与し、市町村の事務の効率化に資する。 ○代理人交付の場合、申請者本人・代理人とも写真付き本人確認書類が最低1枚は必要であり、さらに申請者本人の出頭が困難であることの証明書類が必要である。 個人番号カードの取得について、高齢者や未成年者の場合で写真付き本人確認書類が無い方の必要性が高いとも関わらず、交付することが困難であるのは、カード交付促進につながる一因と思われることから、交付方法について検討する必要があるのではないか。 ○今後、マイナポータル等でのネット申請など用途が広がっていくことを鑑みると、来庁が難しい方がマイナンバーカードの取得を希望するケースも増えてくると考えられる。したがって、照会書兼委任状のほか、本人確認書類を複数用意いただく等、対応できるような理屈しができるありがたい。 ○①について、本市においてもマイナンバーカード交付事務を行うに当たり、提案団体が示す支障事例「現在、入院等でやむを得ず来庁出来ない場合は、申請者の代理人が必要書類を窓口で提示することで、カードの交付を行っているが、代理人が提示する必要書類において、申請者自身の顔写真付き身分証がない場合、交付が出来ず、マイナンバーカードをお渡しすることが出来ない。」と同様に生じており、「市民の方から、『マイナンバーカードの受取がたいのにできない。』といった苦情を受ける。」といった事務負担を招いている。 そのため、「①交付時来庁方式において代理人が来庁し、顔写真付きでない身分証を提示した場合は、カードを本人限定受取郵便にて発送することを可能とする。」といった提案の趣旨に賛同します。 ○本人が病氣ややむを得ない事情によりマイナンバーカードの受取の来庁が困難な場合、代理人のカード受け取りが可能であるが、左記のとおり、写真付き身分証がない場合、交付が出来ない。マイナンバーカードを申請する人の中には、運転免許証などの写真付き身分証明書を1枚も持っていないため、写真付き身分証明が欲しい人の申請も多く、また、高齢者の申請も多い。このような人たちは、来庁が困難な場合、代理受取を希望するが、結局受取には写真付き身分証明が必要で、受取をあきらめなければならないのか、という苦情もあり、対応に苦慮している。 ○企業訪問により、勤務地経由申請で申請を受け付けたものの、申請者が顔写真付き身分証明書を所持していなかったため、来庁して受取りをお願いした事例があった。 ○そもそも顔写真付きの証明書がないため、個人番号カードを申請しているにもかかわらず、その身分証明書も求めることはおかしいのではないかとのご意見もいただくことも多く苦慮している。病院等に職員が外出き、交付するなどの対応することも可能とはなっているが、病院等が遠方等にあることなどもあり、必ずしも行えるものではなく、個々の状況により、交付できないことも考えられる。これらに対応するため新しい仕組みづくりが必要と考える。 ○本市においても、マイナンバーカードを持ちたいと考える市民が、疾病や障害等により来庁することが不可能なため、カードの所持を諦めざるを得ないケースが散見されている。 左記の制度改正が実施されれば、住民の利便性の向上、本人や代理人の負担軽減に繋がるとともに、交付率の向上にも寄与するものと考えられる。 ○①)本市においても、入院等でやむを得ず来庁できない場合は、申請者の代理人が必要書類を持参した上で、マイナンバーカードの交付を行っているが、申請者の顔写真付きの公的身分証明書がない場合は、交付ができない。市区町村としても普及・促進を目指すため入院先等へ外出き本人確認した上で交付を行っているが、代理人交付における顔写真付きの公的身分証明書がない場合の対応に苦慮している。 ○②)マイナンバーカードの交付を市区町村のみで行っている。交付場所の拡大は、住民サービスの利便性向上が図られると思われるため、新たな交付方法を検討する必要があると考える。 ○入院等でやむを得ず来庁出来ない場合に認められている代理人への交付手続において、顔写真付きの本人確認書類がない場合は交付できない。ただし、本人や代理人が要望すれば、直接自宅や入院先、施設等へ職員が赴き、カードの写真と本人の同一性を確認する必要がある。事務負担が大きいたくだけでなく、住民の負担にもなっている。 マイナンバー制度の普及促進のため、本人限定受取郵便の活用や郵便局員による本人確認などの、マイナンバーカード交付における本人確認等の新たな方法を検討されたい。	【内閣府】 まずは個人番号カードに関する制度を所管する総務省において検討いただくものと考えている。 【総務省】 代理人に対する個人番号カードの交付は、原則として申請者本人が来庁することによって、顔写真、氏名、住所、生年月日、性別等の個人番号カード記録事項が申請者本人に一致することを確認することが必要であるが、申請者本人がやむを得ない理由で来庁できない場合に限り、代理人が当該申請者本人の顔写真付きの本人確認書類を持参することで認められるという例外的な措置を認めている。 個人番号カードは、顔写真付きの身分証明書として本人の顔写真を公証するため、当該申請者本人の顔を必ず一度は確認しなければならないものであるが、その例外的な措置として認めている代理人の来庁による申請者本人の顔写真の確認さえもしないということでは、個人番号カード記録事項の信頼性を損なうものであり、①は困難である。また、本人限定郵便においては、郵送する個人番号カードの記録事項を確認するのではなく、また、必ずしも顔写真付きの本人確認書類を用いて本人確認を行っている訳ではないことから、個人番号カードの本人確認は、個人番号カードの発行者である市町村が後々まで本人であることを証明するためのものであり、発行者としての責任を負うことができない郵便局(郵便局員)がこれを行うことは困難と考えている。	○郵便局(郵便局員)に一部の交付事務を行わせる場合、個人番号カードの本人確認については、代理人が持参した身分証の確認を市町村が行い、カードの券面写真と受領者の同一性の確認のために、郵便局員が実施した顔認証システムの照合結果を市区町村が確認することで、これまでと同様に市区町村が発行者として責任を負うものになると考える。 ○病氣や障害など、やむを得ない理由で来庁できず、さらに代理人へ交付する条件も満たせない住民が発生することは制度開始から想定されたにもかかわらず、対応方法が検討されていない。カード普及を推進するのであれば、住民への個別訪問といった職員のマンパワーに頼る方法だけではなく、住民が円滑に交付を受ける方法を創設すべきであるため、再検討を求める。 ○なお、郵便局方式を導入するにあたっては、「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」や「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、さらには「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」の改正が必要であると思料していることから、併せてその改正についても検討を求める。	

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>	<p>○ 総務省において、マイナンバーカード交付時における目視及び顔認証システムで行う本人確認は、裁量的判断を必要としない事務に当たることから、郵便局に委託することを可能とするべきではないか。 ・ 放置車両確認事務の民間委託の事例における、警察署長が責任を負って反則金を徴収する仕組みを参考に、市町村から委託を受けた郵便局員が行った顔認証システムでの認証のデータが市町村のデータベースに格納され、市町村がマイナンバーカードを交付した相手と本人の同一性を確認できれば、マイナンバーカードの発行については市町村長が責任を負うこととなるため、郵便局におけるマイナンバーカードの交付が可能となるのではないかと。 ・ これらの仕組みにより技術的な安全が確保されると考えられる上、郵便局員の行う顔認証を同時に転送して市町村が確認するシステム、あるいは市町村がテレビ電話で本人確認を行うシステムまで選択肢を広げて考えることにより、住民が最寄りの郵便局でマイナンバーカードの申請から交付まで行うことを可能とするべきではないかと。</p> <p>○ 内閣府(番号制度担当室)において、マイナンバーカードが普及しやすいシステムをつくる観点から、マイナンバーカード交付時の本人確認における顔認証システムの活用、テレビ電話等の新技術の活用等により、住民が最寄りの郵便局でマイナンバーカードの申請から交付まで行うことを可能とするべきではないかと。</p>	<p>【①について】 代理人に対する個人番号カードの交付は、原則として申請者本人が来庁することによって、顔写真、氏名、住所、生年月日、性別等の個人番号カード記録事項が申請者本人に一致することを確認することが必要であるが、申請者本人がやむを得ない理由で来庁できない場合に限り、代理人が当該申請者本人の顔写真付きの本人確認書類を持参することを求めるという例外的な措置を認めている。 個人番号カードは、顔写真付きの身分証明書として本人の顔写真を公証するため、当該申請者本人の顔を必ず一度は確認しなければならないものであるが、その例外的な措置として認めている代理人の来庁による申請者本人の顔写真の確認さえもしないということは、個人番号カード記録事項の信頼性を損なうものであり、実現することは困難である。また、本人限定郵便においては、郵送する個人番号カードの記録事項を確認するものではなく、また、必ずしも顔写真付きの本人確認書類を用いて本人確認を行っている訳ではないことから、適切ではない。 【②について】 個人番号カードの本人確認は、個人番号カードの発行者である市町村が後々まで本人であることを証明するためのものであることから、必要に応じ、複数職員による目視での確認や本人確認書類を手にとった偽造・変造の有無の確認、適宜質問等を行うなど、様々な手法を組み合わせて厳格に行っている。単にテレビ電話や顔認証システムを活用したとしても、このような本人確認を行うことはできず、郵便局(郵便局員)にこれを行わせることは困難である。 御指摘の放置車両確認事務については、道路交通法上、放置車両確認機関の登録・公安委員会による監督のほか、駐車監視員資格者とならうとする者への講習・資格者証の交付などの制度を整備した上で、放置車両の確認及び標章の取付けを民間委託できることとしているものであるが、前述のとおり、本人の顔写真の公証という個人番号カードの性質、その発行のための様々な手法を用いた厳格な本人確認は、放置車両の認定・確認とは異なるものであり、仮に同様の制度を創設したとしても、認めることは困難である。 なお、情報通信審議会において、「地方自治体や郵便局の具体的なニーズを踏まえ、①公権力の行使に該当しない業務のうち、郵便局で委託できるものの範囲を明確化する ②地方自治体職員が郵便局に常駐せずとも、ICTを活用する等して適切な管理を行うことを可能とするために、どのような方法があるのか検討する 等、そのニーズに応える業務委託のあり方を検討し、地方自治体がこれまで以上に窓口事務を郵便局に委託することを可能とする環境の整備を行っていくことも考えられる。その際、①・②の取組を行った上で、制度面の課題があれば、見直しの必要性を含めて検討することも考えられる。」と答申が行われていることを踏まえ、今後の郵便局による行政サービスの補完を検討していく中で、個人番号カードの交付について郵便局がどのようなことができるのかについても検討していきたい。</p>	<p>6【総務省】 (14)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成27年) (15)郵便局の更なる活用については、個人番号カードの交付について、市区町村窓口以外の場所であっても、市区町村の職員が本人確認を行うことにより、取得手続を完了することが可能であることを、地方公共団体に2018年度中に通知する。 また、地域のニーズに応じた生活に身近な場所での申請受付や申請補助、交付方法について、地方公共団体の協力を得て検討し、優良な取組事例を2019年度中に公表する。</p>	<p>【前段】 ・通知 【後段】 ・令和元年9月以前事例リストの会議資料への掲載 ・令和元年9月以降の優良事例のHP等での公表</p>	<p>【前段】 ・平成31年1月31日実施済み 【後段】 ・令和元年9月以前の優良事例リストの会議資料への掲載 ・令和元年9月以降の優良事例のHP等での公表 令和2年2月実施</p>	<p>【前段】 「出張申請受付方式(企業等一括申請方式)及び出張申請サポート方式の推進について」(平成31年1月31日付け事務連絡) 【後段】 上記事務連絡に基づき、各地方公共団体に対し、地域のニーズに応じた生活に身近な場所での個人番号カードの申請受付や申請補助、交付方法の実施を依頼しており、優良な取組事例については令和元年9月3日「デジタルガバメント関係会議」、令和元年9月12日「マイナンバーカード交付円滑化計画に関する臨時全国担当課長会議」にて公表。また、「マイナンバーカード交付円滑化計画の策定について」(令和元年9月11日付け閣議第396号、府審第117号、総行情第4号、総行住第83号)により市区町村に策定を依頼しているマイナンバーカード交付円滑化計画の取りまとめや実績報告等により把握した交付円滑化のための優良事例について「マイナンバーカード取得促進のための先進事例集(その4)」を作成し、HP等で公表。</p>	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例	見解	補足資料		
															各府省からの第1次回答	見解
292	B	地方に対する規制緩和	その他	指定管理者制度の対象となる「公の施設」の拡大	地方自治法第244条の2第5項に規定される指定管理者に管理を行わせることができる施設について、条例を定めれば、「公の施設」として指定管理者制度でも指定管理者を導入できるよう規制緩和を求める。	地方自治法第244条の2に規定される指定管理者制度は、その導入対象を「公の施設」と限定している。当該施設は同法第244条において「住民の福祉を推進する目的をもつて、その利用に供するための施設」と定義されていることから、学校給食センターや廃棄物処理場に適用することができない。当市では行政改革の一環として指定管理者制度を含めた民間活力の導入を積極的に進めており、指定管理者制度を活用するメリットとしては、委託する業務を限定し仕様を定める必要がないため、民間事業者の創意工夫により、仕様書に定められた業務以上のサービス提供やノウハウを活かした施設運営が期待できる点であると認識している。この点、学校給食センターにおいて市民サービスの向上、財政コストの低減が期待できる。さらに、当市では市清掃工場と隣接する市総合水泳場を有しており、清掃工場からの熱や蒸気を含んだ水泳場の温水プールに利用しているが、現在、清掃工場は委託契約、総合水泳場は指定管理で管理運営している。清掃工場に指定管理制度を適用できれば、水泳場と一体的な管理が可能となり、より効率的な運営を行うことができると考える。	学校給食センター等において民間活力の導入が推進され、市民サービスの向上、財政コストの低減を見込むことができる。	地方自治法第244条及び第244条の2	総務省	浜松市、裾野市	一	島田市、京都市、伊丹市、宮崎市	○本市においても廃棄物処理施設等の管理運営について、業務委託、やPF事業等の検討を進める際、「B1方式+指定管理者制度」の手法が可能かどうかの検討を行ったことがある。 PF事業であれば、民間事業者の管理運営が可能にもかかわらず、公の施設でないために「指定管理者制度」を選択することができない状況である。 提案団体同様、規制緩和を求める。	指定管理者制度は、民間事業者に対して行政処分の一環である使用の許可の権限を付与し、施設を管理運営させる制度である。 学校給食センターや清掃工場においては、住民への使用の許可権限の付与が必要ない施設ではないと考えられるため、指定管理者制度を活用する必要はなく、私法上の委託契約によって管理を民間業者に委託することで当該施設を管理するという目的は十分に達成される。 支障事例で指摘された隣接する公の施設との一体的な管理についても、隣接する公の施設を指定管理している事業者と同一の事業者と委託契約することで一体的な管理が可能であり、このことが制度上の支障であるとは考えていない。また、公の施設に当該支障が認められている場合は、私法上の委託契約によって行うこともできると考えている。 このため、委託契約で実施可能な管理について、あえて指定管理者制度又は類似の制度を設ける必要性はない。 なお、民間事業者への委託について議会の議決事項としたいのであれば、地方自治法第96条第2項により条例で議決事項として定めることができる。	○水泳場及び清掃工場は、平成16年に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(以下、「PFI法」いう。)の手續により、両施設の設計・建設工事、運営及び維持管理を一括して委託したものである。(運営期間:平成21年2月から平成36年1月末) さらに、両施設の内、水泳場については受託者(SPO)を指定管理者として指定し、管理運営を行っている。 当該施設は、平成36年1月末までPFI法に基づく運営期間が終了すること。水泳場と清掃工場について、引き続き指定管理者制度又は私法上の包括的な委託契約により、一つの者に管理運営を行わせたいと考えている。 ○しかしながら、現契約満了後、引き続き施設の管理運営を外部に委ねる場合に、現在と同様の包括的委託契約を結ぶ機微を見出すことができず、市職員を施設の管理のために常駐させ、廃棄物処理や清掃、警備といった種々の業務ごとに複数の委託契約を締結しなければならないと考えられる。指定管理者制度ではなく、私法上の契約によって清掃工場の管理を委託する場合、以下のような疑問があるため、明確にしたい。 (1)清掃工場について、廃棄物処理業・施設清掃業務・警備業務を始めとする清掃工場の管理運営に関する全ての業務を一つの業者に包括的に委託することは可能か。 (2)上記(1)で包括的な委託が可能である場合に、私法上の包括的な契約の中で、施設の修繕等を委託者の判断で行わせること(管理権限の委任)は可能か。なお、現行のPFIによる契約では、SPOが実施する修繕更新業務に対する対価を年ごとに支払っている。 (3)私法上の包括的な委託契約の中で清掃工場などの施設の管理運営を行わせるに際し、当該施設に市職員を常駐させるか否かは、市が施設ごとに判断すべき事項であると理解してよいか。 ○公の施設以外の施設について、その管理運営を民間委託する場合には、その判断権限が不明であり、踏み出せないのが現状である。施設管理業務の委託手法については、地方自治法に基づき指定管理者制度及びPFI法に基づく方法を除けば、自治体が参考できる法令やマニュアルが乏しい。このため、窓口業務や公物管理業務と同様に、包括的民間委託のような手法についてガイドラインをお示しいただきたい。	
302	B	地方に対する規制緩和	その他	地方公務員が副業をできる要件の緩和及び基準の明確化	営利企業等の従事(いわゆる「副業」)については原則禁止で例外的に許可により認める考え方があり、許可制から届出制に改定し、地域で定められている社会貢献活動に積極的に参加できるように促す。	少子高齢化・人口減少が進む地方では、限られた人材で地域を支えなければならないが、地方公務員は、原則「副業」が禁止されており、公益性のある無償の活動であっても、報酬を得て活動を行うためには任命権者の許可を得る必要がある。許可の基準は地方自治体の人事委員会に決定権があることであるが、法律で原則禁止が課されている上、任命権者の許可が必要とされているため、公益性のある活動であって何らかの報酬が出る活動について、自治体として明確な基準を設け、積極的な促進させにくい傾向にある。このため、許可制から届出制にすることで、職員が自発的に活動をしやすい環境を整備された。	許可制から届出制にすることで、副業を始めるための要件が緩和されるとともに、手続も簡略化されることから、地方の貴重な人材である公務員の活躍の場が広がり、地域の活性化に資する。また、副業に対する職員の心理的な負担を無くすことにつながる。	地方公務員法第38条	総務省	鳥取県、地域に飛び出す公務員を応援する首長連合(鳥取県他61団体)※代表:鳥取県知事 平井伸治	一	山県市、島田市、南伊豆町、県大津市、広島県、松山市、大村市、松浦市、宮崎市	○兼業許可にあり、公益性のある活動かどうか、特定の利益に偏することなく中立かつ公正に公務が遂行できるかの判断が困難である。 また、兼業することにより、公務の遂行にあり、地方公務員法に規定される職務専念義務が損なわれずと判断する目安がない。このことから、兼業許可に際し、全国的に公平且つ適正に執行するために、兼業の許可に関するガイドラインが必要であると考える。 ○地方公務員にとって、地域活動に参加することは、地域への貢献、職員本人の成長に繋がる観点からも意義があるものと考えられる。現在も許可を受けて公益性の高い有償の地域活動に参加している職員は多いが、届出制にすることで、心理的な負担軽減、事務の簡素化が図られ、更に積極的な地域活動への参加が促進されるものと思われる。ただし、その他の兼業に関しては、公務員としての職務の性質上適しないものもあるため、許可制を廃す必要がある。公益性があるか否かの判断のため、特に、近年SNS等の普及により活動内容の拡がりが見られ、基準が曖昧になっている現状からしても、ガイドラインの提示については必要性があるものと考えられる。 ○いわゆる「産官学連携」プロジェクトに高度なスキルを有する職員が報酬を得て参加できる仕組みの構築は、これからの地方自治にとって必要と考えられる。	地方公務員の営利企業従事を許可制から届出制への変更をすることは以下の理由から適当ではない。 (1)地方公務員の営利企業への従事が原則禁止されている趣旨は、公務員が全体の奉仕者として公共の利益のために勤務するものであり、公務員の中立・公正性を確保することである。このため公務員が営利企業に従事する際には任命権者の許可を受けなければならない。任命権者は相対する利害関係を正しく、公務の信用や公正な職務遂行が損なわれる恐れがないこと、職員の能力低下を来す恐れや職務の品位を損なわれる恐れがないこと等を事前に確認することとなる。これを届出制とする場合、公務員の中立・公正性という根本原則が揺らぐ危険性がある。 (2)公務員の営利企業従事の在り方については地方公務員のみならず公務部門全体として検討する必要がある。 (3)また、現行制度においても任命権者による営利企業従事許可については、事前に許可基準を明確化し制度化している自治体も存在している。各自治体が主体的に許可基準を策定・制度化することで職員の社会貢献活動への参加を促進することは可能である。	本提案はあくまでも職務の公正な執行及び公務の信用を確保する趣旨を担保しながら、地方公務員が社会貢献活動へ積極的に参加する環境整備の両立を図るものである。当該趣旨については、届出制であっても各地方自治体が人事委員会規則等に基準を定めた上で、任命権者が示す従事要件に関するガイドラインを示すとともに、届出後に申請内容を承認する規定を設けるなどによって、許可制と同様に中立・公正性が担保できるのではないか。そのため、兼業届呈(1)「届出制とする場合、公務員の中立・公正性という根本原則が揺らぐ危険性がある」は本提案に対する検討を行わない理由にはならない。 貴省回答(2)では「公務部門全体として検討する必要がある」ことを理由として届出制への変更を適当でないとしているが、検討の必要性があることは届出制の変更を否定する理由にはならない。 貴省回答(3)については、現行制度での対応可能性があることと、当該施策の積極的な推進を図ることは同一のものでない。現行制度が公務外の営利企業従事を例外的に位置付けていない以上、現行制度でどういった運用を図ったとしても前提が変わることはない。 なお、時代と共に求められる公務員像は変わるべきである。非営利目的の団体も新たな公の担い手であるが、そうした団体の活動に公務員が関わるためには、「原則禁止」というイメージから活動に消極的になってしまっている。むしろ、そうした活動に積極的に関わることを通じて、本業である公務に住民感覚等を活かすことが重要である。 現行制度の保持を前提として一律に対応不可とするのではなく、上記を踏まえた上で、柔軟な再検討をお願いしたい。	
305	B	地方に対する規制緩和	教育・文化	公立大学法人の所有する土地等の第三者買付を可能とするための規制緩和	国立大学法人法の改正に伴い、平成29年4月より、国立大学法人においては、文部科学大臣の認可を受けて、土地等の第三者買付が可能となっている(国立大学法人法第34条の2)ことから、公立大学法人においても国立大学法人と同様に資産の有効活用を図り、その対価を教育研究水準の向上に充てることができるようになるため、地方独立行政法人法の改正を提案するもの	公立大学は、国立大学と並び我が国の高等教育にとって欠かすべし重要な存在としており、今後、我が国の教育研究水準の向上に取組むためには、公立大学における教育研究活動の充実とそのための財政基盤の強化が必要である。そのような中で、国立大学法人は、法改正により資産の有効活用を図ることができるようになり、その対価を教育研究水準の向上に充てることができるようになった。一方、公立大学法人は、地方独立行政法人法第70条により、「大学の設置及び管理」及び「これに附帯する業務」以外の業務を行ってはならないとされている。 ある公立大学では、資産の有効活用及び福利厚生の実現を目的として、キャンパス内の土地にキャンパス内外から利用可能なコンビニの設置を検討したが、地方独立行政法人法第70条の「附帯する事業」の範囲ではないため、その設置ができない状況にある。この現状では、国立大学法人には認められている、資産の有効活用(土地の第三者への貸し出し等)による自己収入の確保が困難であり、教育研究水準の向上に取り組もうとしている公立大学法人の自主・自律的な運営を阻害している。	公立大学法人が所有する資産の有効活用による自己収入の確保が可能となることで、各公立大学の強みや特色を生かした取組を行うために必要な財政基盤の強化が図られ、公立大学法人の自主性・自律性の高い運営による教育研究水準の向上が期待できる。	地方独立行政法人法第21条第2号・70条	総務省、文部科学省	指定都市市長会	一	秋田県、高崎市、金沢市、岐阜市、愛知県、大阪府、岡山県、下関市、山陽小野田市、北九州市、宮崎市、沖縄県	○直近の法改正(H30.4.1施行)により、地方独立行政法人に対して運営費交付金の使用に係る努力義務(前項事項)が新たに課されるなど、財政の意切かつ効率的な使用が求められているなか、法人資産の適正な管理のもと、経営的視点に基づき資産の有効な活用を資することは、収入源の多様化に繋がり、法人の経営基盤の強化に資すると考える。 ○本件について国立大学法人と公立大学法人で制度上の差異があることに合理性が見出せない。	○公立大学法人における土地等の所有財産の買付けは、地方独立行政法人法第70条に基づき、業務を行うにあたり必要とされる場合には現行法上でも認められているところであり、「具体的な支障事例」にあるコンビニの設置についても、業務に支障がない限り、第三者へ土地を貸し付け、教職員や学生などの福利厚生のための施設として設置することは認められる。 ○ 現行法上認められていないその他の具体的な支障事例が存在するということがあれば、具体的な計画内容やニーズ等を踏まえ、現行法制度との整合性に鑑み、関係省庁と連携の上、改善策について検討する。	具体的な支障事例として、コンビニの設置を挙げているが、各府省からの回答は「業務に支障がない限り、福利厚生のための施設として設置することは認められる」と広い解釈が示されており、その他の事例についても、公立大学法人の自主的な判断により、その有効活用が可能となることで、資産の有効活用による一定の前進があると考える。 しかし、国立大学法人においては、駐車場などの土地の第三者買付を企画公募する事例も実際に出ているが、公立大学法人においても、土地等の第三者買付について潜在的な支障事例やニーズが存在していると考えられる。 今回の提案内容は「公立大学法人においても国立大学法人と同様に、法人業務に関わらない傍らでも、土地等の第三者買付が可能となるよう法改正を求めるもの」であり、公立大学法人が所有する資産の有効活用による自己収入の確保が可能となり、必要と財務基盤の強化が図られ、教育研究水準の向上に寄与するものと考えており、引き続き、法改正を提案する。	

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
<p>【宮崎市】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p> <p>【支障事例の補足】 「隣接する公の施設を指定管理している事業者と同一の事業者と委託契約することで一体的な管理が可能」との回答であったが、随意契約による委託契約は困難である。 清掃工場等に指定管理者制度を適用することが可能となれば、付帯施設である水泳場等と合わせて一括で指定管理者を募集することができ、効率的な運営に繋がるものと考え。</p>		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能となっているが、事実関係については提案団体との間で十分確認を行うべきである。」</p>	<p>○ 水泳場及び清掃工場は、PFI法に基づき、施設の整備及び管理運営等を包括的に委託したものであるが、当該契約終了後も両施設の管理運営を一つの者に行わせようとする場合、私法上の契約では以下のような疑問があるため、明確にしたい。</p> <p>(1) 清掃工場について、廃棄物処理業・施設清掃業務・警備業務を始めとする清掃工場の管理運営に関する全ての業務を一つの業者に包括的に委託することは可能か。</p> <p>(2) 上記(1)で包括的な委託が可能である場合に、私法上の包括的な契約の中で、施設の修繕等を受託者の判断で行わせること(管理権限の委任)は可能か。なお、現行のPFIによる契約では、受託者が実施する修繕更新業務に必要な対価を年ごとに支払っている。</p> <p>(3) 私法上の包括的な委託契約の中で清掃工場などの施設の管理運営を行わせるに際し、当該施設に市職員を常駐させるか否かは、市が施設ごとに判断すべき事項であると理解してよいか。</p> <p>○ 公の施設以外の施設について、その管理運営を民間委託する場合には、その判断権限が不明であり、読み出せないのが現状である。施設管理業務の委託手法については、地方自治法に基づく指定管理者制度及びPFI法に基づく方法を除けば、自治体が参考にできる法令やマニュアルが不足している。このため、窓口業務や公物管理業務と同様に、包括的民間委託のような手法についてガイドライン等を示すべきではないか。</p>	<p>○1 清掃工場のような公の施設に該当しないとされる施設に対して、私法上の契約により管理運営に関する全ての業務を一つの業者に包括的に委託すること。②また、そのような私法上の包括的な契約の中で、施設の修繕等を受託者の判断で行わせること。③私法上の包括的な委託契約の中で清掃工場などの施設の管理運営を行わせるに際し、当該施設に市職員を常駐させる必要があるか否かについては、地方自治法上、特段の制限はない。</p> <p>○地方自治法上、特段の制限がないなかでは、各自自治体が様々な契約を自らの判断で行うものであり、私法上の契約について総務省がガイドラインを示す根拠がない。</p> <p>○その上で、他自治体では、包括的民間委託のような手法を活用している団体も実際に存在していることもあるため、同様の検討を行うおとする自治体に参考にしていただけるよう、事例等を整理しお示することとしたい。</p>	<p>6【総務省】 (1) 地方自治法(昭22法67) (2) 普通地方公共団体が設ける施設のうち、公の施設(244条)に該当しない施設について、包括的民間委託等による施設の効率的かつ効果的な運営管理を行うおとする地方公共団体の検討に資するよう、地方公共団体における先進的な取組事例を整理し、地方公共団体に2018年度中に周知する。</p>	<p>「地方公共団体における行政改革の取組(平成31年3月29日公表)」において、地方公共団体における先進的な取組事例を整理し、公表を行ったが、その中で、公の施設に該当しない施設における包括的民間委託の事例、公民館への指定管理者制度の導入の事例を盛り込んだところ。</p>	<p>平成31年3月29日実施済み</p>	<p>「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」のとおり、地方公共団体による民間委託等の検討に資する情報提供を行うという方向で検討を行ってきた。</p>	
		<p>【全国市長会】 慎重に検討されたい。 なお、所管省においては副業の要件にかかる基準の明確化を図ること。</p>		<p>公務員の中立・公平性の確保という観点から、地方公務員の営利企業への従事等について、許可制から届出制への変更することは適当ではない。</p> <p>一方で、総務省としては本件に関する地方公共団体からのニーズを踏まえ、先進的な取組事例の紹介など、必要な対応について検討を行ってまいりたい。</p>	<p>6【総務省】 (6) 地方公務員法(昭25法261) (7) 職員の営利企業への従事等の制限(38条)については、職務専念義務、職務の公正の確保及び職員の品位の保持等を担保しつつ、地方公務員の社会貢献活動等への積極的な参画を可能とするため、地方公共団体における先進的な取組事例等について調査を行い、地方公共団体に2019年度中に必要な情報提供を行う。</p>	<p>通知等</p>	<p>令和2年1月10日発出</p>	<p>兼業に関する調査で得られた先進事例等を取りまとめ、留意事項と共に各地方公共団体に通知した。</p>	
<p>【秋田県】 検討状況を随時情報提供いただくとともに、今後の検討スケジュールについて示してもらいたい。</p>		<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、文書により十分な周知を行うこと。</p>	<p>○ 第1次回答において、「具体的な支障事例が存在するという点であったが、具体的な計画内容やニーズ等を踏まえ、現行法制度との整合性に鑑み、関係省庁と連携の上、改善策について検討する。」とのことだが、できるだけ早く現行制度における支障事例や制度改正のニーズ等を把握していただきたい。それを踏まえて法改正をすべきではないか。</p> <p>○ 国立大学法人と公立大学法人に制度上の差異がある合理的な理由(公立大学法人特有の事情)が無い限り、この差異を解消するため、早急に法改正をすべきではないか。</p>	<p>提案団体からの提案内容や、提案募集検討専門部会からのヒアリングを踏まえ、平成30年9月3日付事務連絡において、各公立大学法人に対して土地等の第三者への貸付けに関するニーズ調査を実施したところである。(締切:9月19日)</p> <p>本調査結果を踏まえ、関係省庁と連携の上、法改正を含めた対応策について検討してまいりたい。</p> <p>なお、提案団体から支障事例として指摘のあった、教職員や学生などの福利厚生施設としてのコンビニ設置については、大学の設置・管理に「附帯する業務」(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第21条第7号)として現行法上も認められている旨を周知徹底してまいりたい。</p>	<p>6【総務省】 (10) 地方独立行政法人法(平15法118) 公立大学法人の所有する土地及び建物の第三者への貸付けについては、以下のとおりとする。 ・大学業務又は当該業務の附帯業務として貸し付けることが可能である事例については、公立大学法人等に2018年中に通知する。 (関係府省:文部科学省) ・大学業務及び当該業務の附帯業務に該当しない貸付けについては、国立大学法人の例を参考にしつつ、可能とする。 (関係府省:文部科学省)</p>	<p>通知及び法律改正</p>	<p>通知は平成30年12月25日に発出済み。 法律改正は令和元年6月7日に公布済み。(施行期日は公布の日から起算して三月を経過した日)</p>	<p>左記のとおり、平成30年12月25日付で各公立大学法人及び地方公共団体担当課宛てに公立大学法人の土地等を貸し付ける場合の取り扱いについて通知した。 また、令和元年6月19日に各地方公共団体及び各公立大学へ公布通知を発出済み。</p>	